

研究題目

社会科における公民的資質の研究

－ 公 共 ・ 自 国 の 認 識 ・ 国 際 理 解

を 鍵 概 念 に し て －

京都教育大学大学院 教科教育専攻 社会科教育専修

学籍番号 055040 有山 明利

平成19（2007）年1月10日

目 次

はじめに	1
I. 社会科をめぐる公民的資質について	3
1. 教科としての公民的資質の変遷	3
(1) 公民科の設置	3
(2) 「公民科」の廃止において	7
(3) 公民教育刷新委員会において	7
(4) 第一次アメリカ教育使節団報告書において	8
(5) 初期社会科において	8
(6) 学習指導要領第二次・第三次改訂において	9
(7) 第四次改訂において	10
(8) 第五次・六次改訂において	11
(9) 第七次改訂（現行学習指導要領）において	12
2. 社会科教育における公民的資質の鍵概念	13
(1) 社会科学習指導要領においてみられる公民的資質における鍵概念	13
(2) 社会科の教科的特質における公民的資質に関わる鍵概念	15
II. 各鍵概念についての考察	19
(1) 各鍵概念についての考察	19
① 「公共」の概念についての考察	19
② 「自国の認識」の定義についての考察	24
③ 「国際化・グローバル化」についての考察	30
III. 公共を中核にすえた公民的資質育成のための関係図及び概念図、授業構想	36
(1) 教科書分析及び授業分析	39
① 「知識の分類」	39
② 教科書分析	43
③ 授業分析	45
④ 授業プラン	48
おわりに	68
付録（資料） 1. 各社教科書分析	
2. 各授業分析	

はじめに

i. 研究テーマ

社会科における公民的資質の研究

ー公共・自国の認識・国際理解を鍵概念としてー

ii. 研究の動機

小・中学校社会科における、学習指導要領教科学習目標として、以下の二点があげられている。

広い視野に立って、社会に対する関心を高め、諸資料に基づいて多面的・多角的に考察し、我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を深め、公民としての基礎的教養を培い、国際社会に生きる民主的、平和的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う。

（平成10年告示（平成15年一部改正）中学校学習指導要領社会科編）^{（1）}

社会生活についての理解を図り、我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を育て、国際社会に生きる民主的、平和的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う。

（平成10年告示（平成15年一部改正）小学校学習指導要領社会科編）^{（2）}

両目標においても公民的資質の基礎を養うことをその目的とされているのであるが、抽象的な記述にとどまり、その具体的な内容については明文化されていないのが現状であり、中学校指導要領解説においても、社会科学習の究極のねらいであるとのみ記されている。

ただ、その内容の性質からいって、ある一定の普遍性はあるにせよ、時代の移り変わりや国際情勢の変化等を考えると固定化されるものではなく、ある種の抽象化はやむ終えないのかもしれないが、その一方で、学校の教育現場においては、その規定のなさから混乱が起こっている。

またこのこととも関連して、小峰隆夫⁽³⁾の指摘に見られるように、最新の研究成果が必ずしも教育の現場に生かされていない現状が多々みられ、このことにより、研究においては旧態依然として過去の遺物になってしまったものが教育では厳然として教えられていたり、研究と教育の乖離が多いに懸念されている。

このようなことから、先にも述べたが、日本を取り巻く世界情勢の変化など、時代の推移により必要とされる公民的資質の変遷を考える必要に差し迫られていると考え、今までの社会科における研究成果を引き継ぎつつも、新たに変更や付け加えられるべき社会科における公民的資質について研究していこうと思い立った次第である。

iii. 研究の目的

以上のことを受けて、現代における社会科の公民的資質について考察し、これを提示することにより、次世代を担うべき確かな視点を持ち、意志決定及び行動の出来る生徒の育成を図る。

I. 社会科をめぐる公民的資質について

1. 教科としての公民的資質の変遷の概要

まず最初に、松野修⁽⁴⁾と中西仁⁽⁵⁾の研究をもとに社会科における公民教育の変遷を見る。

(1) 公民科の設置 (1924年)

「公民科」は大正末期から昭和初期にかけて実業補習学校と中等学校に設置され、初歩的な社会科学的知識と協同的な態度の育成が目的とされる。

松野は公民科教育論の類型として、文部省主催の公民教育講演集を分析し、その多くが実定法をただ解釈し、その権威に隠れて法律制度の根拠と理念を呈示しえないものとし、それ以外のものにおいては二つの型に分けている。その一つが、個人主義を基調としつつ社会政策の合理的根拠を提示するものとし、さらにその中で、

①明確に個人主義に立脚する型＝個人主義

②必ずしも個人主義を前面に打ち出していないものの、社会政策の根拠を資本主義の発展という内在的な論理から導出するもの＝資本主義的内在論

の二つに細かく分けている。

もう一つが、国家主義を基調として縦の服従を説くもので、こちらも、さらにその中で、

①個人主義を明確に否定して国体論を前面に打ち出す型＝国家主義

②個人主義を牽制しつつ、社会政策の根拠を資本主義に外在的な倫理的要請に求めるもの＝共存共栄論

の二つに細かく分けている。また、権威の在り方を巡っては、個人主義においては、先験的に確定しておらず、個人の自由な思考と批判により模索し、自由を生かしつつ、理論的に社会の適正な構成を考える知育重視論をとり、国家主義においては、所与の事実として確定しており、権威に対する批判には所定の制限が必要とし徳育重視論が説かれるが、たぶんに直感的感情論や理論体系を無視した絶対的な価値論に終始し、理論的な高まりはなかったと分析している。

公民科の内容的標準を初めて明示した「実業補習学校公民科実施要項」は、中学校法制及経済教科書を継承して「社会改善」の題目を立て、「デモクラシー、社会主義、共產主義の批判、労働問題小作問題」を扱うよう規定。公民科は現に生じている社会問題を教育課程中に取り組み、体制的危機認識に基づいて社会問題の解決に向けて何らかの示唆を与えることを志向していたと分析。リアルな現実をそのまま生徒にぶつけ、そこから考えさせる点において、現在のイギリスのシティズンシップ教育と認識的関連性が考えられるが、それは体制的なある意図を持ったものであり、内容及び目的は、似て異なるものである。（注・有山）

また、松野によると教科書も三期に細分され、これにより社会問題の記述も各時期によって差が見られることを指摘し、それによると次の三期に分類している。

① 1924～1930

実業補習学校だけで公民科が実施され他の中学校では選択制の法制及経済が実施された前期

② 1931～1936

他の中等学校にも公民科が拡張された中期

③ 1937～1943

実業補習学校が青年学校に併合されて公民科が「修身及公民」となり、その他の中等学校でも「中学校・高等女学校公民科教授要目」が改訂されて公民科の内容が変化した後期

松野によると、①の時期は社会主義はもとより、個人主義も利己主義と同一視して排斥し、社会問題の発生は利己主義の蔓延によるもので、「温情」によって解決可能とする。

②の時期は社会運動の高揚をむしろ積極的に評価し、社会問題の発生を産業革命の必然的帰結として把握し、その対策として労働組合法等の社会政策立法を提唱（※ただしこれは中学校・高等女学校用に限定で、同じ著者の教科書「穂積重遠・四宮茂『新撰公民教科書』と同著『実業補習新撰公民教科書』」でも、前記の分では労働問題が社会問題となれることを一の社会進歩の道程と謳い、後記の分では人間の利己主義が今日のあらゆる社会問題や思想問題を発生せしめた根源と記述）

③の時期においては、1937年の「中学校・高等女学校公民科教授要目」にみられるように、「社会改善」の項は「衛生・保健・人口」などと共に「国民生活」の項に吸収され、全体の論調も「私を離れて互譲共存の精神の発揮」や社会問題そのものを否認する教科書の登場など、全体の論調が大きく変化し、前期実業補習学校用教科書の水準まで後退と指摘。

しかしその後、戦時体制に入り「公民教育」が「皇民教育」へ変質し、戦争が本格化

する中で、明治以来繰り返されてきた「知育偏重」の批判の中で非合法的な発想が幅をきかせ、社会認識を客観的に教授することを目的にした公民科は、再び主情主義的な修身科に吸収されていく。ただ、松野は公民科の意義として、明治初期の日本に近代市民社会の原理を体系的に解説する欧米道徳書が紹介されて以来、これの修身道徳教科書への活用や、公民教育においてこれの原理と機構を体系的に教授が行われたり、立憲帝国主義の中で中学での法制及経済の導入がなされ、内務省の主導する自治民育運動の中で生まれた実業補習学校公民科でも、基準を明確にする過程で社会政策論を教育内容として包摂するなど、明示欽定憲法下、立憲主義的傾向を持つ公民科教育論が存続し、明治初期から1930年代まで、日本の教育界には修身科に代表される天皇制家族国家観に立脚する公民教育とは別の流れが存在したことを挙げている。

また、広義の公民教育として、「天皇制家族国家観に立脚する公民教育（修身科など）」と、「自然権論を基調とする公民教育（法制及経済、公民科など）」の二つの流れが存在し、これを元にして二つの立場があり、一つは（i）社会实在論として、社会秩序の正統性を何らかの超越的権威から導出し、所与の規則として法の觀念に固執することにより硬直化し、上位の権威に依存して強弁するものであり、もう一つは、（ii）自由主義・個人主義として、社会秩序は各人の自由な行動を基礎として形成されるとみるものであり、法を現実との照合により妥当性を検証し、改変さるべき規範として理解し、社会政策立法の根拠を規定するものとする立場である。ただ日本では、諸個人の倫理性の発揮が法を維持し新たな法を形成するという自然権論のダイナミズムは、制度文物の効率的な受容などの歴史的要因から見失われ、所与の法の遵守だけが倫理性の発揮のように説かれ、このことから

(ii) は日本の公民教育の主流になり得なかったとしており、現在につながる教育論として、公民教育の「逸脱変容」を厳しく指摘している。

松野は、公民科は「革命に対する安全弁」として、男子普通選挙法制定を直接の契機として成立した教科であり、公民科の設置は体制的危機への教育的対応であったことを当時から指摘されていたことを示唆している。

(2) 戦時体制の中で、中等学校段階での「公民科」の廃止(1943年)され、「修身科」へ吸収される。

(3) 戦後、文部省に公民教育刷新委員会が設置され、新しい公民教育が構想される。

1945年11月1日に第一号答申が出され、公民教育の目標として「平和的文化的国家建設のために、国民の教養を高め、社会意識を深め、健全なる共同生活の建設に役立つ資質を啓培」が掲げられ、方法論として「徳目の教授を通して道義の心の昂揚と社会的知識技能の習得並びにその抽象的に分離して取り扱うが如き従来の傾向は是正されるべきである」として意欲形成・知識理解・態度形成・実践力養成の有機的連関が説かれる。

その後、1945年12月22日に第二号答申が出され、次の七つの公民教育の根本方針が示された。

① 普遍的一般的原理に基づく理解の徹底

② 共同生活における個人の能動性の自覚に基づく、公共に対する義務と責任の意識の涵養並びに個人相互の自由の尊重や相互協力の精神の育成

③ 社会生活に対する客観的具体的認識とそれに基づく行為の養成

④合理的精神の涵養

⑤科学の振興と国民生活の科学化

⑥純正なる歴史的認識の重視

⑦公民教育の方法についての指標（社会的事象の相関関係を多角的総合的に理解）

両答申から、社会認識の形成における知的側面と公民的資質の形成における価値的・実践的側面の統一の課題提起され、ここに「社会科」との関連がでてくる。

（４）第一次アメリカ教育使節団報告書における「社会科」教育の提案

日本で「公民教育」、アメリカで「社会科」として実施されている学習として提案され、内容としては、「地方産業、市町村・都道府県・国の行政等についての学習」「多様な宗教に関する学習」「個人の権利や義務の学習」「生徒の主体的な学習」が提起され、これを通じて、自由主義や民主主義の獲得が目指される。そして、アメリカの意向も受け、文部省内で「公民教育」が「社会科」へ転換していく。

（５）初期社会科として、昭和２２年版・２６年版の学習指導要領社会編で示された問題解決学習を基盤とした学習が始まる。

これは、系統的学習によらず、現実生活における問題の解決を中心として、青少年の社会的経験を広め、深めることが目的であり、具体的な社会問題を解決するプロセスを重視したものであり、「社会科」と「社会科学」を明確に区別すると共に、社会科の目的は「青少年に社会生活を理解させ、その進展に力を致す態度や能力を養成することである。」とし、従来の修身・公民、地理、歴史、実業等の科目もこれに携わってきたが、ともすれば倫理学・法律学・経済学・地理学・歴史学等の知識を与えることに追われて

しまい、実際生活に働くものにならず、社会生活を理解するためには「相互依存の関係を理解すること」が最も大切であるとする。そして、小学校社会科学習指導要領補説第二節の中で、社会科の目標として公民的資質の発展に言及し、具体例として、

①自分たちの住んでいる世界に正しく適応出来るように

②その世界の中で望ましい人間関係を実現していけるように

③自分たちの属する共同社会を進歩向上させる

という三点を示し、これを通じて、社会的に目を開くことを重視し、「人々の幸福に積極的な熱意」「不正に対して積極的に反発」「人間性及び民主主義を信頼する心」を持つことが目指される。中西は初期社会科におけるコスモポリタンの発想を指摘し、「公民的資質」＝「市民的資質」として解釈している。

(6) 学習指導要領第二次・第三次改訂

1955年(30年版)⁽⁶⁾・1958年(33年版)⁽⁷⁾の二度にわたって改訂され、第三次改訂は官報として告示され、法的拘束力を有していく。このなかで、中学校社会科の教科の目標として「2. 人間生活の(略:有山)広い視野に立って郷土や国土に対する愛情を育てる。」「4. 家族、村落、都市、国家(略:有山)わが国の政治・経済の機構や機能を理解(略:有山)わが国が当面している諸問題に着目させ(略:有山)。」「5. 世界におけるわが国の立場を正しく理解させ、国民としての自覚を高め、民主的で文化的な国家を建設して、世界平和と人類の福祉に貢献しようとする態度を養う。」が挙げられ、特徴として、「国民国家の国民育成を教科の目標とする面を強調」「分野別指導・系統学習の重視」が掲げられる。

中西は、コスモポリタンの傾向が強く、経験主義であった初期社会科からの本格的な移行を指摘し、歴史教育においても本改訂における文部省が意図した国民的教養としての歴史教育と社会構成体論（史的唯物論）をベースとしたもののイデオロギー対立から後者への移行を挙げ、この結果、本来ニュートラルなものであった「公民的資質」に対する議論が、この後タブー視されていく経過をあげ、その変質性を指摘している。

（7）第四次改訂

昭和44年4月⁽⁸⁾に中学校に関する部分で行われ、社会科の総括的目標として「地理、歴史および政治・経済・社会などに関する学習を通して、社会生活についての理解と認識を養い、民主的、平和的な国家・社会の形成者として必要な資質の基礎を培う」が掲げられる。そして、中学校社会科の政治・経済・社会的分野を公民的分野と改訂し、小学校、中学校の指導書において公民的資質について以下のような具体的な記述が行われる。即ち、「社会生活のうえで個人に認められた権利は、これを大切に行使し互いに尊重しあわなければならないこと」「具体的な地域社会や国家の一員としてみずからに課せられた各種の義務や社会的責任があることなどを知り、これらの理解に基づいて正しい判断や行動の出来る能力や意識などを指す」ということが挙げられ、「市民社会における権利の主体としての市民」「国家の成員として義務の遂行者としての国民」という2つの立場が鮮明に打ち出される。

また、中学校指導書社会科編⁽⁹⁾では公民的分野の解説の中で公民的資質の中核が明確化され

- ①「国民主権の原則にふさわしい国民になろうとする自覚」
- ②「自分たちが地域社会および国家の担い手であるとの自覚とその発展に尽くそうとする態度」
- ③「これらの自覚に基づく政治・経済・社会・国際関係などに関する豊かな教養
- ④「自由・権利と社会的責任・義務についての正しい認識」
- ⑤「この認識に基づいて権利・義務の主体者として自主的に行動するための諸能力」

の5点が示されている。この事から中西は、社会科の総括目標と照らし合わせて、「自由・権利」は「市民」、「責任・義務」は「国民」と対応する可能性を指摘し、文部省におけるこの規定に対して一定の評価をしている。ただ、「自由・権利」を重視する「市民的側面」と「責任・義務」を重視する「国民的側面」を二項対立的にとらえた時に、その順序性から国家における後者の優位性を指摘し、それ故、国家による前者の歪曲・矮小化から前近代的な民族共同体的国家の再興の狙いが含まれている懸念を憂慮している。

(8)第五次・六次改訂

昭和52年7月、中学校⁽¹⁰⁾、平成元年1月、小・中・高校⁽¹¹⁾で実施。

52年改訂における中学校社会科の目標として、「広い視野に立って、わが国の国土と歴史に対する理解を深め、公民としての基礎的教養を培い、民主的、平和的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う。」が掲げられ、社会科の全体目標として、はじめて「公民的資質の育成」が明示される。

また、第六次改訂においては、「広い視野に立って、わが国の国土と歴史に対する理解

を深め、公民としての基礎的教養を培い、国際社会に生きる民主的、平和的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う。」が掲げられ、国際化の社会を迎え、「国際社会に生きる」の文言の付け足しが行われるなど、公民的資質において国際社会で通用する力の育成の必要性が確認される。

(9) 第七次改訂（現行学習指導要領）⁽¹²⁾

平成10年12月、中学校で実施。

第七次改訂における中学校社会科の目標として、「広い視野に立って、社会に対する関心を高め、諸資料に基づいて多面的・多角的に考察し、わが国の国土と歴史に対する理解と愛情を深め、公民としての基礎的教養を培い、民主的、平和的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う。」が掲げられ、「社会に対する関心を高め、諸資料に基づいて多面的・多角的に考察し」と、わが国の国土と歴史に対する理解と「愛情を深め」の文言が付け足される。そして、次の、

①改訂のテーマである生涯学習を見すえた「生きる力」や「学び方学習」を意識して、

より一層、生徒の積極的な社会認識の意欲の涵養の大事さと、これの多様な観点から

の理解の重要性

②国際化の時代をふまえ、より国家に対する意識の高揚の必要性

の二点が明示される。小学校⁽¹³⁾・中学校学習指導要領解説社会科編⁽¹⁴⁾の「公民的資質」

に関する記述において、「『公民的資質』とは、国際社会に生きる民主的、平和的な国家

・社会の形成者、すなわち市民・国民としての行動をする上で必要とされる資質を意味し

ている。したがって、公民的資質は民主的、平和的な国家・社会の形成者としての自覚を

持ち、自他の人格を互いに尊重しあうこと、社会的義務や責任を果たそうとすること、社会生活の様々な場面で多面的に考えたり、公正に判断したりすることなどの態度や能力であると考えられる」と明示されると共に、中学校社会科公民的分野の目標として、

①「個人の役割」の文言を「個人と社会との関わりを中心に」に変更

②「国際的な相互依存関係の深まり」を明示

③「…確実な資料に基づいて」を「様々な資料を適切に収集、選択」に変更、「社会的事象に関する関心を高め」を付け足しが行われる

等の変更点が見られ、「生徒のより主体的な力の形成の必要性を明示＝『生きる力』」「相互依存関係の認識における国際化の認識の強調と、それ故の自国に対する愛着や国民としての意識の強調」などが行われることにより、従来の公民的資質に付け加え、上記の力の育成の必要性が考えられている。

以上、公民科及び学習指導要領に沿って公民的資質の内容の変遷を考察してきた。そこではグローバル化の進展や社会情勢の変化、そして人々の多様な生き方の選択を踏まえ、より柔軟に多様な視点が盛り込まれようになったことが示されたが、この内容からは教育における具体像は見えてこず、実際の指導を考えたときに、より一層、焦点化された概念や認識のための道筋が示される必要がある。この事を踏まえて、次項において公民的資質の鍵概念について考察する。

2. 社会科教育における公民的資質の鍵概念

本節では、現在の社会科における公民的資質に関わる鍵概念を検討する。

(1) 社会科学学習指導要領⁽¹⁵⁾において見られる公民的資質における鍵概念

まず、現行社会科指導要領解説からこれを検討すると、次の点が挙げられる。

- ①「広い視野に立って、社会に対する関心を高め、諸資料に基づいて多面的・多角的に考察し（略：有山）」

ここから、多面的・多角的な見方や考え方に関することと世界的、国際的な視野という空間的な広がりに関することの二つの意味内容から「国際化」「グローバル化」という概念が

- ②「我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を深め、公民としての基礎的教養を培い（略：有山）」

ここから、日本や世界の諸事情に関心を持って多面的に考察し、公正に判断する能力や態度、我が国の国土や歴史に対する理解と愛情、国際協力、国際協調の精神など、日本人としての自覚をもち、国際社会の中で主体的に生きる資質や能力を育成することを重視して内容の改善を図る、「自国の認識」という概念が

- ③「（略：有山）国際社会に生きる民主的、平和的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う」

これは、3分野の学習を通して育成する資質について述べられたものであるとされ、なかでも「公民的資質の基礎を養う」が社会科学習の究極のねらいとされ、ここから「国民と市民をつなぐ公共の概念」が導出される。

このことから社会科学習指導要領においては、公民的資質の鍵概念として「公共」「自国の認識」「国際理解」の三つの概念があげられる。

(2) 社会科の教科的特質における公民的資質に関わる鍵概念

松尾正幸⁽¹⁶⁾は、社会科は国際社会に生きる民主的、平和的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質を養うことを究極の使命とする教科と規定し、また公民的資質においては、常に社会に対する科学的な知識・理解に裏付けられた、正しい社会認識を通して育成する必要を明示している。この意味において、社会を秩序だった客観的对象として研究する社会（諸）科学と社会認識育成教科としての社会科をほぼ同義的にとらえている。

また、岩田一彦⁽¹⁷⁾においては、社会科で育てる子どもとして、「科学的な事実判断ができ、合理的な意思決定のできる子ども」を規定しており、判断には二種のものが存在していることを想定している。この判断の内容としては、一つは「～がある」「～である」という事実判断であるとし、自前の概念装置を組み立てる必要を提起する。そしてそれを受けて、「～であるべきである」「～すべきである」という価値判断を行うことを想定し、これに基づいて論争問題を考える子ども、ひいては合理的意思決定のできる子どもまでを目指している。そして、その能力育成のために、「自ら追求する学習」「体験・経験を重視する学習（体験から経験へ昇華し、吟味）を重要視している。以上のことから総合して考えると、よりよい公民的資質形成においては、「国際社会に生きる民主的、平和的な国家・社会の形成者としての資質」を「社会に対する科学的な知識・理解に裏付けられた、正しい社会認識を通して育成」するとともに、経験を重視しながら、判断能力を育成する必要がある。

このことを受けて、社会科における公民的資質育成のための基礎となる鍵概念を考え

るときに、その基礎となるものとして、作業定義として次の三つの概念を導き出す。

まず下記の内容から

- ・正しい国際社会の理解
- ・正しい事実判断による他国理解のための自国理解（正しい自己理解による他者理解と同様、正しい比較基準《概念装置》としての正・負両面からの自国理解が必要）
- ・経験に基づく、正しい価値判断による合理的意思決定のための、自国の認識・国際理解の認識

公民的資質育成の基礎的な要件としての「自国の認識」「国際理解」を導出する。

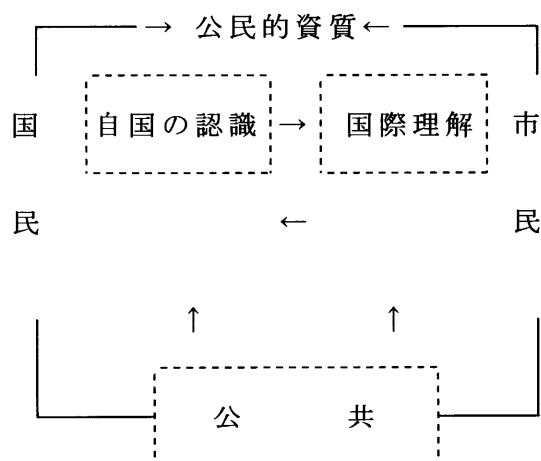
そして最も基礎となるものとして、

- ・民主的・平和的な国家社会の形成者たる成立要件
- ・正しい社会認識を行う要件
- ・正しい事実判断のための概念装置組み立てにおける基礎概念
- ・合理的意思決定の実行できる要件

上記の内容から、すべての公民的資質育成の基礎となるものとしての「公共」をあげる。

これらの要件を読み解く大前提としては、義務の立場である「国民」と権利の立場である「市民」を踏まえた上で、これらの二つの概念をいかにつなぐかということが問題になるが、そのためにはその中心概念である「公共」を明らかにすることが必要不可欠である。

その関係図を示すと次のようになる。



公民的資質を支えるものとして「国民」と「市民」の立場があり、さらにそれをつな
いで成立させる要件としての公共がある。また、これらの概念を正しく成立させる基礎
概念として、この「公共」の基盤のもと、共に相互理解、相互補完の概念としての「自
国の認識」と「国際理解」が位置づけられる。

以上のことから、この三つの概念を社会科における公民的資質の鍵概念として位置
づけ、中でも「公共」をその中核にすえて、公民的資質形成について考察する。

〔引用文献〕

- (1) 平成10年版(平成15年一部改正)「中学校学習指導要領社会科編」
- (2) 平成10年版(平成15年一部改正)「小学校学習指導要領社会科編」
- (3) 小峰隆夫(2005年10月)「大学の現場から経済教育に望むこと」,「ESP」、(社)経済企画協会 pp.20-23
- (4) 松野修(1997).「近代日本の公民教育」、名古屋大学出版会
- (5) 中西仁(2000).「京都教育大学大学院修士論文」
- (6) 昭和30年版「中学校学習指導要領社会科編」
- (7) 昭和33年版「中学校学習指導要領社会科編」
- (8) 昭和44年版「中学校学習指導要領社会科編」
- (9) 昭和44年版「中学校指導書社会科編」
- (10) 昭和52年版「中学校学習指導要領社会科編」
- (11) 平成元年版「中学校学習指導要領社会科編」
- (12) 平成10年版「中学校学習指導要領社会科編」
- (13) 平成10年版「小学校学習指導要領社会科編」
- (14) 平成10年版「中学校学習指導要領社会科編」
- (15) 平成10年版「中学校学習指導要領社会科編」
- (16) 松尾正幸(1994).「社会科と社会科学」「社会科教育学ハンドブック」、社会認識教育学会編、明治図書、pp.37-46
- (17) 岩田一彦(1994).「社会科と子ども」「社会科教育学ハンドブック」、社会認識教育学会編、明治図書、pp.47-56

Ⅱ．各鍵概念についての考察及び研究

続いて、本論文で導き出した各鍵概念について、考察する。

（１）各鍵概念に対する考察

①「公共」の概念についての考察

「公共」を、いわゆる「公」という概念で考える時、従来の日本においては上からの権力による仰せや政治的な働きをともなった、いわゆる「公権力」という言葉に代表される考え方や捉え方が一般的で、国民における社会通念であったと言える。戦前や戦中を通じて繰り返し唱えられた「滅私奉公」という言葉や考え方がその最たるものであろう。

それに対して、近年では「滅公奉私」とも言うべき、「私」いわゆるプライベートを過大に尊重し、日本において一般的にとらえられている「公」の働きの縮小化を図る動きが顕著になる様相を呈し、これに起因すると思われる様々な社会問題が引き起こされている。ただその一方で、この動きとは別に、従来の公私二元論ではなく、「つくってきた公」「つくっていく公」の議論の中で、管理調整機能として新たな働きを持った公の創造や、「私」の「公」への取り込みや、プライベートの総体における合意の結果としての「公」という概念も新たに唱えられるようになってきた。

また藤井康男⁽¹⁾が言うように、世の中を見渡すと、「美味しんぼ」⁽²⁾や「課長 島耕作」⁽³⁾のマンガがもてはやされるように、少なくとも「公」を前面には出さず、あくまでも「私」を生かし、また「私」に忠実に生きる中で、自然体において「公」を想起していくという、従来になかった主人公の新しい生き方とも言えるべきものが支持されるようになってきた。この考え方を公共哲学においては、「活私開公」という概念でとらえ、「私」

を生かし、その共同体や全体の利益やこれを守る観点からの「公」として、ハンナ・アーレントやユルゲン・ハバーマスやメルッチ等が提唱している理論に基づく、みんなで作り上げるパブリックというべき概念として捉えている。

従来の中学校社会科での公民的資質の先行研究では、「公共」はただ市民（プライベート）に対極する国民（パブリック）の働きをつなぐものという認識ぐらいしかされておらず、その概念形成においては、いささかあいまいな部分が多かった。また、現在行われている授業実践においても、世の中の混乱を意識したり、生徒におけるわかりやすさを優先して、「公」を意識すること、また「公」に忠実に従うことのみをもって、「公共」の概念習得を達成したかのような実践が多いのも現状である。そこで、もう少し「公共」について突き詰めて考え、公民的資質における中核を担う鍵概念を考える。

そのために、公共哲学における公共の議論から様々な公の認識について見ていくことにする。

（西欧の公）

福田欽一⁽⁴⁾によると、西欧の公は、ポリス（都市国家）起源における、公開の場での議論による公共の判断形成がそのもととなっており、オイコス（家計・一家の経済）という私秘空間（プライベート）を基礎に公共性（パブリック）が成立していることが分析されている。またこれと共に、キリスト教倫理感にねざした個人が中心となる社会であり、それ故に、私と私がぶつかり合う社会を形成しており、これゆえ、自由主義モデルとして、個人の秩序保障要請に基づく公共の秩序の存在があり、また、対権力の近代革命運動の中で「社会契約説」に代表される公共の理論体系が形づくられてきたことが説明されている。

(イスラムの公)

一方、板垣雄三⁽⁵⁾によると、イスラムの公においては、宗教観がそのもととなっており、本来は宗教に強制があってはならないのがイスラムの大原則であるが、イスラム教徒にとっては、時間、空間を含む一切の被創造物にとって、創造主＝神との関係こそが問題とされており、神の前にあらゆる意味で個人情報とは公開・記録されており、自己の存在がただちにそれ自体として公的存在として意識されており、「公」と「私」を分けることには厳しく批判的であり、神との一体化における「私」と「公」の一体化した「公」の存在が説かれている。

(中国の公)

また、溝口雄三⁽⁶⁾によると、中国の公においては、「天の公」の概念がいきづき、均分と公平の原理に基づく二元的国制がとられた公であり、「政治的な天の公」「社会的な天の公」「自然的な天の公」の三つの公を想定している。その一方で、溝口は日本における「天の公」意識の欠如を指摘すると共に、公領域に対する私領域の独立的な存在の容認を挙げ、戦争時における滅私奉公や地域エゴ、「会社や家のため」の意識に代表される日本型の閉じられた公の危険性を提起している。また、その社会の類似性から、欧米型の公よりも、中国における公を生かすことを提唱し、「天の公」の意識を生かした上での、伝統的な日本の公私観に立脚した公を提案し、個人の立場での批判を惜しまず、さらにこれに留まらず、必要なら組織や集団を形成して、あるべき公を持続的に追求するという民主的に変革を目指したモデルを提案している。

(日本の公)

一方、水林彪⁽⁷⁾は、日本の公（公共）における課題として、次の二つのことを挙げている。その一つは、「公共的課題を公共の論議を踏まえて実現する伝統が希薄で、公共たるべき領域が私的な利害によって篡奪される可能性が高い」とし、もう一つは、「歴史において人権の観念が脆弱であり、『公』ないしは『公共』によって『私』が侵犯されやすい構造が存在していることを指摘している。そして、前記のことからは、公共的たるべき領域を真に公共的領域として構築する必要を挙げ、また後記のことにおいては、私的領域を公共の侵害から守る戦略の構築の必要性をそれぞれ提唱している。これに至る構造の分析においては、日本の「おおやけ」「わたくし」と英語の「パブリック」「プライベート」、中国の「コン（公）」「スー（私）」との相違の比較から、中国においては正義という観念と不可分であり、ヨーロッパにはもともと正しいという観念がなく、また、日本においても古代には「公私」観念がなく、明治までは首長の人的結合による一元的国制であったことを指摘し、常に「公」と「私」が連続しており、その時代の時々に応じて小さな箱の方から大きな箱の方をみて「おほやけ」と呼ぶ入れ子構造が形づくられ、このことから、「公」と「私」の概念があいまいになり、「公」＝「公権力」となり、容易に受けいられる構造が形作られてきたことを分析している。これ故「公」と「私」の関係がたいへんあいまいな部分もあり、「家」「会社」「地域」の為などのプライベートが独立して認められ、自分の所属する「公」の為には、パブリックに無関心であったり、このための「私」の犠牲の美徳化や善悪を問わない忠誠も正当化される等の事例も挙げ、「おかみ」としての公権力の肥大化に対比しての「私」の脆弱さや、「公」が国家権力体系としてのみ存在し、非国家的社会的「公共」に連なりうるような契機がなく、「公＝私」権力体として存在する諸

中間団体が重層的に連なり、かつ、上位の権力体が強力であるという国制の伝統の継続から、「私人」が社会的次元で広く連带的に結合して「公共圏」を創出するという近代的国制の在り方とは対蹠的であることも併せて分析している。

また日本の公共性の言説をめぐっては、斉藤純一⁽⁸⁾による日本の市民社会論の分析や井上達生⁽⁹⁾による日本における公共性を確かにするための価値としての「ジャスティス」の提起、また近年の日本社会の公私問題の混乱の分析として、阿部潔⁽¹⁰⁾による公私の棲み分けの変化の分析などがあるが、今田高俊⁽¹¹⁾においては社会学の立場から、ポリスの公共性を思考したハンナ・アーレント、さらにここからユルゲン・ハーバーマスにおける国家や権力と対置した生活世界を基盤とした合意形成を目指す自律的公共性やメルッチにおけるポスト物質社会を思考した「所有の自由」から「存在の自由」に位相転換と言うべき「平等の自由」から「差異への権利」への移行をとりあげつつも、これらの人々に共通する、固定的なアイデンティティ追求への矛盾を指摘し、現代社会に対応する、より柔軟な可変的アイデンティティ追求の妥当性を提案している。ただ、システム安定化のための、行政機構や政治システムにおける活動の正当化理論のための公共性の重視に関しては、同様の疑問を呈しており、ここから、肥大化した管理装置としての公権力や行政への挑戦を問題化する姿勢においては同調する姿勢を示しており、今後のあるべき公においても、管理ではなく支援から公共性を開くことを提案している。また今田は、具体的には、公共性を実践系（社会運動・ボランティア活動・NPO活動など）と言説系（公論・討議）の二つの区分に分け、個人の実践を前提にした、多様な形の公共空間を開くことを想定し、このことを梃子にして行政管理的な公共性の変容を企図している。

以上、公共哲学における議論を中心に、今日における公共の議論についてみてきたが、金泰昌⁽¹²⁾が提起するように、従来の公私観は二極対立の観点に立ったものであった。ここからはその先後、善悪の価値序列を巡って、全体主義に移行する滅私奉公の観点、またその逆の、世の中の混乱の起因である滅公奉私の観点が生み出される。そこで、この議論を離れて、金が中心になって提唱する、「公私共媒・活私開公」の代案モデルに従い、公私の実体をなくし、いつでもアクセス可能な公共のあり方を考えさせる。具体的には今までの「つくられてきた公」の良い面を意識しながら私を生かした公のあり方、その一つの方策としての NPO 等の中間集団の活用等を提起したい。従来におけるような公を前面に出すような硬直した公や公共ではなく、もっと柔軟性を持った、その時々において立場の変遷や参加、不参加の選択自由などを前提にした公共のあり方が一つの指標である。その具体的なモデル像としては、前記の「課長 島耕作」や「美味しんぼ」の主人公に代表される、あくまでも型にはめられず、またはまることなく、自己実現の為の私を前面に出すライフスタイルを取りながらも、その背景や目標として公や公共が存在するといった生き方を一つの参考にする。

② 自国の認識の定義についての考察

J.パンクス等の多文化主義においても、よりよき国際理解においては自国の認識や愛国心の存在の自覚が大前提とされており、また今日のアメリカを中心とする戦後のグローバル化の議論の真の理解の意味においても、正しい自国の認識は不可欠と考えられる。

ただ、国際理解の諸研究における指摘の通り、日本人における自国の認識の弱さには顕著なものがあり、その理由の一つとしては、戦後の反省から、学校教育や社会科において

積極的な意味あいではほとんど取り上げられてこなかったことがあげられる。

自国の認識を問う時、ややもすれば懐古主義や国家主義と結びつけて短絡的な理解がなされたり、国民共同体再興の議論と受け取られがちである。しかし、この議論を離れると、多文化社会化への認識を持ちつつも、国民性などの言葉で語られる、各国の長い歴史の中で育てられた慣習や生活意識、価値判断基準といったものの存在は否定し得ず、そこにはある共通する精神文化のようなものが厳然としてあり、それがパトリオティズムの根幹をなすものと考えられる。近年、日本の持つ精神文化に対して注目されたり、取り上げられたりする場面が多いが、この面からも自国についての認識を深める意義がある。

本研究においては、日本の社会システムにおける顕著な特徴と考えられる点（人間関係性社会の構造）に焦点を当て、これを多角的な角度から検証することにより、生徒の自国の認識につなげていく。

移り行く社会や時代の中で、国際理解における自国の認識の弱さを指摘される現実を考える時、また、日々モラルが崩壊しつつある社会を目の当たりにする時に、これまでほとんど取り上げられてこなかった、ポジティブな認識に立った自国の理解の重要性が明らかになる。

自国の認識に関しては、古くはアメリカ教育使節団第一次答申⁽¹³⁾やルースベネディクト⁽¹⁴⁾が、日本人の徳の根幹が「恥の意識」であると分析するなど、その人間関係社会の構造が指摘されてきた。またその一方で、杉本良夫、ロス＝マオアの研究⁽¹⁵⁾のように社会学の見地からこれを否定する研究が見られたりもする。ただ近年においては、AERA⁽¹⁶⁾における特集として、日本人の「あいまいさ」について積極的な評価がなされ、これを国

際関係における優位概念として取り上げる論調が見られたり、藤原正彦⁽¹⁷⁾のように、日本を世界に誇るべき精神構造やシステム構造を持った国家として積極的に再認知することを促すような提起も行われている。また乱れた世相に対して、国家再生のために国民共同体の再興を強く提案する佐伯啓思⁽¹⁸⁾や小林よしのり⁽¹⁹⁾の議論もある。またさらに、相互補完関係を基調とするホロン構造における国家理解から、アドホック的で柔軟な組織を想定する佐瀬昌盛⁽²⁰⁾においては、日本の循環型社会の特性をそれにおける優位概念として規定している。

以上のように、日本をめぐっての論説は様々なものがあるが、本論文においては、このうち、人間関係性社会の構造を焦点化し、日本における公民的資質の鍵概念の一つとして位置づける。

（宮本常一の民俗学的立場における日本人の規定）⁽²¹⁾

宮本は、明治から昭和初期にかけての日本像を中心に、村落の持つ機能や日本人の生き様を各地の詳細な調査を通じて明らかにしたが、そこには日本社会における様々な人間関係において円滑な生活を送る為の知恵が紹介されている。その一つとしては、本来強固な封建体制における身分制の社会の中にあっても、村内において円滑な生活を送るために実際の生活においては、身分制度とは別に村落における独自のルールが存在したり、家の家格とは別の輪番制による代表の決定やそもそも家格をうまないための工夫がされていたことが挙げられている。また、対馬においては、対人関係における禍根を残さないために、多数決によらない徹底した究極の合意形成と言うべき、話し合いが行われていたことが紹介されている。具体的には、各村の代表による最低三日間、長ければ一週間に及ぶ話し合

いの様子が取り上げられており、それによると、話し合いにおいては、自己の意見をそのままストレートに表現するのではなく、自分の体験に基づく「たとえ話」による会話により説得性を増すことを企図しており、集中的に一つの議題について話すのではなく、わざと他の話に話題を転換してゆっくり話し、再度その途中でまた少し本題に戻り、それを何度も繰り返し、そのことを通じて多数決によらない尚かつ禍根の残らない合意による決定を目指したものである。この例から類推して考えると、日本の各地の村々でこれに近いことが行われていたことが予想される。さらに、自己満足に生きられる日本人として、時代の制約はあったにせよ、上昇志向から離れて現在の境遇の中にアイデンティティを見いだせる日本人の存在も紹介している。また、村の為、人の為に生きること生き甲斐を見出す日本人の姿が紹介されており、これらの事例のどれをとっても人間関係に配慮する日本社会の特質を指摘することが出来る。

（上山春平による日本人の特質発生における分析）⁽²²⁾

ではなぜこのような日本人の特質が生まれたのか。それを解明するものとして、上山は縄文時代以降、日本人が水田を耕作する農耕民族であったことから説明しており、それによると、効率的な耕作には協同的作業が必須条件であり、土地への定着性から他の地域への流動はあり得ず、ここから狭い地域における固定的生活を過ごさざる終えず、このことから円滑な生活を送るためにはいざこざを回避する必要性があり、他者との関係性の中において生きていく必然性があったことを提起している。

（呉善花における日韓文化比較からの日本の人間関係性社会の特質の解明）⁽²³⁾

呉は生活全般において、韓国人が能動的姿勢であるのに対して日本人は受身形であるこ

とを分析し、これの要因として主体の在り方の違いを提起している。その一つの実例として、窓から人が自分の部屋をのぞき込んでいる場合に、韓国の場合は窓から人が覗いていると表現し、主体は相手にあるのに対し、日本の場合は窓から人に覗き込まれていると表現し、主体はあくまでも自分にあるとしている。そしてこのことから、相手の責任を問うのではなく、窓を開け放していた、またはカーテンを引かなかった自己の責任を責めるニュアンスにつながり、相手が悪いのではなく、何かされるのは自分が悪いからの感覚である「～される」という思考につながり、ここから伝統文化の継承を行いつつ、新たな文化の創造も同時に行う受け入れ文化的につながる要素を指摘し、今後の国際社会における可能性を指摘している。またこれ以外にも、自己の実体験に基づく軋轢から、美容院や八百屋での出来事を例として韓国社会と日本社会の比較から、対人関係性に尽くす日本人社会の特質を明らかにしている。

（土居健郎による「甘えの構造」理論による日本人関係論の分析）⁽²⁴⁾

「甘え」とは人間関係において相手の行為をあてにして振る舞うことと解され、大事なのは自意識なしに自然に行われることであるとし、これは日本語独自の表現であり、日本において顕著に見られる思考であることを指摘しており、ここから日本における対人関係性の高さを読み解くことが出来る。甘えとは否定的な捉え方も伴う場合もあるが、甘える側においても甘えられる側においても同時に快い気分が伴うものであり、甘えとは相手の好意が先行し、ここの感情的依存が成立し、そこには感情・欲求・依存の別々の感情が一つの概念を形成し、フロイトにおける同一化と重なる面を分析している。そしてここから、望ましい円滑な人間関係が生まれやすい日本人の特質及びこれに関する日本語の優位性を

説いている。

（中根千枝による日本の「タテ社会の人間関係」の解明）⁽²⁵⁾

中根は、個人の所属する社会集団・社会層における「ウチの者」「ヨソ者」の意識の解明、大学における教授を筆頭とするタテ関係の結びつきや、企業における労使の並立化等の「お家の問題」意識に基づく同一企業内の異業種を総て含んだタテ関係の企業内労働組合の実例など、様々な実例から日本社会におけるタテ構造を解明している。そして、これの持つ内部構造の解明や弱点や長所の検討を通じて、西欧型の契約による社会と日本社会の人と人との関係性における社会の特質を分析している。そして、日本型の社会の特質として論理よりも感情が優先する面を挙げ、これの問題点を検討すると共に、酒席における非論理性など、論理を離れて感情の世界に生きられる理由としての精神的な癒しを挙げ、義理人情の精神世界である、浪花節で例えられるような日本社会のインフォーマル・ストラクチュアの成立要因としている。

（山岸俊男における他者との関係性における日本人の特性の積極的定義）⁽²⁶⁾

山岸は、北山忍・ヘーゼル＝マーカスの共同研究（「文化と自己」1991年）における成果をもとに自己認識を分析し、西欧の他者にとらわれないデカルト型の相互独立自己認識に対して日本の他者の関係性によって自己の存在確認を図る相互協調的自己認識型の特徴を規定した。そして各種の実験結果から、心理的要因において物事を偏って分析してしまう「心でっかち理論」を提唱し、日本人の集団主義文化の幻想性を実証している。さらに、日本人の集団行動はあくまでも便宜性を追求した事による結果による行動であることをのべ、日本人の心性の根底にあるのは計算ずくの行動であり、この活用は国際関係にお

いて優位性に働く可能性のあることを示唆している。

(まとめ)

以上のことから、自国の認識の中においても日本の「人間関係性社会」の構造に注目し、その構造的な優位概念や問題性も含めて多様な構造理解を今後の公民的資質の一つの重要な鍵概念とする。

また、角山栄⁽²⁷⁾の主張のように、西欧列強による帝国主義的戦争の時代は終わりを告げ、これからは国連を中心とする「人間関係中心主義」による諸民族共生の視点に立った平和時代を迎える事が考えられ、これにおいては日本のこのシステムは優位に働くことが推測される。

今日の時代の趨勢においては、自己主張の必要性が叫ばれたり、また、多民族国家化から多文化社会への移行に伴う社会の変質、また、経済の発展等による社会そのものの変化がみられる。そのような中で、このような特質を提起すること自体、ノスタルジック的な扱いを受ける懸念があることは事実であるが、その一方で、平和な社会を考える意味において、これの何らかの再興を願う声が強まっているのも一つの事実である。これまで教育においてほとんど取り上げられてこなかった日本社会の構造についてポジティブに提示することにより、現代の日本における公民的資質の一つの大事な要素として位置づけたい。

③国際化・グローバル化についての考察

前述したが、教育の現場において一番曖昧であると思われるのが国際化・グローバル化における視点についての解釈であり、授業をはじめとして生徒にアプローチする時に、ややもすれば実体のない理想論による相互理解や友好的態度を求め、それで事足りりという

実践が多々見られる。そこでまず、先行研究に基づき、これらに対する概念を考察する。

（永井滋郎における国際理解教育の教育目標の諸要素）⁽²⁸⁾

永井は国際理解教育における日本のパイオニア的存在であるが、日本人の心の中に根強く存在する他国民への偏見や固定観念というものを取りあげ、よりよい国際関係を築く上での阻害要因であると分析している。また、国際理解と国際協力の精神を各国の教育の重大な責務とし、国際理解教育の本質や性格を原理的に決定づける教育目標の諸要素を次のように提示している。

① 平和な人間の育成

② 人権意識の啓培

③ 自国の認識と国民的自覚の涵養

④ 他国・他民族・多文化への理解の増進

⑤ 国際的相互依存関係と人類の共通重要課題の認識に基づく世界連帯感の形成

⑥ 国際協調・国際理解の実践的態度の養成

これに基づいて、永井は日本人にとっての国際理解は、日本人の自己再発見から出発し、国際的相互依存関係の現実的で客観的に認識することであると規定し、「市民性の教育」を提唱している。

（大津和子における国際理解教育）⁽²⁹⁾

大津は国際理解教育における日本の問題点として、他国、多文化理解中心、国際教育の用語の不使用、国際理解教育の目標が不明確、独自のカリキュラムの不提示等のことを挙げ、今後、国際教育（グローバル）の視点や認識、態度を育成する必要を提起している。

さらに、ワールド・スタディーズにおける10の中心概念をもとにして、グローバル教育における6つの中心概念を設定している。

①「文化」…独自の価値観、信念、慣習、伝統、言語、技術、制度などを含む文化が地球上には多元的に存在する。

②「相互依存」…地球上の人々は多様なかたちで互いに依存しあって生活しており、互いに影響を及ぼしあう関係にある。

③「紛争」…価値観の相違などから葛藤、対立、紛争がしばしば生じるが、原因を把握することにより解決しうる。

④「変化」…あらゆる時代、社会を通じて変化が見られ、変化には必ず原因と結果がともなう。

⑤「公正」…世界がより公正であるためには、全ての人々の権利が尊重され、基本的ニーズの充足が優先されなければならない。

⑥「希少性」…人間の欲求が相対的に無限であるのに対し、欲求を満足させるための資源は相対的に有限である。

(魚住忠久におけるグローバル教育)⁽³⁰⁾

魚住はグローバル教育の目標の規定として、複合的・相互依存的な地球社会で知性的に働く「グローバルな公民性」の育成を目指し、国際理解教育とグローバル教育の違いを取り上げる。即ち国際理解教育は諸国民及び諸国家の友好関係に基礎を置き、主権国家理解の学習を通じて諸国民・諸国家間の平和、友好、協力の実践を目指す教育であり、それに対してグローバル教育は、グローバル化する世界を目の前にして、グローバルな見方や意

志決定、行動の出来るグローバルな公民の育成をめざすものとする。この事から、「異文化理解」から「多文化共存」への転換を提起し「地球市民」教育を想定している。

（田淵五十生におけるグローバル教育）⁽³¹⁾

田淵は異文化理解教育、開発教育、グローバル教育、ワールドスタディーズ、多文化教育など厳密な検証を経ないまま新しい教育論が紹介されていることを指摘し、概念の整理の必要性を提起した。そして「アンブレラ概念」による構造化により理論の整理の必要性を主張する。また「グローバル教育」「地球市民教育」によるアンブレラ概念における統一の方向を示し、国や国家のための教育論から国や国家を相対化し、国や国家を超えた地球のための教育論「グローバル・シティズンシップ」の模索を提唱する。これに基づいて、Think globally, Act locally のスローガンの国際理解教育への導入、並びに、地球市民的な発想に立ちながら、自分の住む地域社会で多文化的な行動が出来る資質＝「グローカル」を提唱している。

（木村一子におけるイギリスのグローバル教育（ワールドスタディーズ））⁽³²⁾

アメリカ合衆国のグローバル教育における最大の問題点として、アメリカの復権の掛け声の下、さまざまな価値観をもつ民族や国家の存在を無視したことを挙げる。これに対して、イギリスのワールド・スタディーズにおいては、他の人たちについての学習（外への旅）を、他の人たちからの学び（内への旅）へ転換していることを分析し、その優位性を指摘する。グローバル・イシューをグローバル性の理解だけではなく、自己との関係性において理解することにより、「一つのシステムとしての世界」「相互依存」の概念を理解させようというところにイギリスのグローバル教育として構想されたワールド・スタディ

ーズの独自性を認知する。

(藤原孝章における多文化教育)⁽³³⁾

「単一民族」幻想を捨て、日本の多文化社会化の自覚を行うと共に、外国人労働者問題の発生からさらにこの事の強い自覚を提唱する。今後さらに発展しつつある地球的な相互依存関係を自覚し、従来の民族教育を脱し、「在日」「滞日」外国人へのマジョリティと同じ目線による共感的・問題解決的・双方向の受・発信による共生の必要性を主張。さらに国際理解教育におけるコンセプトチェンジを提唱する。

(まとめ)

以上、先行研究を考察してみた結論としては、現実問題としての自国との政治・経済との関係や国際関係などの対応が未消化であり、たぶんに理想論的な発想に近い。ただ、これらの研究の方向を受け、さらに大津和子の提案による概念を中心に提示し、この上で生徒において現実的対応を念頭に置いた意思決定をさせることから、公民的資質の鍵概念としてのあり方を考える。

引用文献

- (1) 藤井康男(1996)、「21世紀の曖昧論」、佼成出版社。
- (2) 雁屋哲(2006)、「美味しんぼ94」、小学館
- (3) 弘兼憲史(2003)、「課長島耕作3巻」、講談社漫画文庫
- (4) 福田敏一(2001)「西欧思想史における公と私」、公共哲学1「公と私の思想史」、pp.1-33、東京大学出版会。
- (5) 板垣雄三(2001)、「イスラーム思想史における公と私」公共哲学1「公と私の思想史」、pp.87-144、東京大学出版会。

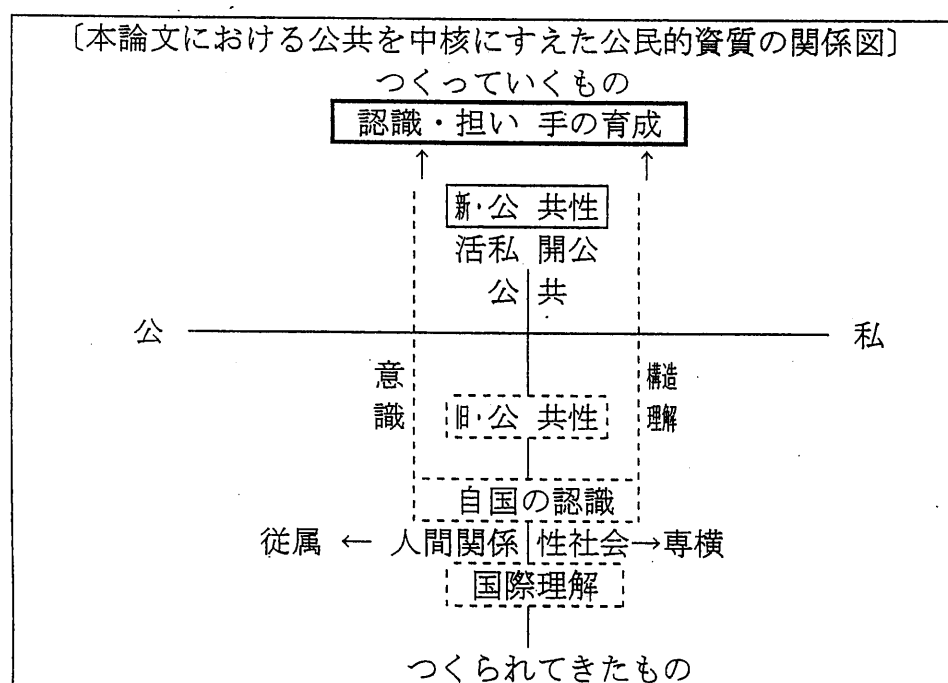
- (6) 溝口雄三 (2 0 0 1). 「中国思想史における公と私」公共哲学 1 「公と私の思想史」、pp33-79、東京大学出版会.
- (7) 水林彰 (2 0 0 2). 「日本的『公私』観念の原型と展開」公共哲学 3 「日本における公と私」、pp1-36、東京大学出版会.
- (8) 斉藤純一 (2 0 0 2) 「現代日本における公共性の言説をめぐって」、公共哲学 3 「日本における公と私」、pp101-122、東京大学出版会.
- (9) 井上達生 (2 0 0 2) 「他者に開かれた公共性」、公共哲学 3 「日本における公と私」、pp143-190、東京大学出版会.
- (10) 阿部潔 (2 0 0 2). 「高度情報化社会としての日本における公と私」公共哲学 3 「日本における公と私」、pp191-228、東京大学出版会.
- (11) 今田高俊 (2 0 0 1). 「社会学の観点から見た公私問題」公共哲学 2 「公と私の社会科学」、pp41-70、東京大学出版会.
- (12) 金泰昌 (2 0 0 2). 「国家と人間と公共性」公共哲学 5、東京大学出版会.
- (13) アメリカ教育使節団第一次答申 (1 9 4 6 年 3 月)
- (14) ルースベネジクト (1 9 7 2). 「菊と刀」
- (15) 杉本良夫・ロス=マオア (1 9 9 5). 「日本人論の方程式」、ちくま学芸文庫
- (16) 河野正一郎 (2 0 0 5). 「あいまい力」日本を変える、「AERA.10.31 増大号」、pp16-21、朝日新聞社
- (17) 藤原正彦 (2 0 0 5). 「国家の品格」、新潮新書
- (18) 佐伯啓思 (2 0 0 2). 「国家、国民、公共性」公共哲学 5 「国家と人間と公共性」、pp.147-176、東京大学出版会.
- (19) 小林よしのり (1 9 9 8). 「戦争論」、幻冬舎
- (20) 佐瀬昌盛ら (1 9 9 9). 「新しい日本の国家像」、財団法人富士社会教育センター
- (21) 宮本常一 (1 9 8 4). 「忘れられた日本人」、岩波文庫
- (22) 上山春平 (1 9 6 9). 「照葉樹林文化」、中公新書
- (23) 呉善花 (1 9 9 7 ~ 2 0 0 0) 「スカートの風」、. 「続スカートの風」「新スカートの風」、角川文庫
- (24) 土居健郎 (2 0 0 1). 「続・甘えの構造」、弘文堂
- (25) 中根千枝 (1 9 6 7). 「タテ社会の人間関係」、講談社現代新書

- (26) 山岸俊男(2002).「心でっかちな日本人」、日本経済新聞社
- (27) 角山栄(2002).「大塚史学との闘い」,「歴史諸君」、pp.34-50、文芸春秋社
- (28) 永井滋郎(1989).「国際理解教育」、第一学習社
- (29) 大津和子(1992).「国際理解教育」、国土社
- (30) 魚住忠久(1995).「グローバル教育」、黎明書房
- (31) 田淵五十生(2000).「国際理解教育・グローバル教育の研究」,「社会科教育学研究ハンドブック」、pp.404-413、全国社会科教育学会
- (32) 木村一子(2000).「イギリスのグローバル教育」、勁草書房
- (33) 藤原孝章(1994).「外国人労働者問題と多文化教育」,「外国人労働者をどう教えるか」、明石書店・(1995).、明石書店

Ⅲ. 公共を中核にすえた公民的資質形成のための関係図及び概念図及び授業構想

以上のことを受けて、「公共を中核にすえた公民的資質形成のための関係図及び概念図」

を示すと次の図のようになる。



上記の図は、いままで「つくられてきた」ものを否定するのではなく、その構造の吟味のもと、これの継承、発展を通じて新たに「つくっていくもの」としての公共性を中核にすえた公民的資質の育成を表している。

「公共を中核にすえた公民的資質形成のための概念図」

個 ← ————— → 全体

			私	公 共	公
	公共	位置	滅公奉私	活私開公	滅私奉公
		立場	権 利	公 共 ↑ ・ 合意形成	義 務
空間レベル ↑	自 国 の 認 識	地域	住 民	公共民 ↑ ・ 公共の福祉	国 民
		国	市 民	公 民	国 民
		作用	プライベート作用	相互扶助作用 ↑ ・ 人間関係性社会	パブリック作用
		位置	マイノリティ	シティズン	マジョリティ
		組織	個 人	中間集団 ↑ NGO・NPO・コミュニティ	国 家
	国 際 理 解	世界	所 属	国 家	地域・国家連合
			経 済	国 益	相互益
			視 点	国 民	グローカル人
					地球市民

※以上のことから、公共を中核にすえた現代の社会科における公民的資質の概念を提示し、実際にこれに基づく授業をおこなうことにより、各生徒における新たな認識や態度の獲得による変容をはかっていく。

(1) 教科書分析及び授業分析

①「知識の分類」規準

- 5…概念的知識や説明的知識において記述や思考が明確に行われている
- 4…概念的知識や説明的知識において記述や思考が行われている
- 3…分析的知識において記述や思考が行われている
- 2…記述的知識においてのみ記述や思考が行われている
- 1…一方に偏る記述や思考が行われていたり、全く内容に触れられていない

(公共)に関する知識の分析規準

・位置

- 5…自己責任を伴った私の活用による「公共」概念の育成や活用は、国民の参加や所属意識を高揚させ、国の活性化や発展に繋がる。
- 4…「公共」概念の育成や活用により、参加や所属意識高揚による国の活性化・発展が望める。
- 3…国の活性化や発展のためには「公共」の概念の育成や活用が必要である。
- 2…「公共」概念の育成や活用が必要である。

・立場

5…みんなが納得した民主的社会は、権利や義務を正しく踏まえた合意形成における
公共の立場を認識することにより、成立する。

4…民主的社会は、権利や義務を正しく踏まえた公共の立場を認識することにより成
立する。

3…民主的社会には、公共の立場の認識が大事である。

2…権利と義務の認識が大事である。

(自国の認識)に関する知識の分析規準

・主体

5…住民と国民の立場を踏まえた、公共の福祉に代表される公共民の視点を持てば、
よりよい自国の主体者となれる。

4…公共民の視点を持てば、よりよい自国の主体者になれる。

3…公共民の視点においては、住民と国民の立場を踏まえる必要がある。

2…公共民という視点がある。

・認識

5…権利の代表者としての市民の立場と義務の代表者としての国民の立場の両面を併
せ持つ公民の視点を持てば、広い視野を持った自国の認識につなげられる。

4…公民の視点を持てば、広い視野を持った自国の認識につなげられる。

3…権利の代表者としての市民の立場と義務の代表者としての国民の立場の両面を併
せ持つ公民という立場がある。

2…市民と国民以外に公民という立場がある。

・ 作用

5 … 日本の人間関係性社会における、相互扶助作用の積極的認知や肯定は、国際化の時代における、今後の日本の原動力になる。

4 … 相互扶助作用の認知や肯定は、今後の日本や世界の発展の原動力となる。

3 … 日本は、人間関係性に立脚した、相互扶助作用の社会である。

2 … 日本は人間関係性の強い社会である。

・ 位置

5 … マイノリティやマジョリティーの位置を排し、国の成員としてのシティズンの認識や視点を持つことが、今後の国の発展に繋がる。

4 … 国の成員としてのシティズンの認識や視点を持つことは、今後の国の発展に繋がる。

3 … 自国民の位置関係としては、マイノリティとマジョリティーの立場と共に、国の成員としてのシティズンの位置関係がある。

2 … シチズンの認識は大事である。

・ 組織

5 … 全体を否定する個人や、反対に国家における組織の一員としての個人の位置づけに偏ることなく、中間集団としての組織の活用が、民主的かつ建設的な国家の創造につながる。

4 … 中間集団としての組織の活用は、民主的かつ建設的な国家の創造につながる。

3 … 全体を否定する個人や、反対に全体に属する組織の一員としての個人の立場があるが、これをつなぐものとして、中間集団としての組織がある。

2 … NGO・NPO・コミュニティ等の中間集団としての組織がある。

(国際理解・グローバル)に関する知識の分析規準

・ 所属

5 … 国家の立場のみにこだわらず、また、コスモポリタンの理想論を離れ、相互依存

や多文化共生の視点を持ち、地域・国家連合への所属を考えることは、現実的な

民主的かつ平和的な国際社会の建設につながる。

4 … 地域・国家連合への所属を考えることは、現実的な民主的かつ平和的な国際社会

の建設につながる。

3 … 相互依存や多文化共生の視点を持つ意味において、地域・国家連合への所属とい

う考え方もある。

2 … 地域・国家連合への所属という視点も大事である。

・ 経済

5 … 国益の追求や理想論としての地球益の追求に固執することなく、共生や相互利益

の視点を持つことは国際経済や自国の経済の発展に繋がる。

4 … 共生や相互利益の視点を持つことは、国際経済や自国の経済の発展につながる。

3 … 経済の発展のためには、他国との共生や相互利益の視点を持つ必要がある。

2 … 経済においては、他国との共生や相互利益の視点が大事である。

・ 視点

5 … 自国にのみこだわった国民の視点や、現実の生活に根ざさない理想論的な地球市

民の視点を排し、グローバル人の視点を持つことは、適正な国際理解やグローバ

ル化の進展に繋がる。

4…グローバル人の視点を持つことは、適正な国際理解やグローバル化の進展につながる。

3…正しい国際理解やグローバル化においては、地球全体に対する視点を持ちながら、そのなかで地域の果たす役割を考える、グローバル人の視点を持つ必要がある。

2…地球全体に対する視点を持ちながら、そのなかで地域の果たす役割を考える、グローバル人という考え方がある

②教科書分析の結果

教科書分析・評価一覧表

教科書名	公共		自国の認識					国際理解		
	位置	立場	主体	認識	作用	位置	組織	所属	経済	視点
大阪書籍	3	4	3	3	2	2	4	3	2	2
扶桑社	4	4	4	4	4	3	3	4	4	4
清水書院	3	3	3	2	2	3	3	3	5	5
東京書籍	2	2	3	2	2	2	4	5	5	4
帝国書院	4	5	5	2	2	3	2	5	3	4
教育出版	4	4	3	2	2	3	4	2	2	3
日本文教出版	4	3	3	2	3	4	4	5	2	3
日本書籍新社	3	3	3	3	3	2	4	3	3	3

(教科書分析のまとめ)

公 共	位 置	教科書によりばらつきはあるが、ほぼ公共の概念については触れられている。ただ、「公」を絶対的に捉えている教科書もあり、「公」を尊重すれば公共的なものとする意識も見られ、「公」そのものに対する吟味等に差が見られた。
	立 場	権利や義務の概念や公共の福祉の考え方については、どの教科書ともほぼ触れられていたが、既製の義務の遵守から公共を述べる記述であったりするものがある一方で、コミュニティの働きを取り上げることにより、活私開公の概念に近い記述が見られたりと、各教科書により取り上げ方の差が大きい。
自 国 の 認 識	主 体	公共の福祉の考え方を中心に記述されているが、語句の説明に終始するものが見られたり、また、地域の働き等の住民の観点からの記述が中心であったりするものが見られ、国民としての立場をふまえた公共民の視点を明確にした記述が行われている教科書は少なかった。
	認 識	戦争加害国の立場をふまえ、平和憲法の保持国としての日本の姿や、戦争の反省における、世界の平和国家の推進国としての位置づけを鮮明にした記述がほとんどであり、日本社会の持つ調整能力の認知などの積極的な認識はほとんどされていない。
	作 用	一般論としての国家についての規定や認識の必要性、及び、伝統・文化の保護等の大事さについての記述等はされているが、自国の文化や特性まで踏み込んだ分析や記述はされておらず、クリアーな自国の認識はされていない。
	位 置	各教科書とも、マイノリティの存在やその抱える問題点、及び、差別の実態等についての記述はされているが、実態のない多文化共生の提起や呼びかけにとどまっており、イギリスのシティズンシップ教育に見られるような、リアルな視点におけるシティズンの観点からの記述は行われていない。
	組 織	ほぼどの教科書に置いても、NGO や NPO 等の働きの紹介やその大事さについての積極的認知は行われており、詳しい記述が行われる方向にある。ただ、国家と個人をつなぐ中間集団としての具体的な構造等の概念的説明などはあまりなされておらず、やや物足りなさを感じる。
国 際 理 解	所 属	どの教科書においてもグローバル化の進展において、国際理解や多文化理解の必要や、これに基づく、多文化共生や相互扶助の構築の必要性については記述されているが、ただの提起であったり、理想論や受動的立場からの記述であったりする場合がほとんどであり、地域・国家連合の活用等、具体的視点からの記述はなされていない。
	経 済	経済の緊密化や多国籍企業の実態などから、経済分野におけるグローバル化についての記述はほぼ見られ、各社において詳しい記述が展開されている。ただ、教科書により自国益からの記述が中心であったり、またその一方で、保護貿易の弊害や環境・資源といった多様の観点から相互益まで踏み込んだ詳しい記述がなされていたりと、かなりのばらつきが見られる。
	視 点	各社とも国際協力や国際理解の必要性については詳しく記述されているが、たぶんに地球市民的な発想に立った理想論としての記述にとどまり、具体的な視点を持ったグローバル人等の概念は、あまり示されていない。

③授業分析の結果

授業分析一覧

授業 NO.	授 業 表 題	公 共		自 国 の 認 識					国 際 理 解		
		位 置	立 場	主 体	認 識	作 用	位 置	組 織	所 属	経 済	視 点
1	地域社会の一員	3	3	—	—	—	—	—	—	—	—
2	公共施設	3	3	—	—	—	—	—	—	—	—
3	公共心	3	3	—	—	—	—	—	—	—	—
4	地域の発展に尽くした先人	3	3	—	—	—	—	—	—	—	—
5	地域相互の関わり	3	3	—	—	—	—	—	—	—	—
6	地域社会への誇りと愛情	—	—	2	2	2	1	1	—	—	—
7	国際交流	—	—	—	—	—	—	—	2	2	2
8	国際協力	—	—	—	—	—	—	—	3	4	3
9	人権と連帯	3	3	—	—	—	—	—	—	—	—
10	国民としての義務	2	2	—	—	—	—	—	—	—	—
11	世界における日本の役割	—	—	—	1	2	—	—	—	—	2
12	ナショナリズムとインターナショナリズム	—	—	—	—	—	—	—	2	2	2
13	地域の生産や販売	4	4	—	—	3	—	—	—	—	—
14	第二次世界大戦	—	—	—	2	2	—	—	—	—	—
15	資本主義	—	2	2	2	2	—	2	2	2	2
16	暮らしと政治	3	3	3	3	2	2	3	—	—	—
17	個と公問題	3	2	—	—	—	—	—	—	—	—
18	生活権・社会権	2	2	—	—	—	—	—	—	—	—
19	郷土愛	2	2	2	2	2	2	2	—	—	—
20	個人の人権	2	2	—	—	—	—	—	—	—	—
21	公共の福祉	2	2	2	2	2	2	2	—	—	2
22	社会規範	1	1	—	—	2	—	—	—	—	—
23	アイディンティティ	—	—	—	—	—	—	—	2	2	1
24	プライバシー	3	4	—	—	—	—	—	—	—	—
25	社会奉仕	3	4	—	—	—	—	—	—	—	—
26	国民国家論	—	—	—	—	—	—	—	1	1	2
27	5年・公民的資質の育成	3	3	—	—	—	—	3	—	—	—
28	中学公民・公民的資質の育成	2	3	—	—	—	—	—	—	—	—
29	我が国の国土	—	—	—	2	2	—	—	2	—	—
30	国際社会におけるわが国の役割	—	—	—	—	—	—	—	2	2	2

(授業分析のまとめ)

☆公共にかかわる部分

授 業 表 題	授業 NO.	位 置	立 場
地域社会の一員	1	3	3
公共施設	2	3	3
公共心	3	3	3
地域の発展に尽くした先人	4	3	2
地域相互の関わり	5	3	2
人権と連帯	9	3	3
国民としての義務	10	2	2
世界における日本の役割	11	2	—
地域の生産や販売	13	4	4
資本主義	15	—	2
暮らしと政治	16	3	3
“個と公”問題	17	3	2
生活権・社会権	18	2	2
郷土愛	19	2	2
個人の人権	20	2	2
公共の福祉	21	2	2
社会規範	22	1	1
プライバシー	24	3	4
社会奉仕	25	3	4
5年・公民的資質の育成	27	3	3
中学公民・公民的資質の育成	28	2	3

(まとめ)

公民的資質を考えるときに、公共に関わる部分を意識的に取り上げられている授業が多かったが、ややもすると従来の上からの「公」の押しつけであったり、現在の「私」の偏重への反省から、議論をともなわない価値注入的な「公」の授業が多くみられた。「公」の持つ意義や問題点を問い直すことから、よりよい「公」や「公共」の模索をさせる。

☆自国の認識にかかわる部分

授 業 表 題	授業 NO.	主体	認識	作用	位置	組織
地域社会への誇りと愛情	6	2	2	2	1	—
世界における日本の役割	11	—	1	2	—	—
地域の生産や販売	13	—	—	3	—	—
第二次世界大戦	14	—	2	2	—	—
資本主義	15	2	2	2	—	2
暮らしと政治	16	3	3	2	2	2
郷土愛	19	2	2	2	2	2
公共の福祉	21	2	2	2	2	2
社会規範	22	—	—	2	—	—
5年・公民的資質の育成	27	—	—	—	—	3
我が国の国土	29	—	2	2	—	—

(まとめ)

公民的資質を思考させる時に、自国の認識を新たにさせることを通じてこれを行おうという実践が多くみられた。このねらいにおいては、共鳴する部分が多いのであるが、ややもすれば、ナショナリズム的な狭い見方からの自国の正当化の主張を通じてこれを行おうという実践が多くみられて、一方的な誤った認識を与えかねない危険性が感じられた。授業者の意図は理解できるが、政治的な意図を離れて、社会のシステム論等に焦点化した方がよりクリアーで幅広い議論が出来る。

☆国際理解にかかわる部分

授 業 表 題	授業 NO.	所 属	経 済	視 点
国際交流	7	2	2	2
国際協力	8	3	4	3
世界における日本の役割	11	—	—	2
ナショナリズムとインターナショナリズム	12	2	2	2
資本主義	15	2	2	2
公共の福祉	21	—	—	2
アイディンティティ	23	2	2	1
国民国家論	26	1	1	2
我が国の国土	29	2	—	—
国際社会におけるわが国の役割	30	2	2	2

(まとめ)

公民的資質の育成を問う実践を分析したときに、地球益や地球市民の立場に立脚したものと、自国益や国民の立場に立脚したものの、ほぼ両極端に別れる結果になった。グローバル化にともない、コスモポリタンの視点からの方策を模索する意図は理解できるが、具体像が示されないことから、あくまでも曖昧感が拭えず、また、自国のみにこだわった主張は、戦後の反省が生かされていないと共に、今後の国際化の流れにおいて逆行する、狭い議論になることを危惧する。多文化共生や異文化理解の観点を生かしつつ、実行性のある、自国をもとにした視点や地域・国家連合等の視点を含んだ観点から模索させていく。

④授業プラン

社会科における公民的資質を中核にすえた授業設計

(授業設計の基本)

本論文の提起を受けて、前記の概念図に従って授業を組み立て、意思決定をさせることを通じて、それぞれの鍵概念の取得を目指す。教科書分析、授業分析から見るとき、それぞれの鍵概念において、次の点の問題点が指摘できる。以下、その問題点と本論文における改善案を示す。

(公共)

どの教科書においても公共の概念について取り上げられているが、公を絶対的なものとする傾向が見られたり、その吟味にまでは踏み込めていないものが多く見られた。実際の運用においても、既成の義務の遵守のみに力点が置かれていたり、その一方で因果関係の説明のないままに、コミュニティの働きを取り上げるなど、その取り上げ方にアンバランスが見られた。また各授業においては、公共が、おかみとしての上からの公の働きのみを中心として取り上げていたり、私の偏重の反省から、議論を伴わない価値注入的な公の取り上げられ方をしているものも見られた。

(改善案)

日本における公と私の構造を明らかにするとともに、中間集団の活用など、私を活用した公のあり方を考えさせる。

(自国の認識)

政治学に基づく国家の規定については各社とも記述されているが、日本の国としての社

会システムや文化等については、ほとんど書かれていない。また、国家と個人に関しては二項対立的な記述が行われるなど、これらをつなぐ新たな公の視点が見られないものが多い。

(改善案)

日本の社会システムの中でも人のつながりである人間関係性社会の構造を取り上げ、これの積極的な認知を行う中で「つくられてきた公」を意識させ、あらたな「つくっていく公」につなげていく。また、個人と国家をつなぐものとして、NPO等の組織を中間集団として位置づけ、これらへの可変的な柔軟な参加を通じて、公共のあるべき姿を考えさせる。

(国際理解)

グローバル化の進展を受けて、国際理解における多文化理解や多文化共生、相互依存の關係に踏み込んだ記述がされているものが多かった。ただ、内容的には地球市民の立場のみが強調されていたり、多分に理想論的なものが多く、経済の実態が伴わないものがほとんどであった。また各授業においては、地球益や地球市民の立場に立脚したものと自国益や国民の立場に立脚したものの両極端に別れる傾向が見られた。前者は具体像が示されないことから曖昧感が拭えず、後者には戦後の反省が生かされない、国際化の流れに逆行する議論が見られた。

(改善案)

国際理解教育において出された概念を中心に提起し、単なる理想論に終わるのではなく、自国の経済を基盤とした多文化共生の視点のもとに、サスナビリティに基づく相互益や相互扶助の観点を中心に具体的な思考をさせる。またこのときに、具体的な協調体制として

の地域・国家連合等の組織も視野に入れさせる。

次に、本論文における公民的資質を巡る三つの鍵概念「公共」・「自国の認識」・「国際理解」に関して、前記のマトリックスに基づいた具体的なポジションを示す。

(本論文における公共の概念)

私（個）のポジション

位置…「滅公奉私」

個人における私の立場が優先され、人々の権利に基づき生活が成立。すべてのことにおいて個人の自由が尊重される反面、それぞれの人々が自己の利益や立場のみを優先しがちで、コミュニティ等の集団としてのまとまり・秩序といった自立的機能の喪失と共に、他者との軋轢や様々な事件の発生が懸念される。

立場…「権利」

市民的な権利の主張の立場に立ち、「公権力」の干渉やさまざまな権利の侵害を排除。ただし行き過ぎは様々な弊害や格差社会につながる危険性があり、契約による社会や何らかの調整機能が必要とされる。

公（全体）のポジション

位置…「滅私奉公」

国家に従属する国民や全体における個人の位置を表し、権利の否定ないしは切り捨てのもとにおける、義務的側面が強調される。個人としての幸福の追求より、全体の幸せや向上がめざされる。戦時体制における国民の姿に代表され、人権面等、様々な弊害が指摘される。

立場…義務

権力に従ったり、自己よりも全体を優先する義務的な立場を表し、国家に従属する国民の姿を想定。行き過ぎは、個人の権利の侵害や多数派の専横につながる。

公共のポジション

調整的な意味合いにおける官（公権力）の働きを想定ししつも、基本としては、人々の討議や何らかの意思表示を通じての、「活私開公」の概念に基づいた公共を想定する。具体像としては、支援としての公の姿や公の潜在意識化に伴う、私の発揚による公共像やNPOの活用などが考えられる。

位置…自己責任を伴った私の活用による「公共」概念の育成や活用は、国民の参加や所属意識を高揚させ、国の活性化や発展につながる

立場…みんなが納得した民主的社会は、権利や義務を正しく踏まえ、合意形成における公共の立場を認識することにより成立する。

（本論文における自国の認識の概念）

私（個）のポジション

・地域（主体）…住民

地域における生活主体として、様々な権利や要求を持つ人々の立場。国家における方向性と必ずしも一致しない。

・国（認識）…市民

一人の人間として、社会生活上、侵害されない様々な権利を人々は併せ持つ。

・国（作用）…プライベート作用

個人の権利的側面を中心として作用する。個々人における葛藤、議論を想定している。

- ・ 国（位置）…マイノリティ

国家における少数派の立場や考え方を想定。

- ・ 国（組織）…個人

公（全体）のポジション

自立的最小単位としての個人。

- ・ 地域（主体）…国民

国家において、これに従属する立場や位置の人々を想定。国家の一員。

- ・ 国（認識）…国民

義務の側面を優先する人々の立場や位置を想定。

- ・ 国（作用）…パブリック作用

個人の義務的側面を中心とした作用。個人の意思より全体への恭順を思考。

- ・ 国（位置）…マジョリティ

国家における多数派の立場や考え方を想定。

- ・ 国（組織）…国家

人々の統合の象徴としての国家。国民共同体。

公共のポジション

- ・ 地域（主体）…公共民

住民と国民の立場を踏まえた、公共の福祉に代表される公共民の視点を持てば、

よりよい自国の主体者となれる。

- ・ 国（認識）… 公民

権利の代表者としての市民の立場と義務の代表者としての国民の立場の両面を併せ持つ公民の視点を持てば、広い視野を持った自国の認識につなげられる。

- ・ 国（作用）… 相互扶助作用

日本の人間関係性社会における、相互扶助作用の積極的認知や肯定は、国際化の時代における、今後の日本や世界の発展の原動力になる。

- ・ 国（位置）… シチズン

マイノリティやマジョリティーの位置を排し、国の成員としてのシチズンの認識や視点を持つことが、今後の国の発展につながる。

- ・ 国（組織）… 中間集団

私と公を繋ぐ中間集団としての組織の活用が、民主的かつ建設的な国家の創造につながる。

（本論文における国際理解の概念）

私（個）のポジション

- ・ 世界（所属）… 国家

世界における最小統合単位としての国家

- ・ 世界（経済）… 国益

自国の利益に重点を置いた考え方・経済

- ・ 世界（視点）… 国民

自国を中心とした考え方・行動

「公（全体）のポジション」

- ・世界（所属）…コスモポリタン

インターナショナル及び宇宙船地球号

- ・世界（経済）…地球益

国を超えた地球全体の利益、グローバルな経済

- ・世界（視点）…コスモポリタン

世界市民的発想に立った考え方・行動

公共のポジション

- ・世界（所属）…地域・国家連合

相互依存関係や多文化共生の視点を持ち、地域・国家連合への所属等を考えるこ

とは、現実的な民主的かつ平和的な国際社会の建設につながる。

- ・世界（経済）…相互益

共生や相互利益の視点を持つことは国際経済や自国の経済の発展につながる。

- ・世界（視点）…グローカル人

グローカル人の視点を持つことは、適正な国際理解やグローバル化の進展につながる。

（授業プラン）

〔授業意図〕

（公共）

阿部潔⁽¹⁾の指摘の通り、高度情報化社会の到来から、携帯電話の事例のように、従来

の公空間への私の浸食や、テレビや在宅ワークのように本来の私空間への公の出現などが
見られるようになってきた。このことに起因して、ジベタリアンの発生や電車の中での化粧が平然と行われるなど、生徒における公私の棲み分けの欠如といったことも予想され事態になっている。そこでまず、公共の意味や定義を問うことから授業を行うとともに、現在の公共をとりまく混乱の状況について、生徒の口からその思いを語らせ共有させる。その後、「つくっていく公」を考える前提として、「つくられてきた公」である伝統的な日本の公私観の構造を明らかにし、吟味をさせる。その論議の上に、新しく「つくっていく公」として本論文で取り上げた「活私開公」の概念に沿って、個人と公をつなぐものとしての中間集団を想定し、可変的かつ柔軟な参加形態における個人の参加の意義を認識させたい。

（自国の認識）

日本の認識においては、マスコミの様々な報道などから、他国から見た日本の姿については比較的容易に答えられるが、それに対して、自国の社会システムや文化などの特質についてはほとんど語り得ないし、国際社会において、日本人の自国の認識の弱さが問われて幾久しい。この要因としては、戦後の反省からこれまでの日本の社会システム全般に対して懐疑的になり、佐伯啓思⁽²⁾や小林よしのり⁽³⁾が指摘するように、教育の現場を初めとして様々な場面においても、ポジティブなスタンスから取り上げられてこなかったことがある。そこで、日本社会の持つ様々なシステムの中でも、人間関係性社会の構造に着目させ、その長短所両面からの分析のもと、今後の協調社会建設における一つの優位概念として位置づけさせたい。これは山岸俊男⁽⁴⁾の理論から類推されるように、そのすり合わ

せによる意見の構築のシステムから、相手に「ノー」と言わせない構造を持っている。それが国際社会においても有利に働いているのは、現在の経済の分野での活況や国際平和の分野における日本の貢献、さらにその精神構造が世界において注目を浴びている事実が示している。そこで様々な先行研究をもとにして、その構造を明らかにすると共に、今後の公民的資質における優位概念として認識させたい。

（国際理解）

次に挙げるのは、世界の今後や人権について考えさせる授業の後に、実際に中学校の生徒がつくったポスター作品である。その書かれた言葉の一例を紹介すると、

- | | | |
|----------------|------------------|------------------|
| ・ 戦争→ストップ | ・ みんなで創る平和 | ・ 世界を駆けめぐる愛 |
| ・ 人々を思いやる心を大切に | ・ ハートをつなげよう | ・ Smile is peace |
| ・ 君の笑顔がみんなの笑顔 | （八幡市立男山東中学校生徒作品） | |

といった内容であり、実態として、この事を書くだけで生徒はそのことが実現するように錯覚している面がある。また、指導においても何ら具体策が示されず、単に理念型の教育に終始しているのが、現在の国際理解教育における一つの実際の姿である。

本授業では、生徒により現実的な思考を構築させるために、自己の立場を、国家に所属する国民としての立場と、地球に住み、相互に影響を与えたり、連帯しあう市民の立場である、地球市民としての立場の二元的な立場から認識させる。そして、ただの理想論に終わることなく、国家を基盤とする経済・環境・資源の分野における相互益を前提とした相

互依存関係の認識のもと、一つの方策としての地域・国家連合のシステムの視点を持たせ、
具体的に実現可能な思考をさせる。

(単元の構成)

第一時 「公共について」(一時間配当)

- ① 公共の概念や構造及び今日の現状の認識の共有
- ② 日本の公私構造の理解並びに吟味
- ③ 中間集団を活用した新しい公の創造

第二時 「自国の認識について」(一時間配当)

- ① 日本の認識の共有
- ② 日本の人間関係性社会の構造理解
- ③ 日本の人間関係性社会における優位概念の認知

第三時 「国際理解について」

- ① 国民の立場と世界市民の立場の二元的立場の認知
- ② 国際理解における概念の習得
- ③ 相互依存関係の認知(輸出・輸入関係、経済のグローバル化、環境におけるサスナ
ビリティ、労働力)
- ④ 地域・国家連合の視点の獲得

第四時 「今後の日本や日本人について」

第一時から第三時の授業で得た視点をもとにして、「今後の日本や日本人はかくあるべき」という論題で小論文を書かせ、発表させる。

〔本時の展開〕

（第一時の目標）

- ① 公共の概念について知ると共に、これの混乱から様々な問題が起こっている現在の公共の状況を理解する。
- ② 公権力の大きな日本の「公」の構造について知り、その多角的な構造理解から、私と公をつなぐ中間集団を生かした「公」のあり方を理解する。

段階	学習活動	主な発問・よびかけ	予測される発言・思考	指導上の留意点	資 料
導入段階	1. 公共の概念や現在の状況を理解する。 (1) 公共の概念の認知 (2) 公共を巡る現状を知る。	・みんなは学校生活をどう思いますか ・公共空間でルールが決められているのはなぜだろうか。 ・近年の公共を巡る現状をどうか。資料を見て考えよう。	・友達と過ごしたり部活動が楽しい ・勉強や校則がいや ・気持ちよく過ごすため。 ・みんなの権利を守るため ・いろんな事件が発生し乱れている。 ・マナーが守られていない。	・身近な学校生活を通して自由な討論をさせる ・義務と権利の立場を確認 ・自由に討論をさせる	1 読売新聞記事 (2006.6.19)
学習問題把握段階	2. 公共の混乱の原因の分析 3. 日本の公の構造についての分析、 (1) 入れ子構造の分析。 (2) 情意面優先の構造の分析 (3) タテ構造の分析 ④日本の公の構造についてまとめる 3. 学習問題を設定する	・なぜ公共が混乱しているのか。資料を見て考えよう ・日本における「公」からは何を思い浮かべますか。 ・図①を見てわかることは何ですか。 ・図②の（ ）にある当てはまる言葉を考えよう ・ここから何がわかりますか ・二つの図はそれぞれ①日本の人間関係②は欧米の人間関係図を表すが、それぞれ特徴を分析してみよう。	・人々の意識の低下 ・コミュニティの弱さ ・公を巡る構造の問題 ・おかみや上からの公 ・政府や地方公共団体などの行政の働き ・公儀、幕府等の組織 ・常に小さなものから大きなものをみて公と呼ぶ構造 ・上位下達の構造 ・「～のため」 ・「～の優先」 ・人におけるつながりが強い ・感情が優先される ・日本は効率的な思考の伝達ができるが、リーダーが絶対的で権威的。自由な討論が出来ない。 ・欧米は、グループへの加入が困難であるが、グループ内の人間関係が対等であり、効率的な思考の伝達は出来ないが、自由かつ慎重な討論が出来る	資料から類推して自分の考えを述べさせる。 ・権力としての公を指摘させる ・人的構造の強さを認識させる ・人的つながりにおける日本の特殊構造を指摘させる ・グループ構成員間の関係に着目させる	2 読売新聞記事 (2006.6.16) 3 「入れ子構造図①」 4 「入れ子構造図②」 5 日本と欧米のグループ構成図
--- 予想・	4. 仮説を設定する。 (1) 予想をたてる	・予測を出してみよう。	・新しいシステムが構築されていない ・日本の公の構造を受け入れるレディネスがある ・日本の公には優位性がある	・構造的欠陥と優位面の二元的理解	

仮 説 設 定 段 階	(2) 予想を整理し仮説 にする	・出てきた予想を整理してみよう			
		(1) 日本には公を受け入れるレディネスがあると共に、公における優位性がある (2) 新しい公を開くシステムが構築されていない			
	5. 仮説の検証を行う				
	(1) 仮説を検証する (1) について	・日本の公における優位性はどんなことか。資料を参考にして考えてみよう。	・人的結合が強く、世の中が安定している ・相互扶助の仕組みが出来ている ・国民の生活満足度が高い ・失業率が低い	・社会、経済の安定から思考させる	6 各主要国の失業率推移
	(2) について	・なぜ構築されないのでしょうか。 ・どのようなシステムが構築されればよいのか。	・行政機構が複雑 ・高度な管理システム ・私の活用 ・情報公開制度 ・市民オンブズマンの制度 ・NPO 等の公と私をつなぐ中間集団の活用	・行政の高度な管理状況を認識させる ・開かれた公を創造させる	7. 行政組織図
--- ま と め ・ 応 用 段 階	6. 検証の内容を整理し、 因果関係を確認する。	・検証した結果を整理しよう			
		日本の公は、人々における生活の安定などの優位面があり、変容されにくい。わかりやすく民主的な政治を行うためにも、公と私をつなぐ中間集団の活用は必要。			

【資料 1】

5月中旬、都内の会社員豊田晶子さん(38)は、JR 埼京線の混雑する車内で唖然とした。座っていた20歳代前半らしき女性が、流行の「ゆる巻きカール」をヘアアイロンで巻き始めたのだ。周囲の乗客が驚いて見ても女性は平気な様子。豊田さんは「家でやるべきことでは。いくらなんでも場所をわきまえてほしい。」と語る。投書ではこの他気になった行為として「コンビニ弁当を食べる」「靴下を履き替える」「おいのきついマニキュアを塗る」などが挙げた。(2006年6月19日・読売新聞)

【資料 2】

駅と電車内の迷惑行為ランキング

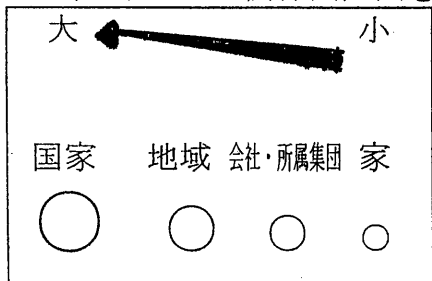
(資料回答。日本民営鉄道協会調べ、昨年度)

項目	割合
座席の座り方	12.6%
携帯電話の使用	11.5
乗降時のマナーについて	10.3
ヘッドオンステレオの音楽	10.1
荷物の持ち方・置き方	9.8
電車内で書く	9.4
女性の化粧	6.7
所構わず電車の床に座る	5.5
環境美化に努めない人々	4.7
車内等での飲食	4.4

(2006 年 6 月 16 日・読売新聞)

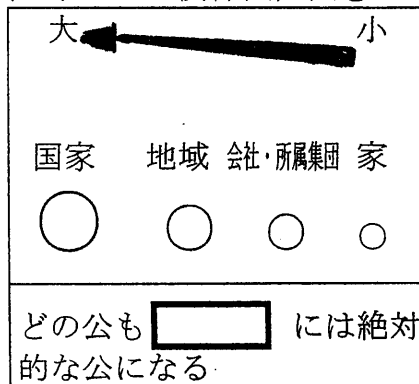
【資料 3】

(日本の公の関係図) 図①

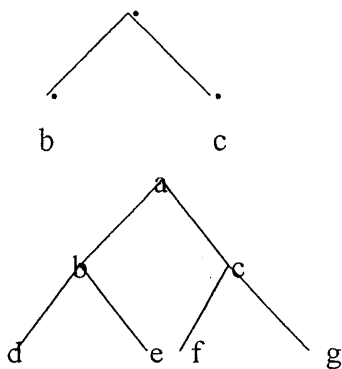


【資料 4】

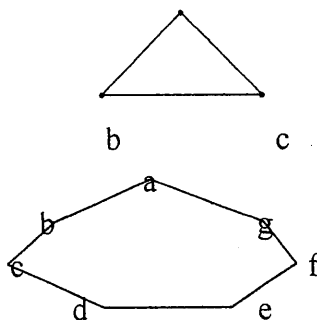
(日本の公の関係図) 図②



【資料 5】

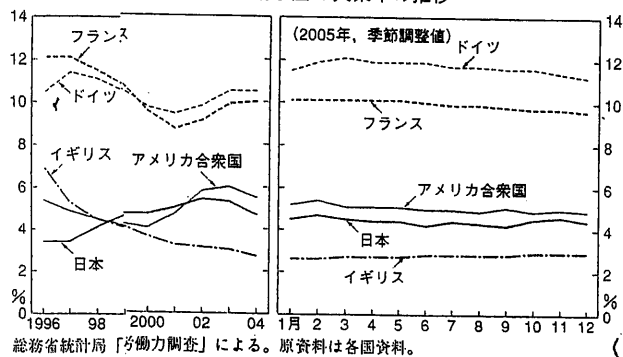
$$a(x)$$


a (Y)



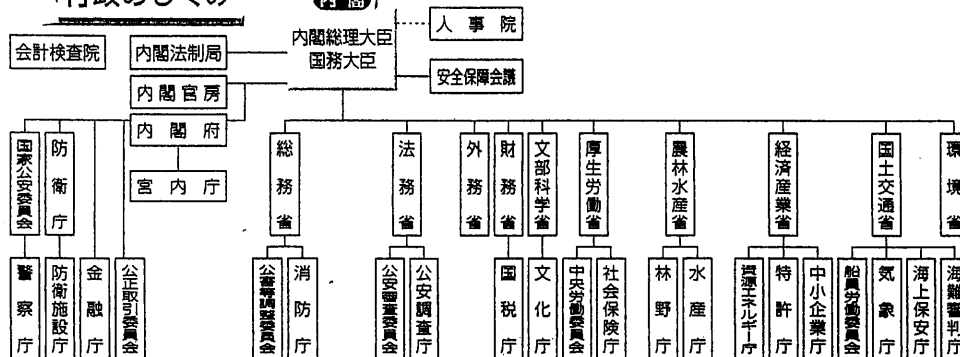
【資料 6】

図 6-9 主な国の失業率の推移



(日本国勢図会 200 6/07)

內閣



●新しい中央省庁への統合



* 2003年度より日本郵政公社に移行

(最新公民资料2005年·青岛書店)

(第二時の目標)

- ①日本の人間関係性社会の構造を理解する。
- ②日本の人間関係性社会のシステム上の優位概念を理解する。

段階	学習活動	主な発問・よびかけ	予測される発言・思考	指導上の留意点	資料
導入段階	1. 日本を認識する。 (1) 事実認識を挙げる	・日本について知っている事実を挙げてください。	・東アジアの東の端に位置する国 ・人口が1億2千6百万人 ・GDP世界第2位の国 ・戦争の加害国	・自由に発表させる	
学習問題把握段階	(2) 印象や思いを挙げる	・日本に対する印象や思いを挙げてください。	・穏やかな国、平和な国 ・自己主張をしないおとなしい国	自由に発表させる。	
	2. 日本社会の構造について分析する			・自己認知の対象の違いをおさえる	
	(1) 人間関係性社会の実例を理解する	・次の分析から何が言えますか。	・日本人は他者を意識しての認知であり、欧米はキリスト教の教義をもとにした自己における認知	・主体の置き方に着目させる。	資料1「ルー・スベネジェクトの分析」
		・次の文章を読んでどちらが自然ですか。理由を添えて答えなさい。	・後者。過失は自分にある。 ・後者。相手も悪いかも知れないが、スキを与えた自分が悪い。	・様々な出来事に対する受け止め方の主体の生き方の違いに気づかせる。	資料2「呉善花による日韓比較文化論」①
		・次の文章を読んでなぜ店主は怒ったのか、また、筆者はなぜ当惑したのか答えなさい。	・日本では他者による認知に価値が置かれているために、常に誇りを持って仕事をしているのに対し、韓国では、そのような習慣がないから。	・日韓における違いを指摘し、人間関係に対する配慮から他人に対する非常に気遣う日本の社会構造をおさえる	資料3「呉善花による日韓比較文化論」②
		・次の文章は、対馬における古くからの話し合いを仕方を記録したものであるが、なぜこのように時間をかけて話し合いを持ったのか。	・いざこざを避け、円滑な生活を送るため。 ・欧米による多数決による合意ではなく、徹底した話し合いを通じて後に禍根を残さないようにするため	・人間関係性社会の構造における、これに配慮した徹底した合意形成の方法についておさえる	資料4「宮本常一・忘れられた日本人」
	(2) 人間関係性社会の	・今あげた例を通して、日本社会の構造	・他者における認知に重きが置かれる人間関	・人間関係性社会の構造を認知さ	

予 想 ・ 仮 説 設 定 段 階

【資料 1】

☆欧米と日本の徳の根幹の相違

欧米…「罪の意識」

日本…「恥の意識」(ルースベネジェクト「菊と刀」より)

【資料 2】

①窓から人が覗いている。何て失礼な人なのだろう

②窓から人が覗いている。カーテンを引かなかった自分が悪い。

【資料 3】

東京に来たばかりの頃、近所の美容院に行っては「一番綺麗な髪型にしてください」八百屋に行っては、「一番いい野菜を下さい」という言葉を繰り返してしていたら、最初のうちは愛想がよかった店主も最後は「もう来ないでくれ」といって怒り出してしまい、訳がわからず困惑してしまった。

【資料 4】

対馬にて「寄りあい」

私は老人からいろいろ話を聞いている間に、この村には古くから伝えられている帳箱があり、その中には区有文書が入っていることを知った。そこでそれを見せてくれないかとたのんでみると、自分の一存ではいかぬという。すると息子はそういう問題は寄りあいにかけて皆の意見を聞かなければいけないから、借用したい分だけ会場に持って行って皆の意見を聞いてくるという、古文書を持って出かけていった。しかし昼になっても帰ってこない。事情をきいてみると、村で取り決めるを行う場合には、みんなの納得のいくまで何日もはなしあう。それについて、それと関連のあるような話がみんなの間にひとわりとせられてそのまま話題は他にうつった。夜になっても話が続けられ、その場に寝るものもあり、夜を明かすものもあり、結論が出るまでそれが続けられたが、どんな難しい話でも三日でたいていかたがつき、気の長い話だがとにかく無理をせず、みんなが納得のいくまで話し合い、結論が出るときちゃんと守らなければならなかった。 宮本常一「忘れられた日本人」要約

【資料 5】

「彼は努力して散髪屋さんの修行をし、すばらしい技術を身につけて、一生、人々のために尽くしました」

【資料 6】

OECD諸国の国内総生産

	国内総生産 (億ドル)				1人あたり (ドル)	
	2001	2002	2003	2004	2003	2004
アメリカ合衆国	100 759	104 176	109 185	116 792	37 510	39 732
日本	40 878	39 155	42 426	45 882	33 240	35 922
ドイツ	18 910	20 187	24 417	27 511	29 589	33 346
イギリス	14 349	15 714	18 057	21 311	30 320	35 616
フランス	13 398	14 574	17 891	20 467	28 949	32 918
イタリア	10 904	11 864	14 683	16 779	25 291	28 865
スペイン	6 084	6 861	8 809	10 397	20 973	24 353
カナダ	7 051	7 243	8 547	9 767	26 996	30 574
韓国	4 819	5 469	6 081	6 797	12 710	14 136
メキシコ	6 219	6 486	6 387	6 761	6 219	6 501
オーストラリア	3 806	4 253	5 436	6 557	27 204	32 437
オランダ	4 007	4 378	5 376	6 067	33 137	37 285
スイス	2 503	2 762	3 227	3 586	43 578	47 923
ベルギー	2 317	2 518	3 099	3 577	29 873	34 336
スウェーデン	2 215	2 436	3 041	3 501	33 952	38 931
トルコ	1 456	1 842	2 397	3 020	3 390	4 207
オーストリア	1 932	2 077	2 562	2 943	31 556	36 004
ノルウェー	1 697	1 903	2 227	2 537	48 784	55 269
デンマーク	1 605	1 726	2 128	2 438	39 482	45 118
ポーランド	1 858	1 914	2 095	2 416	5 486	6 328
ギリシャ	1 179	1 340	1 740	2 076	15 783	18 773
フィンランド	1 221	1 326	1 623	1 859	31 135	35 565
アイルランド	1 048	1 228	1 570	1 845	39 335	45 442
ポルトガル	1 097	1 209	1 473	1 677	14 107	15 937
チェコ	609	738	906	1 077	8 881	10 551
ハンガリー	524	656	831	1 007	8 209	9 962
ニュージーランド	525	605	808	985	20 014	24 111
スロバキア	209	242	327	411	6 072	7 634
ルクセンブルク	197	215	270	319	60 083	70 499
アイスランド	77	85	106	126	36 557	43 093
(参考)						
中国	11 907	13 031	14 675	16 487	1 129	1 261
インド	4 815	5 068	5 925	6 859	553	631
ブラジル	5 079	4 610	5 053	6 029	2 785	3 278
ロシア	3 066	3 455	4 315	5 815	2 984	4 041

(日本国勢協会 2006/07)

【資料 7】

わが国の貿易額の推移

	億円			百万ドル		
	輸出	輸入	入出超	輸出	輸入	入出超
1970	69 544	67 972	1 571	19 318	18 881	437
1980	293 825	319 953	-26 129	129 807	140 528	-10 721
1990	414 569	338 552	76 017	286 948	234 799	52 149
2000	516 542	409 384	107 158	479 284	379 718	99 565
2002	521 090	422 275	98 815	417 015	337 833	79 182
2003	545 484	443 620	101 863	471 822	383 304	88 519
2004	611 700	492 166	119 533	565 752	455 254	110 498
2005	656 565	569 494	87 072	...	...	...

(日本国勢協会 2006/07)

【資料 8】

世界の犯罪動向

	アメリカ合衆国*	イギリス	ドイツ	フランス	日本
2001					
認知件数(千件)...	11 877	5 525	6 364	4 062	2 736
発生率.....	4 163	10 552	7 736	6 880	2 149
検挙率(%).....	19.6	23.4	53.1	24.9	19.8
2002					
認知件数(千件)...	11 879	5 899	6 507	4 114	2 854
発生率.....	4 125	11 220	7 893	6 932	2 240
検挙率(%).....	20.0	23.6	52.6	26.3	20.8
2003					
認知件数(千件)...	11 817	5 935	6 572	3 975	2 790
発生率.....	4 063	11 241	7 963	6 666	2 187
検挙率(%).....	19.8	23.5	53.1	28.8	23.2

(日本国勢協会 2006/07)

(第三時の目標)

- ①国際理解における主要概念を認識し、人や国家との国際関係を理解する。
 ②相互依存関係の認知から、国際関係における相互益について理解し、具体策としての地域・国家連合等の視点がもてる。

段階	学習活動	主な発問・よびかけ	予測される発言・思考	指導上の留意点	資料
導入 段	1. 国際理解における主要概念を理解する。 (1) 世界における二つの立場を理解する。 (2) 国際理解における主要概念を理解する	・次の資料から、世界における二つの立場を考えてみよう。 ・世界との関係で「文化」「相互依存」「紛争」「変化」「公正」「希少性」という言葉から連想されることを考えてみよう	・国民、国家の所属員 ・地球市民、地球人 ・文化…地球上の多文化の存在 相互依存… 相互依存関係の認識 紛争…葛藤・対立・紛争の認知と原因の把握により解決可能の認識 変化…変化の認識と原因と結果の関係の把握 公正…すべての人々の権利保障と基本的ニーズの優先 希少性…人間の欲求の無限性と資源の有限性の認識	・二つの立場を認識させる ・国際理解における概念を具体的につかませる	資料1 大津和子・国際理解教育
--- 学習 問題 把握 段階	2. 相互依存関係について理解する (1) 日本の貿易における依存関係を分析する (2) 貿易以外で、世界の国々はどんな相互依存関係があるだろうか。 (3) 世界の国々の相互依存の関係は適正だろうか。 3. 学習問題を設定する。 4. 仮説を設定する。 (1) 予想を立てる	・日本と世界の関係において資料からわかることを読み取ろう。 ・世界全体で相互に考える必要がある問題としてはどのようなものがあるだろうか。 ・(2)で挙げたことは、適正な相互依存の関係にあるだろうか。 ・予想を出してみよう。	・日本の食料の世界への依存度はとても高い ・日本の食糧自給率は低い ・日常品における石油依存度は高く、そのほとんどを輸入に頼っている ・日本の資源の世界への依存度は高い ・世界平和 ・資源や環境問題 ・貧困や経済発展の問題 ・南北問題 ・大国の都合による支配など、世界平和はまだ確立していない ・資源や環境問題に対して、国による取り組みの差が見られる。 ・経済の格差などが依然としてみられる。	・日本の原料や食糧を中心とする海外への依存をおさえる ・生徒の関心に応じ自由に意見を出させる。 ・生徒から出された意見を元に考えさせる。	資料2 日本の寿司ネタ魚介類の輸入先身に回りのものの石油依存度農産物輸入状況
		なぜ、適正な相互依存の関係が結べていないのだろうか。また、世界の国々における、正しい相互依存の関係を考える上で大事なことは何だろうか。			
			・自国の利益のみにこだわっているから。 ・相互依存の重要性の認識が弱い ・現実の問題として考えていく必要がある。 ・それぞれの立場の違いがあり、考慮する必要がある。	・現実問題かつ直接関わる問題としての認識を待たせる	

			・サスナビリティの視点から考える必要がある。 ・相互益の視点を持つべきである。	
	(2) 予想を整理し、仮説にする。	・出てきた予想を整理しよう。	〈1〉今後の世界の発展のためには、正しい相互依存関係の認識が大事である。 〈2〉正しい相互依存関係の構築は、サスナビリティや相互益の視点から成り立つ。	
	5. 仮説の検証を行う。 (1) 検証のための資料について考える。	・仮説が正しいか確かめるにはどのような資料を調べればよいのだろうか。	・世界全体に関わり、サスナビリティの視点で考えなければならないこと。 ・直接日本に関わる問題であり、緊急性を要する問題。	・資源や環境などの継続性を認識させる ・世界と自国との関係性において直接的な判断を必要とする問題を取り上げる。 ・サスナビリティや相互益の視点を持たせる
	(2) 仮説を検証する (1) について	・次の資料を見て、当事者国と世界の国々の関係においてどのようなことが言えるか。	・森林の減少により二酸化炭素の増加が心配されるが、貧困や技術の未発達下にある現地の人にとっては焼き畑はやむ終えない選択であり、世界に関わる問題として先進国を中心に技術や資金の援助を行う必要がある。 ・自国に関わる問題であり、サスナビリティや相互益の観点から世界の国々が助け合うべきである。 ・自国益からの主張をするのではなく、世界全体を視野に入れた大きな視点を持ち、それぞれの立場や役割を踏まえて考えていくべきである。	資料3「森林の減少」 資料4「地球温暖化防止会議資料」
	(2) について	・同じく酸性雨も非常に深刻な問題であるが、次の資料からどのようなことが言えるか。	・酸性雨の一つの原因物質である硫黄酸化物の排出においては、中国の影響が大きく、対策を打つべきであるが、中国の経済や工業の発展段階を考えると日本の援助が不可欠である。 ・日本もかつては中国と同じような工業の発展段階があり、それぞれの立場に応じた負担や努力をするべきである。 ・現実問題として酸性雨の問題は起こっているものであり、実現可能な対応を考えるべきである。 ・近隣地域の問題として、地域や国家連合の視点を持つべきである。	資料5「日本に関する酸性雨資料」
まとめ・応用段階	6. 検証の内容を整理し、因果関係を明確にする。 7. 学習内容を発展させる。 (1) 地域・国家連合の視点を模索する	・検証した結果を整理しよう。	世界の国々は相互依存の関係にあり、相互益やサスナビリティの視点においては、助け合う必要があり、その際にそれぞれの立場に応じた負担や努力の視点は不可欠である。	
		・このような課題に対して、地域・国家連合のもてるだろうか。	・EU 等の例のように、すでに取り組んでいる国々もある。 ・ASEAN 等の組織もその代表例であり、現在その発展が検討されている。	・現実的な視点から考えさせる。

【資料 1】

- ① パスポート、大使館、免許所、富士山、京都→ ()
 ② 地球、環境、資源、グローバル化、宇宙船地球号→ ()

【資料 2】

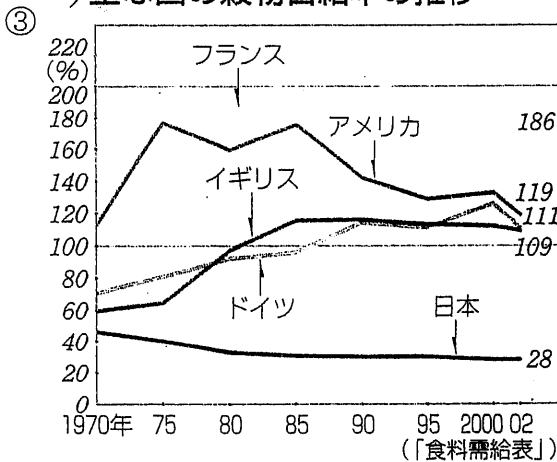
① 京都の寿司ネタ

「たこ」…モリタニア、モロッコ 「まぐろ」…グアム、スリランカ、インドネシア
 「いか」…モロッコ、モリタニア 「えび」…インド、ミャンマー、ベトナム
 「生鮮(甘鯛・鰹・鯖)」…中国、韓国、ノルウェー

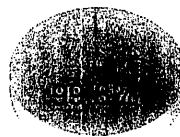
② 身の回りのものの依存度

・制服・ボロシャツ・下着・靴下・カバン… ()
 ・筆箱・シャーペン・定規… ()
 ・消しゴム… () = 「 」
 ・明かり(火力発電)

③ 主な国の穀物自給率の推移



石油(原油)



石炭



天然ガス



鉄鉱石



ボーキサイト



銅鉱石



(日本資源輸入割合率%)

〈石油天然ガス・金属鉱物資源機構調べ〉

【資料 3】

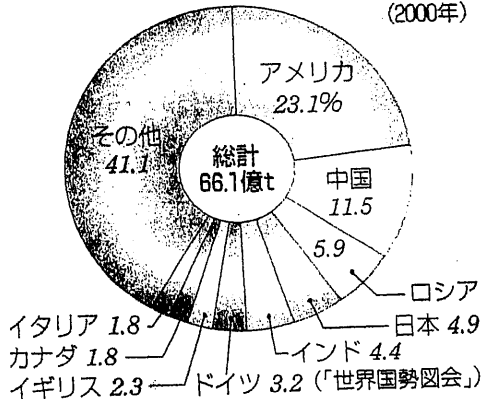
国連食糧農業機関 (FAO) の調査によると、世界の森林面積のうち、毎年約 1 1 3 0 万 ha が減少している。その最大の原因はジャングルなどを燃やして切り開き、畑にする焼畑農業。しかし、他に効果的な生産手段をもたない人々にとって、焼畑をやめるのは難しい。他には商業用の木の伐採なども問題。なお、熱帯産の材木の 4 0 % 以上は、日本に輸出されている。

(「最新公民資料 2005、明治図書」)

【資料 4】

二酸化炭素の排出割合

(2000年)



アメリカ

アメリカの経済的發展に反するう、温室効果ガスの排出量が増えている発展途上国が加わってなければ意味がない。



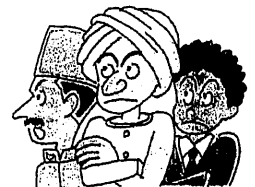
E U



日本

京都議定書の実現なくしては、地球温暖化は防げない。

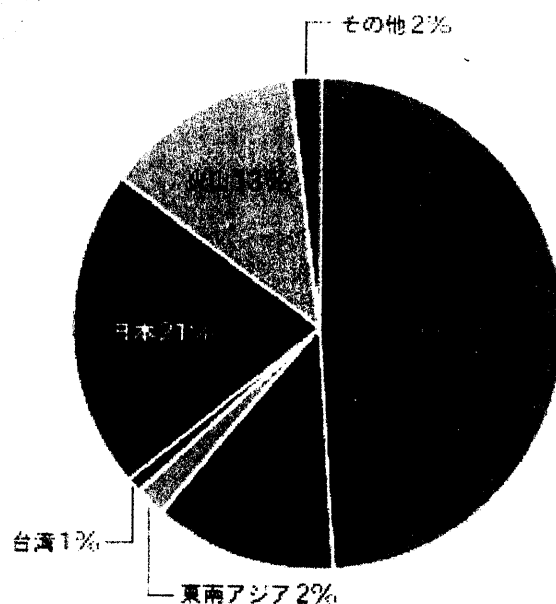
温暖化の責任の大半は、先進国にある。自分たちで責任をとらず、発展途上国の経済成長を妨げるのか。



発展途上国

(最新公民資料 2005、明治図書)

【資料 5】



(グラフ:2)硫黄酸化物の発生沈着量年平均寄与率 (国連環境研究所1995年)

(第四時の目標)

- ・三時間にわたって獲得した概念をもとにして、これに沿った公民像を創造させる

段階	学習活動	主な発問・よびかけ	予測される発言・思考	指導上の留意点	資 料
	・自己の公民的資質像を構築する。	・今まで3時間に渡って学習して習得した概念をもとにして、これからの日本人像をまとめてみよう。	・習得概念をもとにして、自己との関連における日本人像を思考する。	・「公共」「自国の認識」「国際理解」における習得概念を確認及び、意識させる。	

引用文献

- (1) 阿部潔(2002)「高度情報化社会としての日本における公と私」、公共哲学3「日本における公と私」、pp191-228、東京大学出版会。
- (2) 佐伯啓思(2002)。「国家、国民、公共性」公共哲学5「国家と人間と公共性」、pp.147-176、東京大学出版会。
- (3) 小林よしのり(1998)。「戦争論」、幻冬舎
- (4) 山岸俊男(2002)。「心でっかちな日本人」、日本経済新聞社

おわりに

本研究の目的は、以下の三点であった。

- ①今日の社会情勢を視野に入れながら、現代の社会科における公民的資質の鍵概念を明らかにする。
- ②公民的資質の考察において明らかにした抽出概念を、先行研究をもとに、その位置づけを明確に論証する。
- ③抽出された鍵概念のマトリックスをもとに教科書・授業実践を分析し、その分析結果に基づいて、より望ましい公民的資質育成に関わる授業を設計する。

①については、「公民的資質」の社会科教育史における変遷並びに社会科教育の諸研究による規定、現行社会科学習指導要領からその概念を抽出したわけであるが、その結果、すべての公民的資質の基礎概念となる「公共」、自国や世界を知り、よりよい社会を創造する上での基礎認識となる「自国の認識」、「国際理解」が導きだされた。なお、「自国の認識」と「国際理解」は、お互いの概念を深化・補強する関係にある。

②については、「公共」においては私の活用により公を開く「活私開公」による公の創造、「自国の認識」においては「人間関係性社会」構造や優位性の認知、「国際理解」においては、先行研究による既得概念の認識のもと、現実的な立場からの思考をそれぞれ挙げる。

③については、現行の教科書や授業実践においては、本論文のマトリックスによる抽出概念にそった教科書記述や授業実践は少ないことがわかった。今回は実際に授業が行えておらず、その検証は出来なかったが、子どもに対する位置づけやアプローチ等については

確立することが出来た。

今後の課題については以下の三点が挙げられる。

- ①今回提示した授業モデルを実践し、「公民的資質」の育成の研究を進めていく。
- ②社会科の三分野のすべての項目において、今回のマトリックスの視点に基づいた授業を設計する。
- ③たんに価値や知識の習得のみならず、生きて働く動的・方法論的な公民的資質の研究をすすめる。

【付 記】

本研究は、学校現場で社会科教育に携わる上において、常に意識してきた学習目標である公民的資質について、少しでもクリアにしたいという思いから取り組んだものである。

学校や社会において様々な問題が発生し、公共を取り巻く現状を問い直す議論が活発化する中で、その思いはますます深まっていく。中学校で社会科の教員をして、二十年以上が経過するわけであるが、振り返ってみると恥ずかしながら明確な問題意識を持たずに過ごしてきたように思う。今回の研究はその取りかかりであり、研究の体をなさないものであることは十分に承知しているが、これを研究の第一歩にしたい。

指導教官の水山光春先生においては、何もわからない私に対し、研究の初歩から懇切丁寧に指導していただき、本当に感謝に堪えないしだいであり、心から御礼を申し上げたい。また、先生におかれては、現在第一線の研究者として御活躍されているわけであるが、過ごされるお姿を通して、あらめて教育とは何かを教えていただいたように思う。

また、山下宏文先生には、課題研究において、本研究に鋭い視点から多くの貴重な御示

唆を頂き、大変参考になると共に、とても感謝している。ここに記して感謝の意を表する。

また、水山ゼミのゼミ生諸氏においては、常に励まし研鑽を積む中でとてもお世話になり感謝すると共に、同じ時に同じ場所で机を並べて学ぶことが出来た幸せを噛みしめるしいである。

最後に長期派遣において大学院に進学することに大きな理解を示していただいた、京都府教委、八幡市教委をはじめ、八幡市立男山東中学校長木島芳春先生、坂口勝久教頭先生並びに学年をはじめとする諸先生においては、本当に深く感謝すると共に、たいへん御迷惑をおかけしたことをあらめて心からお詫びしたい。

〔資料編〕

◇教科書分析

◇授業分析

【教科書分析】

教科書分析			
「中学社会・公民的分野」大阪書籍・平成18年度版			
		1～5	分 析 理 由
公 共	位 置	3	(個人と社会) ・わたしたちは、顔も性格も、ものの感じ方や考え方もそれぞれ違いますが、一人一人がかげがえのない人間として生まれ、くらしています。そして、誰もが、自分らしく、自由で豊かで幸福な生き方をしたいと願っています。 しかし、人は誰も、一人で生きていくことは出来ません。人は、どの時代、どの社会にあっても、互いに協力し合って集団生活を営み、生きてきました。そのような人の集まりを、社会集団といいます。私たちは、家族や学校クラブの一員であり、地域社会の一員であり、国家の一員であるなど、様々な社会集団に同時に所属しています。(P20) (社会とルール) ・個人が集まって、さまざまな社会集団をつくり、社会全体が成り立っています。そのなかで、もしも、わたしたちが自分のことしか考えないでかっとな行動をとれば、それぞれの立場のちがいが利害の対立から、争いがたえないことになり、社会は混乱してしまいます。 友達とボールを使って遊ぶ時でさえ、友達どうしていろいろなことを取り決めていきます。それと同じように、わたしたちは、交通事故から生命や財産を守るために交通ルールを作り、また、川や空気の汚れから健康や自然を守るために、ルールを作って、ものをすてたり燃やしたりするのを制限しようとしてきました。 このように、わたしたちが、人間として尊重しあい、互いの生命、財産、そして自由を大切にしながら生活するためには、個人個人の利害を調整し、社会の秩序を維持していくルールが必要です。 そして、そのルールは、社会の一員であるわたしたち自身がつくっていきます。民主主義の社会では、わたしたちが、私たちのために守るべきルールをつくっているのです。(P22) →社会集団の分析やルールの必要性について述べられており、漠然としたかたちであるが、活私開公の概念について説明する記述がなされている。
	立 場	4	(社会とルール) ・個人が集まって、さまざまな社会集団をつくり、社会全体が成り立っています。そのなかで、もしも、わたしたちが自分のことしか考えないでかっとな行動をとれば、それぞれの立場のちがいが利害の対立から、争いがたえないことになり、社会は混乱してしまいます。 友達とボールを使って遊ぶ時でさえ、友達どうしていろいろなことを取り決めていきます。それと同じように、わたしたちは、交通事故から生命や財産を守るために交通ルールを作り、また、川や空気の汚れから健康や自然を守るために、ルールを作って、ものをすてたり燃やしたりするのを制限しようとしてきました。 このように、わたしたちが、人間として尊重しあい、互いの生命、財産、そして自由を大切にしながら生活するためには、個人個人の利害を調整し、社会の秩序を維持していくルールが必要です。 そして、そのルールは、社会の一員であるわたしたち自身がつくっていきます。民主主義の社会では、わたしたちが、私たちのために守るべきルールをつくっているのです。(P22) (社会と責任) ・社会生活のルールのなかには、エチケットのような身近なものから、慣習や道徳、法などがあります。社会の秩序は、このようなル

			ールが守られることで維持されています。 そのため、ルールを守らなかったときには、責任が問われることになります。さまざまな競技で、反則行為にペナルティーが科されるのと同じです。他人のものをこわしたり、なくしたりすれば、弁償するというかたちで責任が問われます。人の生命をうばい、人の身体や名誉を傷つけば、国家から罰せられるのも責任の問われ方の一つです。このような法的な責任は、未成年であっても、ものごとを判断できる年齢に達していれば負わなければなりません。 民主主義の社会では、責任を自覚して行動することは、社会を構成する者の責務でもあるのです。それには、社会生活を送るうえで何がルールかをきちんと知る必要があります。(P 23) (国民の義務) ・日本国憲法は、国民が国家の一員として果たさなければならない義務を明らかにしています。それは、子どもに普通教育を受けさせる義務(第26条)、勤労の義務(第27条)、納税の義務(第30条)の三つです。 そのほか、国会議員や裁判官やその他の公務員には、特に、憲法を尊重し擁護する義務が課せられています(第99条)。憲法は、国民の人権を守るために、政治権力を制限する仕組みを定めたきまりです。ですから、実際に政治権力を行使する立場にいる公務員に対しては、だれよりも、この憲法を尊重し擁護すべきであるという考えを明らかにしたのです。(P 61) →多様な方向から、合意形成をもとにしたルール作りの必要性が述べられると共に、権利と義務の行き過ぎによる弊害について触れられ、その中間に位置する公共の立場について、ほぼ記述されている。
自 国 の 認 識	主 体	3	(人権と公共の福祉) ・自由とは、何をしてもよい、かって気ままに行動してよい、ということでは決してありません。人権についても同じです。ある権利が憲法によって保障されているからといって、自分の権利だけを保障せよ、とはいえません。 例えば、表現の自由が保障されているからといって、他人のプライバシーや名誉を侵害することは許されないし、信教の自由があるからといって、他人の身体を傷つける宗教行為を行うことは許されません。また、職業選択の自由があるからといって、自由に病院や美容院を開業できるわけではありません。医師や美容師になるには特別な資格が必要です。 このように、個人の人権の主張には、同時にほかの人々の人権を守るという責任がともないますし、また、経済政策などの観点から人権が制約されることもあるのです。日本国憲法は、自由および権利は、「濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。」(第12条)とし、この限界を公共の福祉という言葉であらわしています(第12・13条)。しかし、たいせつな人権が「公共の福祉」に名をかりて、簡単に制限されることがないように注意する必要があります。どのような人権が、何のために、どのくらい制限されるか、それぞれの場合によって検討することが必要です。裁判所は、それが正当な制限であるのかを判断する重要な役割を負っています。(P 60~61) →ほぼ、公共の概念については述べられているが、自発的な主体性を持った公共民としての立場からの公共については、あまり触れていない。
	認 識	3	(人権と公共の福祉) ・自由とは、何をしてもよい、かって気ままに行動してよい、ということでは決してありません。人権についても同じです。ある権利が憲法によって保障されているからといって、自分の権利だけを保障せよ、とはいえません。 例えば、表現の自由が保障されているからといって、他人のプライバシーや名誉を侵害することは許されないし、信教の自由があるからといって、他人の身体を傷つける宗教行為を行うことは許されません。また、職業選択の自由があるからといって、自由に病院や美容院を開業できるわけではありません。医師や美容師になるには特別な資格が必要です。 このように、個人の人権の主張には、同時にほかの人々の人権を守るという責任がともないますし、また、経済政策などの観点から人権が制約されることもあるのです。日本国憲法は、自由および権利は、「濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。」(第12条)とし、この限界を公共の福祉という言葉であらわしています(第12・13条)。しかし、たいせつな人権が「公共の福祉」に名をかりて、簡単に制限されることがないように注意する必要があります。どのような人権が、何のために、どのくらい制限されるか、それぞれの場合によって検討することが必要です。裁判所は、それが正当な制限であるのかを判断する重要な役割を負っています。(P 60~61)

		(国家と主権) ・国家が成り立つためには、一定の領土と、そこに居住する人々（国民）、そして、それらを統治する権力が必要です。国内で統治権を持ち、外から支配を受けずに独立を保つ国家を、主権国家といいます。すべての国の主権を平等に尊重し合うことが、国際社会のたいせつな原則です。国旗・国歌を国のシンボルとして相互に尊重し合うことが、国際的な儀礼となっています。日本では、法律で日章旗を国旗、君が代を国歌としています。 国家の主権がおよぶ範囲を（国家領域）は、領土を中心に、それをとりまく領海と領空とから成っています。1982年に採択された国連海洋法条約は、海岸線から200海里以内の経済水域を定め、沿岸国がその水域での資源をもっぱら利用できるようになりました。経済水域の外側が公海で、だれもが自由に使用することができます（公海自由の原則）（P159） →公共の概念は踏まえているが、あくまでも国家が主体となり人々がそれを受けるという形式が強く、人々が主体的に働きかける公共民の視点はあまり持ち得ていない。
作用	2	(国際化とくらし) 国際化は、日本の社会でも起こっています。経済面では、衣料品などの輸入された製品、テーマパーク、外国の企業がしばしば見られます。うどんやそばなど、日本を代表する料理だと思われているものでも、外国産の原料を使っているものが多いです。レストランでは、あらゆる国の料理を楽しむことができます。 テレビでは、外国の映画やニュースがよく放送されています。外国文学は、昔から人気があり、音楽では、外国のあらゆる種類のものが聞かれています。会社の経営、国や地方公共団体の制度にも、国際的標準に合わせたものが多くなってきました。 もちろん、わたしたちは、日本の伝統的なものをすてしまったわけではありません。例えば、食事は洋風化が進みましたが、米を主食とする食文化に変わりはありません。わたしたちは、日本の伝統的な文化と、外国からとりいれた文化をうまく融合して、今日の社会を形づくってきたのです。（P16～17） →自国の伝統的な文化や慣習の継承の必要性は触れているが、日本の社会における特徴や優位性などの分析や記述は全くなされていない。
位置	2	(多文化共生をめざして) ・現代の日本には、しだいに多くの外国人がくらすようになりました。日本に長くくらししている韓国や・朝鮮の人々に加えて、最近では、労働者としてラテンアメリカやアジア出身の人々が特に増えています。国際化は、わたしたちの身のまわりで起こっているのです。 これからの日本社会は、さまざまな国や民族の文化が共存する多文化社会へと変わっていくでしょう。そこで、今よりいっそうお互いが理解し合っくらす社会（共生社会）をつくるために、努力していく必要があります。（P16～17） (個人と社会) ・わたしたちは、顔も性格も、ものの感じ方や考え方もそれぞれ違いますが、一人一人がかけがえのない人間として生まれ、くらしています。そして、誰もが、自分らしく、自由で豊かで幸福な生き方をしたいと願っています。 しかし、人は誰も、一人で生きていくことは出来ません。人は、どの時代、どの社会にあっても、互いに協力し合って集団生活を営み、生きてきました。そのような人の集まりを、社会集団といいます。私たちは、家族や学校クラブの一員であり、地域社会の一員であり、国家の一員であるなど、様々な社会集団に同時に所属しています。（P20） →マイノリティの増加については触れられており、共生の大事さについては書かれているが、抽象的な記述にとどまり、シチズンの認識を持って社会を社会を構成していく視点を持つての記述はなされていない。
組織	4	(社会資本の整備) ・多くの人が社会的に共同して利用する施設を、社会資本といいます。社会資本には、産業道路・港湾・工業用水など、産業活動の基盤となるものがあります。また、上下水道、公園、病院、老人ホーム、学校・図書館・体育館などの衛生や教育・文化、社会福祉などの生活の基盤となる施設もあります。これらの生活基盤の施設をじょうずに活用していくためには、コミュニティやボランティア、NPO（非営利組織）など、地域社会の支援組織が欠かせません。 社会資本の整備は、個人や企業努力だけでは達成しにくいために、これまでは国や地方公共団体が公共事業として整備してきました。

			その結果、産業基盤の整備は充実し、生活基盤の社会資本もかなり整ってきました。しかし、施設は整っても、地域支援組織が不足しているために、必ずしも文化・福祉施設が十分に活用されているとはいえません。今後、社会資本を整備するにあたっては、人々の生活の質を向上させることを主な目標として、地域社会の支援組織と協力することが不可欠でしょう。特に、都市の景観や環境、防災、高齢者福祉、男女共同参画社会の支援施設などの分野では、協力が必要でしょう。(P153) →国家と個人をつなぐ働きとしての中間集団の重要性について説明されており、その働きに対する分析や積極的認知が行われている。
国際理解	所 属	3	(海をわたる日本人と文化) ・日本と外国との交流は、文化やスポーツの面でも盛んになってきました。外国語に翻訳される文学作品は多くあります。また、漫画やアニメーションは、世界で高い評価を受けています。スポーツ選手が海外で活躍することもあたり前になってきました。仕事や観光などで日本から国外に出かける人の数は、年間1600万人以上にのぼっています。 これからも、地球環境の保全、大規模災害・技術開発・教育・文化・平和支援などの国際的課題に対して、日本や日本人が貢献出来る分野は確実に広がっていくことでしょう。(P15) (多文化共生をめざして) ・現代の日本には、しだいに多くの外国人がくらすようになりました。日本に長くくらす韓国人や・朝鮮の人々に加えて、最近では、労働者としてラテンアメリカやアジア出身の人々が特に増えています。国際化は、わたしたちの身のまわりで起こっているのです。 これからの日本社会は、さまざまな国や民族の文化が共存する多文化社会へと変わっていくでしょう。そこで、今よりいっそうお互いが理解し合ってくらす社会(共生社会)をつくるために、努力していく必要があります。(P16~17) (地域統合の動き) ・世界の国々は、故郷のない市場経済に組みこまれ、税制や法律や制度までたがいに見直す必要性にせまられてきました。そのため地域によっては、経済活動を行いやすくするための協力の仕組みをつくる場所が出てきました。ヨーロッパ連合(EU)は、1999年から共通の通貨ユーロを流通させ、経済統合からさらにはば広い地域統合をめざしています。アメリカを中心とした北米自由貿易協定(NAFTA)や、東南アジアの国々の東南アジア諸国連合(ASEAN)、環太平洋地域のアジア太平洋経済協力会議(APEC)もそのような試みです。(P165) →国際理解やグローバル化の視点において、相互依存や多文化共生の視点を持つにあたり、地域・国家連合における可能性を指摘している。
	経 済	2	(世界のなかの日本経済の大きさ) ・特に日本経済は、昔から貿易を盛んに行うことによって成長してきました。 そして今、日本経済は世界の中で大きな地位を占めています。多くの日本企業は、国内での活動だけでなく、海外に工場や支店を設け、国際的な活動を行うようになりました。それに比例して、国際的な取引においても、お金の動きについても、日本と外国との関係はますます強くなっています。 日本の役割は国際的な政治や外交の面においても重要となってきました。日本は第二次大戦後、平和な国として経済発展をなしとげた自らの経験や知識・技術を発展途上国に移転し、政府開発援助(ODA)を拡大し、国際連合を中心に世界の平和と繁栄に貢献する役割を強めています。NGO(非政府組織)や民間の協力もたいせつです。(P15) (国境のない経済) ・日本経済は、今や世界のなかでアメリカに次ぐ地位を占めるようになりました。それとともに、貿易や資金の移動を通じて、日本経済と世界経済の結びつきはいっそう強くなってきました。1960年代のアメリカでは、複数の国にまたがって事業を行う、多国籍企業があらわれました。1985年以降、日本企業も海外進出を加速させました。原材料の確保、安い生産費用、新しい市場などを求めて、外国、特にアジアの国々に工場をつくったり、現地の企業と合同で事業を行ったりする企業が増えました。また、日本に進出する外資系企業も増えています。 交通や通信手段が発達した今日、経済活動は国境を超えて国と国とのあいだに相互浸透し、たがいを必要とする度合いはますます高まっています。(P164) (経済活動と環境問題)

		・1980年代に明らかになったフロンガスによるオゾン層破壊は、まさしく地球規模の問題で、人々に健康被害の出ることがわかってきました。豊かな工業社会は、知らないうちに人類全体に害を与えかねないのです。 経済活動が活発になった結果、エネルギーの大量消費が大気中の二酸化炭素を増やし、それが地球温暖化をもたらすことが、1990年代以降、問題となっています。温暖化によって気候が変動し、生態系が変わるだけでなく、インド洋にある美しい島国、モルディブをふくむ、世界各地の低地が水没するおそれがあります。 (P175) →経済の緊密化や多国籍企業の実態について述べられると共に、環境保全の面から共生や相互益について考えさせる記述になっている。ただ、自国の経済の発展と国際経済との関連については、あまり的確に述べられていない。
視 点	2	(国際化とくらし) 国際化は、日本の社会でも起こっています。経済面では、衣料品などの輸入された製品、テーマパーク、外国の企業がしばしば見られます。うどんやそばなど、日本を代表する料理だと思われているものでも、外国産の原料を使っているものが多くあります。レストランでは、あらゆる国の料理を楽しむことが出来ます。 テレビでは、外国の映画やニュースがよく放送されています。外国文学は、昔から人気があり、音楽では、外国のあらゆる種類のものが聞かれています。会社の経営、国や地方公共団体の制度にも、国際的標準に合わせたものが増えてきました。 もちろん、わたしたちは、日本の伝統的なものをすてしまったわけではありません。例えば、食事は洋風化が進みましたが、米を主食とする食文化に変わりはありません。わたしたちは、日本の伝統的な文化と、外国からとり入れた文化をうまく融合して、今日の社会を形づくってきたのです。(P16~17) (多文化共生をめざして) ・現代の日本には、しだいに多くの外国人がくらすようになりました。日本に長くくらししている韓国や・朝鮮の人々に加えて、最近では、労働者としてラテンアメリカやアジア出身の人々が特に増えています。国際化は、わたしたちの身のまわりで起こっているのです。 これからの日本社会は、さまざまな国や民族の文化が共存する多文化社会へと変わっていくでしょう。そこで、今よりいっそうお互いが理解し合ってくらす社会(共生社会)をつくるために、努力していく必要があります。(P16~17) →多文化共生の視点や、それにおける日本の実態については述べられているが、グローバル人的な具体的な展望については触れられていない。
コ メ ン ト	(公共)	・公共の概念の重要性については触れられているが、具体的な人々の合意に基づく公共の形成等の働きについては、あまり触れられていない (自国の認識) ・漠然として自国の伝統の継承の必要性については述べられているが、その構造における優位性や積極的認知については、ほとんど触れられていない。 (国際理解・グローバル) ・実態としての多文化共生や相互依存の姿については触れられており、地域・国家連合等の様子についても紹介されているが、それが持つ展望や働きについてはあまり触れられていない。

② 扶桑社

教科書分析			
「中学社会・公民的分野」扶桑社・平成18年度版			
		1 ~ 5	分 析 理 由
公 民	位 置	4	(社会生活の変化とコミュニティの役割) 1995(平成7)年1月に起こった阪神・淡路大震災では、地域の人々の助け合いが大きな力を発揮した。地震発生の直後、救援活動が本格化する前に、倒れた家屋の下敷きになった人たちが、地域の人々の協力で数多く救出された。避難所でも、日本全国から参加したボランティアの人たちによる援助と共に、地域の人々の助け合いが被災者の力になった。

共			大きな被害を受けた地域では、地域のコミュニティ(共同社会)が破壊され、人々のあいだで長くつちかわれてきた人間的なつながりも失われてしまった。しかし、被災者たちが移った仮設住宅では、被災者の間にしだいに新しいつながりがつくられ、人々はあらためて地域のコミュニティの大切さを知ることになった。 現代人の生活の範囲は、これまでとは比較にならないほど拡大している。それとともに、かつてあった地域社会の人間的なつながりがうすくなっているのが現状である。この背景には「食」と「住」の分離が進んだ結果、地域がベッドタウン化したことや情報空間の拡大によって、隣人が必ずしも身近な存在であるとは限らなくなったこと、また、地域よりも個人の生活を重視する傾向が強くなっていることなどがあると考えられる。 しかし、自分や自分の家族が住む地域の人々との十分な交流がなければ、個人と家族の生活もバランスのとれたものにはならない。現在、私たちに求められているものは、「地域のコミュニティをどう再生させていくか」という課題である。(P12) →権利の主体としての市民の立場や義務の主体としての国民の立場のみを強調するのではなく、コミュニティの積極活用による、活私開公の考え方が詳しく説明されている。
	立場	4	(地域社会に生きる) 新たな地域のコミュニティづくりには、住民自身の意識的な努力が必要である。人々の交流や協力の活動は、それ自体が楽しみを生み出す。都市部では、核家族や単独世帯が進んだ文、育児や介護などで住民同士の協力の必要性が生じている。新しい団地でも、自治会を作って住民の交流をはかったり、母親たちが共同の子育てサークルをつくったりするなど、地域の人々のつながりを生み出す試みが行なわれている。 一方、伝統的なコミュニティが残っている地域でも、若者が地域を離れたり、新しい住民が増えることで、コミュニティが変化を見せている。そうしたところでは、伝統行事を守ったり、復活させたりして、コミュニティを維持する努力が行なわれている。 私たちが地域のコミュニティを維持していくためには、個人や家族の生活が地域とともにあることを意識すると同時に、各自が地域の一員として公共的な精神を持つことが重要である。(P13) →現在の人々の生活をめぐる問題点を指摘することから、コミュニティを中心とする公共概念や公共的行動の必要性が説かれている。
	主体	4	(公共の福祉と国民の義務) 権利は個人の良識やマナー、及び「国民の不斷の努力」(12条)に支えられて行使されなくてはならないものである。しかし、憲法はこれらの権利を行使するにあたり、国民に「濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ」(12条)とし、社会の秩序を混乱させたり、他に迷惑のおよぶことがないようにしている。 集団生活では、時に自分の権利がどこかでほかの人々の権利とぶつかることがある。個々のケースによって方法は異なっても、両者の間にはどう折り合いをつけ、解決をはかっていくかは、大切な問題である。憲法の保障する基本的人権とは、決して個人の主張や要求を無制限に認めているものではなく、また「公共の福祉」と対立するものでもない。それは社会の基本ルールを守り、全体の調和を考える中でこそ、個人の自由や権利は実現するという歴史の教訓に基づいたものだといえる。 また憲法は国民に、子どもに普通教育を受けさせる義務(26条)、勤労の義務(27条)、納税の義務(30条)を課している。これらはいずれも社会生活を成り立たせ、国を維持・発展させていくために欠かせない重要な義務となっている。(P81) →公共の福祉の考え方について説明がなされており、国民的視野における義務の側面がやや強調されているくらいがあるが、ほぼ適切な表現がなされているように考えられる。
自 国 の 認 識	認識	4	(国民としての自覚) 民主政治が、国民の声に導かれて進むものである以上、政治の質を高めるためには、何より国民の質が高まって行かなくてはならない。 かつてアメリカの大統領だった J・F・ケネディは、「国が何をしてくれるかではなく、自分は国に対して何ができるかを考えるべきだ」と訴えたことがあった。私たち国民は国に守られ、国の政治に従うだけではなく、主権者として政治を動かす力を持っていることを忘れてはならない。同時に、憲法で保障された権利を行使するには、社会への配慮が大切であること、そして権利には必ず義務と責

		任がともなっていることも覚えておきたい。 現在、私たちが享受している繁栄や快適な暮らしは、多くの人々が努力し築き上げてきた成果である。私たちが今後どのような社会をめざすかについて考えるとき、これら多くの先人が守り続けてきた知恵や文化、自然や遺産を確実に未来に伝えていくという視点も重要である。現在の価値観だけを絶対視して進められた急激な改革が、多くの破壊と犠牲を生み出したことを、私たちは歴史から学んだ。この国をはぐくんできた多くの人々の思いを尊重するという姿勢は、良識ある民主政治の発展に深くつながっていると思われる。 (P119) ☆課題学習⑩主権が侵害されるとはどんな場合か調べてみよう ・中国の原子力潜水艦による日本の領海侵犯事件を伝える新聞記事 から ・北朝鮮による日本人拉致問題・不審船問題について調べて考えさせる (P142～143) →国民としての自覚を持つ必要や国民としてのありかたを強調する 記述になっているが、公民としての概念を説明する記述にはなっている。
作用	4	☆課題学習②日本の文化を見つめ直そう ①文化とは何か 文化とは、それぞれの国や民族が持っている独特の考え方や生活様式のことである。文化はその地域や民族の伝統や歴史、風土などによって育まれるものであり、長く続けられてきた習慣やしきたりなども含まれている。 今日、日本人は伝統的な文化を失いつつあるといわれている。物質的な文明の発達によって、日本はこれまでになかったほど豊かなモノにめぐまれるようになった。しかし一方で、日本人の心の中から自国の伝統や文化へのほこり、そしてそれを守ろうという姿勢が急速に失われつつある。 ②日本文化を見つめ直す 明治維新をきっかけに、わが国は近代国家をめざして、西洋文明を取り入れようと努めた。富国強兵、殖産興業をスローガンに、西洋の列強に追いつき、追い越すことをひたすら求めてきた。 1945(昭和20)年、第二次世界大戦が終わると、国土は焼け野原と化していた。その後、1950年の朝鮮戦争による特需の追い風もあって奇跡の復興をなし遂げ、高度な技術と貿易によって、世界第2位の経済大国といわれる豊かな社会を実現した。 しかし、都市の発展は大気汚染や騒音などの公害を生み、農村からの人口流出で森林や農地が荒廃するなどの弊害を生み出した。一方で、物質的な豊かさは、人々の心に金銭や便利さのみを追い求め姿勢を植え付け、伝統的な文化が軽んじられる傾向は深刻さをましている。 これまで、日本人は、自然と共生しながら、自然に宿る精霊を神々と崇め、村の中心にある「鎮守の森」を守ってきた。剣道や柔道、弓道などの武道や茶道、華道などの伝統文化は、ひとつの型を身につけ、その道の深い境地を極めることを通して、心身の鍛錬と向上をめざすものであった。 ③国民は伝統や文化の継承者 家庭や社会での秩序の崩壊とともに、日本社会に長年定着してきた伝統や風習、しきたりなども崩壊している。公共の乗り物で、高齢者に席を譲らない若者が増えたために、電車全席優先席にすることで、モラルの回復をはかろうとする企業や地方公共団体もある。しかし、それで問題が本当に解決するのだろうか。伝統的な文化は、それを受け継ぎ次の世代に伝えようという意志があつてはじめて伝承される。また、社会の秩序も、それを保とうとする努力があつてはじめて維持されるものである。日本人が長い歴史を通してつちかってきた伝統や文化を継承する役割と責任は、国民一人ひとりの双肩にかかっている。 ④日本の現在の食文化は外国からどう見られているのだろうか 日本は、世界で取引されるエビの4割を消費しています。これは世界一です。1人あたりに換算すると、年間約3 kg、大型サイズでは100尾は食べていることになります。アジアはマングローブの林をエビの養殖場にすることで、付近の生態系が崩れているといわれています。これは環境問題ともいえるでしょう。(P24～25) →国民としての自覚を積極認知する斬新な記述になっている。ただ、 自国の認識のみを強調する感があり、日本社会が持つバランス関係の上に成り立った、人間関係性社会の構造や特徴については、 触れられていない。

国際 理解	位 置	3	(国旗・国家) 主権国家にとって、国旗や国歌はどのような意味や役割を持っているのだろうか。経済と情報のグローバル化が進み、モノ、カネ、人、情報が自由に行き交うようになる中で、社会の一体感を守り育てるため、これまでもまして明確な国家意識を必要とするようになってきた。国旗・国歌は国家を象徴するものであり、その国の歴史や理想を表したものである。オリンピックの表彰式やサッカーのワールドカップの応援などで国旗が掲げられたり、国歌が歌われたりする場面を見ることが多い。 国を愛することは、国旗・国歌を尊重する態度につながる。また自分の国を愛することで、はじめて他の国を理解することもできる。私たちにまず何より、自国の国旗・国歌を尊重する態度が必要である。そして、基本的な国際儀礼として、他の国の国旗・国歌も尊重することが必要である。 わが国では、日章旗(日の丸)を国旗とし、君が代を国歌とすることが長い間慣習として広く国民に定着していたが、その慣習に基づいて、1999(平成11)年、国旗・国歌法が制定された。 船舶は国際法上、その船籍をおく国の国旗を掲げなければならない。国旗を掲げていない船舶は不審船あるいは海賊船としてあつかわれ、国際的な取り締まりの対象となる。(P129) (国旗・国歌に対する意識と態度…理解を深めよう) ◇国旗、国歌に対する世界と日本の意識のずれを指摘 ・青年海外協力隊員としてアフリカのケニアに行った青年の失敗談を紹介 ・サッカーの元日本代表選手のラモス瑠偉氏の、わが国の国旗・国歌に対する思いを紹介 ・日本人と外国人の国歌に対する意識と態度についての違いをエピソードを交えながら紹介(P130~131) →自国の認識のみにこだわった記述が中心で、国民的視野が強調されている感があり、従来になかった積極的認知の方向性は感じるが、さらに他国を視野に入れた公民としての視点の必要性があるように思う。
	組 織	3	(地方の変化と課題) 現在多くの市町村が、地域の人材や史跡、景観、特産物などを活用した町づくりや村おこしに力を入れている。産業の発展と地域の活性化は、財政のゆとりを生み、福祉や生活水準を向上させ、雇用の確保や住みやすい生活環境をつくることにつながる。そのためには地域に根ざした独創的なアイデアと、それを実現させる強い取り組みが求められる。 地域をよくするためには、住民自身が自主的に活動することも大切である。地域に伝わる伝統行事やボランティア活動への参加を通して、住民の間に連帯感が生まれ、自分の住む地域に愛着が深まったという体験を持つ人々が多い。また行政にたよらず、NPO(民間非営利団体)などをつくり、独自に活動を行っている人々も増えている。 一方、財源不足だけでなく、住民への行政サービスの格差や行政の効率の悪さも地方公共団体のなやみである。近年各地では、地域の能力や活力を高める方法として市町村合併が注目を集めており、全国的に推進されつつある。しかし、どこの市町村が合併するのかをめぐり、話し合いがまとまらなかったり、昔からなじんできた町村が消えてしまうことに対する反対もあり、今後の課題になっている。(P103) (政府開発援助(ODA)による国際貢献) ODAのありかたの見直しと共に、NGOなどの持つ技術や知識などを生かす国民参加型のODAへの転換を紹介(P140) →中間集団としてのNPO等の活用の意義や具体的例が紹介されており、従来の個人と国家のみの立場から離れた新しい形が提示されている
	所 属	4	☆課題学習①(日本の国際貢献を調べてみよう) ① ODA(政府開発援助) ② NGO(非政府組織) ③ 青年海外協力隊 (主権国家とは) 現在、世界には約190の国家があり、国家にはその大小にかかわらず主権がある。主権とは、他の国から支配や干渉をされない権利であり、同時に各国はたがいに対等の権利があることをいう。

グローバル		国家の主権がおよぶ範囲のことを領域という。領域には、領土、領海、領空がある。海岸から12海里（約22 km）以内が領海とされ、海岸から200海里以内（約370 km）が排他的経済水域であり、その外側は公海とよばれる。 領土・領海の上空の大気圏内（200～300 km）を領空という。領土・領海・領空への侵犯は国家主権の侵害となる。なお、宇宙空間に関しては平和利用が原則で、国家による領有が禁止されている。 領海はそれぞれの国の歴史の産物でもあり、領域の確定は領土をめぐる主権の対立を引き起こし、国際紛争の原因となることが多い。わが国も近隣諸国との間で領土問題を抱えている。国後島、択捉島、色丹島、歯舞諸島の北方領土、日本海上の竹島、東シナ海上の尖閣諸島については、それぞれロシア、韓国、中国がその領有を主張し、一部を支配しているが、これらの領土は歴史的にも国際法上もわが国の固有の領土である。（P128） （地域の連帯） 現在、世界の各地で近隣諸国間の経済や軍事を中心とした地域的な協力関係が生まれている。これは、市場やネットワークが国境をこえて広がり、世界に共通基準をあてはめようとするグローバル化の流れが強まる中で、地域的に諸国が結びつきを強め、独自性を確保しようという意味を持つ場合もある。 ヨーロッパでは、1993（平成5）年に EU が発足し、多くの国が加盟した。1999（平成11）年には通貨がユーロに統一され、経済面ではひとつの市場として機能し始めている。さらに軍事的にはアメリカと協調して NATO（北大西洋条約機構）としてまとめ、ソ連解体後は九東ヨーロッパ諸国やロシアを含めたヨーロッパ全土の平和と安全を確保しようとしている。 アジアでは ASEAN（東南アジア諸国連合）が政治経済の分野で協力を進めており、APEC（アジア太平洋経済協力会議）も毎年首脳会議を開いてアジア太平洋地域の協力を進めている。また、北アメリカではNAFTA（北米自由貿易協定）という形で、アメリカ、カナダ、メキシコが経済協力関係を結んでいる。（P133） →従来の国をまとまりの単位とした考え方から、地域・国家連合等の観点における、地域的統合の具体例を積極的に紹介しているが、この意義の概念的・説明的記述にはなっていない。
経済	5	（自由貿易と保護貿易） ある国が、自国の商品の輸出を行なおうとするなら、その国は、他国の商品の輸入を制限してはならない。これを自由貿易の原則という。しかし、相手国とのあいだでは、自国の輸出が増えたり、輸入が減ったりして、自国の貿易黒字が拡大すると、相手国の貿易赤字を大きくすることになる。これにより自国と相手国のとの関係がうまくいなくなってしまう場合がある。これを貿易摩擦という。 日本からの輸出が急激に増大すると、その製品と同種のものをつくっている相手国の産業に打撃をあえることになる。その結果、大量の倒産や失業を生み出すことになれば、これらの国では、貿易を制限する保護主義の機運が高まり、輸出の自主規制を求めたり、日本からの輸入を制限したりするようになる。 貿易摩擦や保護主義に対しては、両国だけで解決するのではなく、国際貿易の枠組みを守るためにも、国際的な協議と協力が必要とされる。そのような国際的期間が、世界貿易機関（WTO）である。経済のグローバル化が進む現在、国民の経済と生活を、どのように守るかということは、重要な課題である。 （豊かさをもたらした貿易） もし貿易をしなかったら、それぞれの国は全て自給自足しなくてはならなくなる。私たちは貿易をすることで、はじめて自国で調達できないものや足りないもの、効率よく生産できないものを補うことができるのである。 我が国の総食料自給率は、カロリーベースで約40%、金額ベースで約70%であり、先進諸国の中でとくに低い水準である。それでも、私たちは世界の食材を手に入れ、料理を口にすることができる。その豊かさは貿易によるものといっている。 また、バックやアクセサリーなどのブランド品のほとんどは輸入品であるし、和食である天ぷらそばでさえ、原材料は水以外ほとんど輸入品である。タイで生産されるエビのほとんどは、日本への輸出に回され、現地の人々の口に入ることは少ない。また、マグロやカツオも日本の家庭で飼われているネコのキャットフードの原料として、大部分が輸出されている。ほかにも、マツタケやウナギ、牛肉など、わたしたちの食卓を飾っているものの多くの部分を、わが国は外国に依存している。 ところで、江戸時代のわが国はほとんど自給自足を実現していたが、江戸時代末期には総人口は最大でも3500万人程度であった。人口がはるかに増え、食生活水準も大きく向上した今日の日本で、自給自足を行なうことは不可能である。各国は貿易によるモノの流

通だけでなく、日ごろから文化交流や人的交流をさかんにし、多くの面で友好関係を深めていく必要がある。(P16 ~ 17)

(グローバル化する経済)

経済は、国内だけでなく、輸出入を通じて海外ともつながっている。企業の活動も、海外に支店や工場をおき、その国の人々を雇用するなど国境を超える広がりをみせている。近年では国内よりも安く生産できる外国へ進出している企業も多く、海外で働く日本人も増えている。その一方で、日本で働く外国人も増えている。さらに、日本企業の株式を購入する外国人や、外国企業の株式を購入する日本人も増え続けている。このように経済活動が国境をこえて広がることを、経済の国際化あるいはグローバル化という。(P 46)

(地球環境問題とは)

現代の世界が抱えるもっとも深刻な問題のひとつが地球環境問題である。地球環境問題とは、酸性雨、オゾン層の破壊、熱帯雨林の破壊、砂漠化、海洋汚染、地球の温暖化、有害廃棄物の問題、野生生物の減少など、地球規模で見られる環境の悪化のことである。

1960年代後半から、ヨーロッパや北アメリカ東部では、強い酸性の雨が降り、それが一員で森林や農作物が枯れたと考えられている。湖や沼の魚が死滅するという被害も出た。さらに、地球をとりまくオゾン層(太陽からの紫外線を吸収する働きがある)がフロンガスによって破壊され、人体の健康や農作物の収穫などに悪い影響をおよぼすことが報告された。また木材の輸出のための無秩序な森林伐採、焼き畑耕作などによる熱帯雨林の減少が、地球の気候に影響をおよぼすとの予測も出された。

これらの環境問題は、科学技術の発展にともなって生み出された大量生産、大量消費、大量廃棄という現代の経済や私たちの生活のありかたと切り離すことはできない。快適さや便利さを追い求める現代の暮らしは、限りある地球の資源とエネルギーを大量に消費していくことで成り立っている。それを支える経済活動が地球規模で拡大すればするほど、問題はさらに深刻化することが予想される。

(地球環境問題への取り組み)

地球環境問題の中でもっとも大きな問題は地球温暖化の問題である。これは、石油や石炭などの化石燃料を自動車などの燃料として燃やした結果、排出される二酸化炭素などの温室効果ガスが増加し、地球の気温が高くなって、自然環境や生活環境に悪影響が生じるというものである。温暖化が進むと、21世紀末には地球の平均気温は約1~5℃上昇し、海面水位が約10から90cm上昇するといわれている。

このような地球環境問題に対して、1972(昭和47)年にはスウェーデンのストックホルムで114ヵ国が出席して国連人間環境会議が開かれた。また、1992(平成4)年にはブラジルのリオデジャネイロで180ヵ国が参加して国連環境開発会議(地球サミット)が開かれた。この会議では、持続可能な開発に関するリオ宣言が採択され、地球温暖化を防止するための気候変動枠組み条約に多くの国が調印した。1997(平成9)年には、地球温暖化防止京都会議が開かれ、地球温暖化の原因となっている温室効果ガスの排出量の削減目標を定めた京都議定書が採択された。

なお温室効果ガスの排出量の削減目標について、日本や EU、アメリカなどの先進国は義務を負うことになった。しかし、アメリカはこれに不満を示して京都議定書から離脱したほか、発展途上国の参加問題などで、各国の足並みはそろっていない。(P 144 ~ 145)

(資源・エネルギー問題)

地球環境問題とともに人類が抱える重要な問題として、資源・エネルギー問題がある。

産業革命以来、人類は急速な工業化を進めてきた結果、地球の多くの資源とエネルギーを消費してきた。中でも、石炭や石油、天然ガスなどの化石燃料を大量消費することによって、今日の世界経済の発展や豊かな暮らしを築いてきた。

しかし、経済発展にともなう資源やエネルギーの大量消費は、限りある資源の枯渇や環境の悪化という問題を招いた。また、北側の先進国工業国と南側の発展途上国との間で資源をめぐる利害の対立を引き起こしている。21世紀には発展途上国を含めて世界全体が経済発展を遂げることが予測され、資源・エネルギーの不足という問題を選り抜けて通ることはできなくなっている。

(新しいエネルギーの開発)

原子力発電は、アメリカやヨーロッパでは早くから行われてきた。資源が豊かでないわが国でも、安全性に配慮しながら発電量の約3分の1は、二酸化炭素をほとんど出さない原子力によっている。さらに、新しいクリーン・エネルギー開発への取り組みも行われている。

新しいエネルギーとして期待されるものには、太陽熱・光(ソーラー)、風力などの自然エネルギーを活用した発電があり、実用化

されつつある。また、二酸化炭素や有害な大気汚染物質がほとんど出ない水素エネルギーを利用した燃料電池の開発が進められ、自動車への実用化が始まっている。将来、水素エネルギーが航空機などの燃料として利用されれば、環境問題の解決が近づくと期待されているが、自然エネルギーは常時発電が難しく、燃料電池は水素の供給源の確保が困難など、課題もある。

(省エネルギーとリサイクル)

資源・エネルギー問題を解決していくためには、このような新エネルギーの開発と共に、産業活動や生活で消費している資源・エネルギーを効率よく利用することによって、省資源・省エネルギーを徹底していく必要がある。例えば、清掃工場や発電所、地下鉄などから出る熱を無駄にせず、都市の冷暖房などに利用しようとする仕組みが取り入れられつつある(未利用エネルギーの活用)。また、省エネ法によって、テレビ、エアコン、自動車などのエネルギー消費効率を向上させるための努力が行われている。

このほか、資源の再利用(リサイクル)がさまざまな分野で広く取り組まれている。資源を有効に使い、ごみをリサイクルし、環境にできるだけ負担をかけない循環型社会をめざして、家電製品やペットボトル、ガラス容器などのリサイクルを義務づける法律も制定されている。ライフスタイルを省資源・省エネルギーの考えに立って見直し、行動することが求められている。(P146~147)

(人口爆発の時代)

21世紀初めの現在、世界の人口は約64億人に達した。100年前の20世紀初めに比べると4倍近くも増加したことになる。この激しい人口増加の傾向をさして「20世紀は人口爆発の時代」という人もいる。すでに増加率そのもののピークは過ぎたとされているが、2050年には世界人口は約90億人に達するだろうと予測されている。

しかし、人口増加は世界一様に起こっているわけではない。毎年増加する人口の約80%以上は発展途上国のものである。特にサハラ以南のアフリカや南アジアでの増加が著しく、先進工業国では安定、あるいは減少の傾向にある。人口急増のおもな理由として、医療や保健・衛生の向上によって乳幼児の死亡率が低下したこと、科学技術の発展に支えられた食料生産の増加などがあげられる。経済をおもに農業に依存する発展途上国では、子どもは貴重な労働力でもあり、多産傾向は今後もしばらく続くと考えられる。

人口の急速な増加は人類に様々な問題を投げかけている。増え続ける人口は、大量の食料生産を必要とし、これを支える産業の発展のために、大量の資源・エネルギーが消費され、大量廃棄物を生み出す。その結果、地球環境の悪化という重大な問題を生じさせている。

(食料問題)

人口の急増によって生じる問題の中で、もっとも大きな問題は食料不足である。国連の推計では、栄養不足に苦しんでいる人々は、世界で約8億人、深刻な飢餓状態にあり食料援助の必要があるとされる国の数は23ヵ国にものぼる。その多くはアジア・アフリカ地域の一部に集中している。

これらの地域での飢餓の要因は、人口増加にともなう食料不足という問題だけではない。干ばつや洪水などの自然災害に加え、内戦などの政治問題や、先進国向けの輸出作物栽培に偏った農業などの経済問題が複雑に影響している。さらに、食料に関する情報が共有されにくかったり、援助が横流しされやすい非民主的政治制度や、流通網の未整備も拍車をかけている。一方で、燃料や家畜のえさのための森林伐採の結果、砂漠化が進み、土地や気象が悪化していくという悪循環が起こっている。

これらの食料問題を解決するためには、発展途上国の政治の安定や産業の自立による経済発展をうながし、人々の生活を向上させるための先進国の協力と援助が必要である。

1996(平成8)年には、国連食糧農業機関(FAO)が「世界食糧サミット」を開き、2015年までに世界の飢餓人口を半減させる目標と行動計画が立てられた。わが国も食料問題の根本にある人口問題を解決するために、資金援助などを行っている。

(P150~151)

→経済のグローバル化や相互依存の実態の指摘から、自国益のみに こだわらず、また、地球益といった理想論にとどまらない相互益の視点が説明されている。また、環境や資源、食料といった多様な観点からも記述がなされている。

視
点

4

(国際社会と外交)

現代の世界は、経済だけではなく、政治上の結びつきがますます強くなり、主権を持った独立国であっても、国際関係を無視してさまざまな政策を決定することは難しくなっている。

そこで、国と国とが利害の調整をはかり、互いの利益や国際社会の秩序を確保していくために外交が必要となる。現代の世界では、

	国と国だけではなく、国際連合をはじめとするさまざまな国際機関を通して、政治、経済、軍事のほか文化や人道問題など、あらゆる面において外交が活発に行われている。 しかし、外交は常に友好的、平和的に行われるとは限らない。外交は、国際社会のルールに基づいて行われるが、各国は自国の利益、すなわち国益を守ろうとするために、時には軍事力や経済力を利用することもある。 (戦後日本外交の歩み) 戦後の日本の外交の出発点は、1952(昭和27)年4月28日、サンフランシスコ講和条約の発効にともなう独立回復であった。1956(昭和31)年には、ソ連との国交を回復し、国際連合への加盟が認められた。1965(昭和40)年には日韓基本条約を結び、1972(昭和47)年には日中共同声明が出され、アジアの近隣諸国との国交が正常化された。 また、1972(昭和47)年には、アメリカの施政権下におかれていた沖縄が返還され、念願の祖国復帰が実現した。 冷戦時代の日本の外交は、日米安全保障条約を基軸として、アメリカを中心とする自由主義陣営の一員としての立場で行われた。しかし、外交の中心は政治的・軍事的な面よりも、むしろ経済面におかれた。1964(昭和39)年には OECD(経済協力開発機構)の一員になり、いわゆる先進諸国の仲間入りを果たした。また、経済大国と呼ばれるようになった1980年代には、アジアの発展途上国への ODA(政府開発援助)を大幅に拡大していった。1991(平成3)年以降は、その額は年間約1兆円をこえ、世界有数の援助国になっている。 (日本外交の課題) 冷戦後の世界は、地域紛争や民族紛争の解決に向けて、国連に大きな期待がかけられた。国連中心外交を唱えてきたわが国は、安全保障理事会の常任理事国入りに意欲を示し、経済大国にふさわしい政治的地位を得ようとした。しかし、1991(平成3)年に起きた湾岸戦争をはじめ、国際テロ事件やイラク戦争などをきっかけに、わが国の政治的、軍事的貢献や安全保障体制の見直しなどが大きな課題になってきた。さらに、日米安全保障条約に大きく依存してきたわが国だが、北朝鮮の拉致問題解決など、独立主権国家として主体的な対応を求める声もあがっている。(P126~127) (国際社会とルール) 国際社会では、国家は原則として互いの主権を尊重し合わなければならない(主権の相互尊重)。一方で、国際化が広範囲に進む今日の世界では、国家は相互に依存関係を強めつつある。内政不干渉という原則を理由に、一方的に他国の要求を退けるだけでは国際社会は成り立たない。国家と国家の関係を円滑にするために必要なルールが国際法である。 国際法には、国家間で結ばれた条約や、国際社会において長年の慣行が法としての性格を持つようになった国際慣習法がある。このほか、かつての国際連盟や現在の国際連合などの国際機関が提示するルールなどがある。各国は国際法を尊重し、国際協調の精神を持って国際社会で行動することが求められている。 (国際協力の必要性) 現代の国際社会は複雑化し、国家がたがいに依存関係にあるため、各国が自国の利益だけを追求すれば大きな摩擦を引き起こす。また、国際社会は国家だけで構成されているわけではない。国際連合などの国際機関や EU(ヨーロッパ連合)のような地域的な機関、多国籍企業や国際的な NGO(非政府組織)など、国境をこえて活動する団体も数多い。環境問題や人口問題、難民問題など、地球規模で取り組まなければならないテーマや、多発する地域紛争などは、国際社会を構成する多くの国家やさまざまな国際機関、NGOの協力なしに解決することは困難である。(P132) →制度や実態から国としてあるべき姿や国際的な組織の必要性や機能することの重要性が述べられているが、個人としてのありかたまでは言及されていない。
コメント	・主張において、やや政治性や一方向からの記述がなされているような感があるが、従来の教科書になかった、踏み込んだ記述がなされている。国際化やグローバル化の社会を踏まえ、自国の認識においては、欧米諸国における自国愛と同様の記述がみられ、従来の教科書にない斬新性が感じられた。また、コミュニティの機能の積極的認知における公共の概念においては、「活私開公」に通じる視点の記述がみられる。

教科書分析

「中学社会・公民的分野」 清水書院・平成18年度版

		1～5	分 析 理 由
公 共	位 置	3	(人権と公共の福祉) しかし、現実には、何が公共の福祉であるか、つまりどういう理由でどこまで人権を制限できるのかをきめることはむずかしい。たとえば、政治家や有名人の私生活について、マスコミはどこまで報道していいのか。また、建物の高さや建て方などの制限は、どのような目的でどの程度までなら許されるのか。どれもむずかしい問題である。 このように、公共の福祉とは個人の人権を制限するものである、慎重に扱わなければならない。それは、国や地方公共団体が思うがままにきめられるものではない。権利や自由の名をかりたエゴイズムが許されないように、「公共の福祉」の名のもとに、個人の人権や自由を必要以上に制限することは許されないのである。 (P57) (住民運動) 地方自治を発展させるためには、議会や長にまかせきりにするのではなく、積極的に政治に参加し、ともに地域をつくっていく姿勢を持つことが大切である。 近年では、全国各地で住民の地域の政治に対する関心が高まり、住民運動がさかんになった。住民運動は、情報公開、自然保護や環境保全、高齢者や障害者のためのボランティア、地域を活性化させる街づくりなど、さまざまな領域に広がっている。NPO(民間非営利組織)を組織して、地域におけるこうした活動に取り組む人びともいる。(P83) →「公共の福祉」を中心に「公共」についての考え方については述べられているが、あくまでも言葉の説明等に終始しており、また、住民運動の観点から「私」の活用の大事さは述べられているが、現在の実態や抽象的な説明にとどまり、その持つ意味等に対する概念的知識や説明的知識における説明や記述が行われていない。
	立 場	3	(公共の福祉とは) 日本国憲法は、いろいろな権利や自由の保障をかかげている。しかし、このことは、この権利や自由をかって気ままに使ってよいということではない。そのために憲法は、自由や権利を「公共の福祉のために利用する責任」を定めて、すべての人の権利を公平に尊重するために、権利の乱用をいませめている。 それでは、どのようなばあい、権利は制限されるのだろうか。第一は、ある人が自由や権利を使うことが、他の人の自由や権利を不当に侵害するばあいである。 たとえば表現の自由はたいせつだが、だからといって何を発表したり出版したりしてもいいということではなく、他人の名誉を傷つけることは許されない。このばあいの公共の福祉とは、ある人の人権と他の人の人権とが衝突しないように調整するための原理である。 第二に、財産権などは、公共の福祉のためにより多くの制限を受ける。たとえば、街全体の住みやすさや美しさを守るために、建物の高さが制限されることがある。このばあいの公共の福祉とは、社会全体の利益のことである。(P56) (人権と公共の福祉) しかし、現実には、何が公共の福祉であるか、つまりどういう理由でどこまで人権を制限できるのかをきめることはむずかしい。たとえば、政治家や有名人の私生活について、マスコミはどこまで報道していいのか。また、建物の高さや建て方などの制限は、どのような目的でどの程度までなら許されるのか。どれもむずかしい問題である。 このように、公共の福祉とは個人の人権を制限するものである、慎重に扱わなければならない。それは、国や地方公共団体が思うがままにきめられるものではない。権利や自由の名をかりたエゴイズムが許されないように、「公共の福祉」の名のもとに、個人の人権や自由を必要以上に制限することは許されないのである。 (P57) (国民の義務) 近代の憲法は、もともと、国家の権力に対して人びとの権利を保障するという性格を持っている。人権を尊重することは、国家に課せられた義務である。

		いっぽう、国民が国の一員としての責任を果たさなければ、活力のある民主的な国家をつくることができない。日本国憲法は、国民に対して、その保護する子どもに普通教育を受けさせる義務、勤労の義務、納税の義務の三つを、国民の三大義務として定めている。(P 57) →権利・義務の側面や、これを踏まえた、公共の考え方については述べられているが、合意形成や私の活用を踏まえた「公共」の概念については触れられていない。
自 国 の 認 識	主 体	3 (人権と公共の福祉) しかし、現実には、何が公共の福祉であるか、つまりどういう理由でどこまで人権を制限できるのかをきめることはむずかしい。たとえば、政治家や有名人の私生活について、マスコミはどこまで報道していいか。また、建物の高さや建て方などの制限は、どのような目的でどの程度までなら許されるのか。どれもむずかしい問題である。 このように、公共の福祉とは個人の人権を制限するものであるので、慎重に扱わなければならない。それは、国や地方公共団体が思うがままにきめられるものではない。権利や自由の名をかりたエゴイズムが許されないように、「公共の福祉」の名のもとに、個人の人権や自由を必要以上に制限することは許されないのである。 (P 57) (公共の福祉とは) 日本国憲法は、いろいろな権利や自由の保障をかかげている。しかし、このことは、この権利や自由をかって気ままに使ってよいということではない。そのために憲法は、自由や権利を「公共の福祉のために利用する責任」を定めて、すべての人の権利を公平に尊重するために、権利の乱用をいましめている。 それでは、どのようなばあい、権利は制限されるのだろうか。第一は、ある人が自由や権利を使うことが、他の人の自由や権利を不当に侵害するばあいである。 たとえば表現の自由はたいせつだが、だからといって何を発表したり出版したりしてもいいということではなく、他人の名誉を傷つけることは許されない。このばあいの公共の福祉とは、ある人の人権と他の人の人権とが衝突しないように調整するための原理である。 第二に、財産権などは、公共の福祉のためにより多くの制限を受ける。たとえば、街全体の住みやすさや美しさを守るために、建物の高さが制限されることがある。このばあいの公共の福祉とは、社会全体の利益のことである。(P 56) →公共の福祉の説明について終始しており、主体的な「私」における「公共民」の視点からは記述されていない。
	認 識	2 (政治の場としての国) 現代の世界においては、政治は国や地方公共団体(地方自治体)や国際機関など、さまざまな場で営まれている。 ところで、国(国家)とは何だろうか。国はそれぞれ決まった範囲をもち、そこで生活する国民から成り立っている。 国は、対外的には独立を保ち、国内では秩序を維持し、国民の安全を守るとともに、経済、福祉、教育などさまざまな分野で国民が健康で快適な生活を送ることができるように支援することが重要な役割と考えられている。 その役割を担うのが、国会や行政機関、裁判所など国の機関である。 国民のあいだには、さまざまな考えや利害・欲求があり、そこには対立や争いもおこることもある。そこで国民相互の意思を調整し、協力しあえるようにまとまりをつくりあげることが必要である。 しかし、多様な意見の調整につとめても、対立がなくなるとはかぎらない。それをかぎられた時間で調整し、効率よく実行しようとするれば、国家権力による強制もさけられない。 このように、国には協力しあう国民の集まりという顔と、強制力をもった権力機関という、もう一つの顔がある。(P 35) (戦争の惨禍) 人間が人間として生きていくためには何よりも、戦争のない世界、平和な世界でなければならない。戦争は、人間自身がひきおこす非人間的な破壊と殺しあいである。戦争は人を傷つけ、命をうばい、家や街さらには自然環境を破壊し、人の心まで壊してしまう。これまで戦争がくり返されるたびに、人びとは戦争の惨禍を心にきざみ、平和を求めてきた。 日本は、第二次世界大戦において、他の国ぐにの多数の人びとを殺傷し、莫大な被害をあたえた。またわが国の多くの人びとが戦場で兵士として死傷し、戦闘に加わらなかった無数の人びとも、傷つき命を失った。

		さらに、原子爆弾が広島と長崎にもたらした大きく深い災禍によって、現代の戦争がすべてを破壊してしまうことを思い知った。 (P92) →国の概念規定やその機能については説明されているが、主体的な意思における国の積極的認識や、この立場に立った公民的視点からの自国の認識については触れられていない。
作用	2	(戦争の惨禍) 人間が人間として生きていくためには何よりも、戦争のない世界、平和な世界でなければならない。戦争は、人間自身がひきおこす非人間的な破壊と殺しあいである。戦争は人を傷つけ、命をうばい、家や街さらには自然環境を破壊し、人の心まで壊してしまう。これまで戦争がくり返されるたびに、人びとは戦争の惨禍を心にきざみ、平和を求めてきた。 日本は、第二次世界大戦において、他の国ぐにの多数の人びとを殺傷し、莫大な被害をあたえた。またわが国の多くの人びとが戦場で兵士として死傷し、戦闘に加わらなかった無数の人びとも、傷つき命を失った。 さらに、原子爆弾が広島と長崎にもたらした大きく深い災禍によって、現代の戦争がすべてを破壊してしまうことを思い知った。 (P92) (国際政治と国際法) 独立国のあいだでは、領土・領海・領空も範囲や利害をめぐって、あるいは民族や文化・宗教などのちがいがから争いがおこることもある。争いは、ときには武力をとまなう戦争にいたるばあいもある。現代では、国際関係がますます複雑となり、一部の国の争いが多数の国の利害にかかわることも少なくない。 また、現代では、国家をこえた企業の活動がさかになり、国家間の相互依存関係も深まるいっぽうで、環境問題や人口問題のような地球規模の課題も多くなっている。そこで、関係国の代表が集まって開く会議も増え、このような会議が国際政治ではたす役割も大きくなってきた。 こうした、国際社会における国家間の交わり(外交)には、ルールが必要である。これを国際法といい、大きく分けると、国際慣習法(慣習国際法)と国家間において文書によって結ばれる条約とがある。 しかし、国際社会には、各国の上位にたつて国際法を実際に強制する権力がない。したがって、国際法を守るには当事国の誠実な態度が何よりも重要であるが、近年では、国際連合のような各国政府で構成する国際組織や国際的な世論も、大きな役割をはたすようになっている。 (国旗・国歌) それぞれの国は、国民の誇りやまとまりの象徴として国旗や国歌を定めている。国際社会では各国の歴史や文化を理解し、互いの国旗や国歌も尊重しあうことがたいせつである。(P161) →一般的な国の概念の説明や消極的な意味における自国の認識に終始し、自国の積極的な意味からの認識や、独自性・優位性の解明等は行われていない。
位置	2	(独立国《主権国家》) 世界には、さまざまな国がある。人口の多い国や少ない国、資源の豊かな国・とばしい国、経済の発展した国・発展途上の国、ことばや宗教、生活習慣もそれぞれにちがっている。また、ひとつの国のなかに、さまざまな民族が生活している国もある。 これまで学習したように、それぞれの国の政治のありかたを最終的に決定するのは、その国の国民である。このことは同時に、その国の政治のありかたについて、他の国からの支配や干渉は許されないということでもある。 このように、国家が対外的に独立を保つ権利を主権という。主権の確立している国が独立国(主権国家)であり、主権国家はどの国も平等に扱われる(主権平等の原則)。 20世紀の前半まで、アジア・アフリカ地域はその多くが欧米諸国の植民地であったが、他国の支配からの独立を願うそれぞれの民族の運動が高まり、第二次世界大戦後には新しい国が次々と誕生して、現在、地球上には約190の独立国がある。(P160) →主権を持つ国の認識や自国民としての自覚については説明されているが、この立場からの認識にとどまり、国民の概念の分析やその位置関係については考慮されていない。

	組織	3	(世界規模の人権保障) 第二次世界大戦で悲惨な体験を共有した各国は、1948年の国際連合総会で、世界人権宣言を満場一致で採択した。それは、人権を軽視することが戦争をもたらしたという深い反省にたち、人類社会を構成するすべての人の尊厳と平等を宣言し、どの国においても守るべき人権の共通の基準をよびかけたものであった。さらに、1966年の国連総会では、この宣言を発展させ、各国に定着をはかろうと国際人権規約が採択された。 これらは、大国の支配から自立し、貧しい生活からぬけ出そうと苦闘する国ぐにや、抑圧と差別のない社会をつくろうと努力する世界中の人びとの希望の光となった。 その後、女性差別撤廃条約、子どもの権利条約など多くの人権保障に関する条約が採択され、人権に関わる関心は世界的規模で広がっている。 また、こんにちでは、一国の人権侵害がすぐさま世界に知れわたり、国際世論のきびしい批判をよぶ状況もつくり出されている。こうした国際世論の形成には、アムネスティ・インターナショナルをはじめ、各国で国境をこえて連帯し活動する非政府組織（NGO）の存在も見のがすことができない。（P60） (住民運動) 地方自治を発展させるためには、議会や長にまかせきるにするのではなく、積極的に政治に参加し、ともに地域をつくっていく姿勢を持つことが大切である。 近年では、全国各地で住民の地域の政治に対する関心が高まり、住民運動がさかんになった。住民運動は、情報公開、自然保護や環境保全、高齢者や障害者のためのボランティア、地域を活性化させる街づくりなど、さまざまな領域に広がっている。NPO（民間非営利組織）を組織して、地域におけるこうした活動に取り組む人びともいる。（P83） ☆公民ファイルー課題ページ ・地方自治の挑戦 ①住民のワークショップでできた新川丸池公園（東京都三鷹市） ②住民が支える福祉の町（愛知県高浜市） ③地域全体がかかわる学校づくり（福島県田村郡三春町） →漫画やイラスト・写真を使ってわかりやすく紹介（P84～85） ☆公民ファイル ・国際連合のはたらき 国連の組織の説明後、最後に NGO のはたらきの説明 (ひろがる NGO のはたらき) 国際連合は、地球環境や資源・食料など、一国だけでは解決できないグローバルな問題について、国際会議を開いたり、人びとに行動を呼びかけたりしている。 こうした取り組みにおいて、赤十字国際委員会やアムネスティ・インターナショナル、国境なき医師団など、多くの NGO が、経済社会理事会と協力して、重要な役割をになっている。（P165） →中間集団としての NGO や NPO の組織の説明やその大事さについては述べられているが、その概念的知識や記述的知識の説明までにはいたっていない。
国際理解	所属	3	(国際化の時代) 国境をこえたひとつの世界 君たちは、「いま住んでいるのはどこか」と聞かれたら、何と答えるだろうか。 君たちが食べているものや使っているもののなかにも、外国の人々がつくったものがたくさんある。むしろ、原材料まで含めて考えれば、「100%国産品」のほうがめずらしいかもしれない。 日本の多くの企業が外国に工場や支店を持っている。日本にも、多くの外国企業が進出している。 君たちのなかにも、外国に行ったことのある人や、外国人の友達を持っている人がいるのではないだろうか。

貿易の拡大、企業の海外進出、外国人労働者の増加などさまざまなかたちで、モノ・カネ・ヒトが国境をこえてさかんにうごいている。

いまは、国境という「垣根」がますます低くなって、「ボーダーレス（国境のない）社会」とさえいわれている時代だ。

君たちは、「国境をこえたひとつの世界に住んでいる」といえるのだろう。（P 24）

（すすむ自由化）

第二次世界大戦後の世界は、戦前の保護貿易やブロック経済圏の形成による混乱を反省して、貿易や資本取引を自由化して経済を発展させようとしてきた。

その動きを支えてきたひとつのしくみが WTO（世界貿易機関）である。関税や輸入制限などを少しずつ取りのぞくために、多くの国が参加する交渉の場が設けられてきた。わが国が多くの農産物の自由化にふみきってきたのも、多国間での合意を受け入れたからである。

モノ・カネ・ヒトの移動を、一定の地域内でさらに自由にしようとするうごきもすすんでいる。EU では、関税を撤廃して貿易を自由化したうえに、資本や労働者の移動を自由にし、25の国、4億5000万人におよぶ巨大なひとつの市場をつくりあげた。さらに通貨の統一を段階的にすすめている。EU はもっともすすんだ例であるが、ほかにも特定の地域や国のあいだで自由貿易協定（FTA）が結ばれている。

外国の工業製品や農作物が国内で自由に売られることひとつ取りあげても、それが外国との激しい競争をもたらし、国内の企業や農家の売り上げが減ることもある。また、自由化によって利益をえるのは、世界規模で活躍する先進国の多国籍企業であるという理由で、自由化に反対する NGO や発展途上国の人びともいる。

自由化は、今後もしそうすすむと考えられる。君たちの生活とも無関係ではない。君たちも、経済における世界の国々との関係に関心を持つことがたいせつだ。（P 153）

（グローバル化の時代）

「グローブ」（globe）一人間の住む地球をあらわす英語である。数十年前まで、多くの人びとは、自分の住む地域役に、あるいは属する民族の枠内のことしか、目を向けていなかった。

こんにち、私たちのまわりには、多くの外国製品があふれている。街ではさまざまな国の人びとを見かけ、外国語を聞いたり、看板や標識を目にしたりする。テレビやインターネットは、臨時の世界ニュースを伝えてくれる。

このように、世界はいま、政治・経済、文化・情報などあらゆる面で深く結びつき、グローバル化（地球化）した時代とよばれている。特に国境をこえたモノ・ヒト・カネの自由な移動はグローバル化ともよばれ、世界の国々には経済においてすでに一体になっているといえる。

（ゆれうごく世界）

グローバル化した世界では、異なる文化や最新の技術の交流がすすみ、情報が交換され、互いの理解が深まって、大きな連帯や共同が生まれている。

しかし、世界の一体化が進むことは、地球規模の競争がはげしくなることでもある。特に、経済のグローバル化には、先進国の多国籍企業が有利になるばあいが多い。競争の結果が、先進国と発展途上国、または企業が進出した国での人びとの貧富の差の拡大につながっている面もある。また、先進国の文化の急速な流入は、その国独自の文化を衰退させることもある。

そうした格差や、異なる民族・宗教の対立は、新たな不安を世界にもたらしている。とくに、2001年9月11日、アメリカでおこった同時多発テロ事件は、世界に衝撃をあたえた。テロと、テロへの武力による反撃によって、世界は大きくゆれうごいている。

（学ぶことの意味）

さらに、今日では、人口と食料、資源・エネルギー、環境や平和など、地球規模で取り組まなければ解決がむずかしい多くの課題に、私たちは直面している。こうした地球規模の課題に対して、私たちにできることは何だろうか。

「think globally, act locally」ということばがある。競争の結果や、自分の利益だけにとらわれず、まず足もとから、私たちの行動を世界の人びとの幸福と結びつけなければならない。グローバル化のなかで、平和で公正な国際社会をきずいていくことにも力を尽くしたい。そのためには、市民、NGO、企業、政府、国際機関などがたがいに協力しあい、対立する事がらを調整して解決する努力がたいせつだろう。

		国境をこえたひとつの世界で、世界の人びととともに生きていくこと。私たちの学びの意味も、またそこにある。(P167) → think globally, act locally の概念が説明され、地域・国家連合への所属やその現状について記述されているが、全体的な考え方の基本として理想的なコスモポリタンの発想が見られ、それが成立する根拠や具体像については示されていない。
経済	5	(世界に視野を広げて) 世界各国の人権保障にはまだ大きな格差があり、自由の抑圧、貧困や差別はいたるところに残されている。飢餓や難民などの悲惨な状況もしばしば報道されている。 その背景には、独裁政権や政治の腐敗、民族・宗教などの対立に根ざした内戦などが原因となっているばあいもある。 そして、先進諸国のかつての植民地支配や、不公平な条件で行われている貿易、現地の一部の特権勢力と結びついた開発援助など、先進諸国の利己的で不公正な姿勢も無関係とはいえない例もある。 現代の日本人の「豊かな生活」の根底にも、そうしたさまざまな世界の問題が横たわっている。君たちは、他国や他人の不幸を見捨てて、自国や自分だけの幸福をさずかうという思いを持つだろうか。世界の人権を守る運動は、まず世界の現実を知り、いまなお人権をうばわれて苦しむ人びとに心を寄せるところから始まる。 世界の人権問題に関心を寄せることは、自国の人権問題をいっそう鋭く見つめることでもある。見知らぬひとりの人権をも、世界の共同の力で守ろうとする新しい時代が、すでに始まっている。 (P61) ☆公民ファイル ・労働人口の移動 労働人口の移動の実態を全世界的にグラフに示して紹介するとともに、併せて日本の近年の実態を紹介。つづけて、単純労働は労働は日系人のみに許可されている事を述べると共に、実態は不法労働がなされている事を指摘し、これを巡る産業界の賛成意見をも紹介。その後、受け入れに際する労働条件や福祉問題について記述され、この観点からの共生が課題として示される。(P157) (人口爆発と食料問題) 国連の推計によれば、2005年の世界総人口は64億6500万人近くになり、今後も増え続けて、2050年には約90億人に達するという。この「人口爆発」は、アジア、アフリカ、ラテンアメリカなどの発展途上国に強くあらわれている現象である。 発展途上国では、農村でも都市でも子どもたちは貴重な労働力であり、社会保障制度がととのっていないため、老後の生活は子どもに依存せざるえない。 また、増加した人口を支える食料を自力で確保できないことも大きな問題である。飢餓人口(1日1,400キロカロリーに満たない栄養摂取人口)は全世界で約8億5,200万人にも達し、その多くは南アジアからアフリカに集中している。 これらの問題を解決するためには、発展途上国の生活環境の改善、産業の育成、教育水準の向上、そしてそれらを支える政治の安定は不可欠である。先進諸国の援助は、こうした基盤づくりに役立つものでなければならない。 (資源の枯渇) 現在のエネルギー資源は、石油や石炭などの化石燃料がほとんどである。こうした化石燃料は、大昔、地球上に生息していた植物や動物が長い年月のあいだに変化したもので、かぎりがある。それをこのままのペースで掘り続ければ、石油、石炭、天然ガスは40～150年ほどしかたないといわれている。 先進工業国を中心に利用されている原子力発電は、CO₂(二酸化炭素)を出さずに巨大なエネルギーを生み出すことができる。しかし、一度事故がおこれば大きな被害が生じる危険性もあり、安全に利用するために、よりいっそうの対策が求められている。 環境にあまり影響をあたえない太陽光や風力などの自然エネルギーを中心に代替エネルギーの開発がすすめられているが、まだその経済的な効率において石油や石炭をおぎなえるものとはなっていない。 そのため、かぎりある資源を、リサイクルなどにつとめていかにむだなく有効に使うかが、今日の大きな課題となっている。 (持続可能な開発) いっぽう、発展途上国では、食料や資源・エネルギーが不足して貧しい生活を強いられている。 これらの諸国は、資源を浪費し、現在の環境問題をもたらした責任は先進工業国にあり、発展途上国には貧困から抜け出すために開

発を進める権利があると主張している。1992年の地球サミットでは、環境を保全してこそ将来の開発も可能になるという「持続可能な開発」が強調され、全世界がこの考え方に立って、環境の保全と開発を進めることをよびかけている。(P170~171)

(かけがえない地球)

(氷河がとける)

地球温暖化ということばを聞いたことがあるだろうか。過去100年のあいだに地球の平均気温は0.3~0.6度上昇した。そのため、永久凍土がとけだしたり、氷河がとけて海面が上昇するという現象があらわれている。

このまま温暖化がすすめば、2100年には地球の平均気温が1.4~5.8度、海面は最大で約90センチ上昇するとの予測もある。このように海面が上昇すれば、海抜の低いモルディブやマルタ、ツバルなどの国は水没の危機にさらされ、1億に近い人びとが深刻な影響を受けることが予測される。

(国際協力の進展)

地球の温暖化は、CO₂ (二酸化炭素)などの「温室効果ガス」の増加が大きな原因のひとつといわれる。したがって、これらのガスを減らすことが必要になる。

しかし、先進工業国と発展途上国のあいだには意見の対立がある。話しあいの結果、「地球環境問題には人類共通の課題として取り組む必要がある。しかし、環境の悪化をもたらした責任の程度には差があり、対応する能力にも差があるため、先進工業国はより多くの責任を負う」ということになった。

地球環境問題は、国際的な協力がなくては解決できない。地球温暖化だけでなく、フロンによるオゾン層の破壊、自動車の排ガスなど化石燃料の使用量の増大による酸性雨の発生、熱帯雨林の大規模な伐採、過放牧にともなう砂漠化の進行など、環境破壊は国境をこえた広がりを見せているからである。

1972年に、スウェーデンのストックホルムで開かれた国連人間環境会議では「かけがえない地球」を守るために、国際連合を中心に各国が協力する体制がつくられた。

1992年に、ブラジルのリオデジャネイロで開かれた国連環境開発会議(地球サミット)では、CO₂の排出量を抑制する地球温暖化防止条約が結ばれた。また1997年には、地球温暖化防止京都会議が開かれ、161か国が参加して「温室効果ガス」の削減数値をもりこんだ議定書が採択され、各国が達成することを約束している。

こんにちでは、世界各国で地球を守るためのさまざまな運動が展開され、国境をこえて運動の輪は広がりつつある。ひとりひとりの力は小さい。しかし、先に学んだ「think globally, act locally」(地球規模で考え、足もとから行動する)ということばのように、身近にできることから行動を開始し、君たちの地域や国、そして世界に働きかけていこう。(P172~173)

(南と北の格差をなくすために)

(経済格差の拡大)

アジア、アフリカ、ラテンアメリカの発展途上国は、18~20世紀前半にかけて、欧米諸国の植民地だった国が多い。

また、アジアやアフリカなどでは、独立に際して植民地時代の国境にしたがって国がつくられたため、おなじ民族がちがう国の国民となったり、異なる民族がおなじ国の国民になることも多く、そのことがのちに、民族紛争をひきおこした例も少なくない。

現在、先進工業国は発展途上国の安い原料や労働力を活用しながら、世界のエネルギーや食料を大量に消費し、経済を発展させ、豊かな生活をおくっている。いっぽう、発展途上国は独立後も政治的に不安定な国が多い。また、経済的にも自立するための産業を発展させることができず、貧しいくらしからぬけ出せずにいる国が少なくない。

1960年代ごろから、先進工業国と発展途上国との経済格差を解消することが世界経済の主要な課題とされてきた。この問題は、先進工業国の多くが「北」の地域に、発展途上国が「南」の地域にあることから、南北問題とよばれる。

(多様化する発展途上国)

1980年代にはいと、「南」諸国の内部での経済格差も大きくなった。西アジアの産油国、韓国、台湾や一部の東南アジアの国々のように、工業化に成功して貧しいからぬけ出す国や地域があらわれ、また、中国のように市場経済が停滞し、飢饉や社会環境の悪化にますます苦しむようになった国も少なくない。

(「南」の自立のために)

		先進工業国は、発展途上国の経済を发展させ、国民の生活を向上させるために、政府開発援助（ODA）をはじめ、さまざまな資金・技術協力を行っている。 こうした先進工業国からの支援は、発展途上国の発展にとって不可欠である。しかし、援助に依存して逆に先進国への従属を深めたり、工業化のために多額の資金を借り入れたが、輸出する農産物や鉱物資源の値下がりもあって返済できなくなるといふ問題（累積債務）もおこっている。 南北問題を解決するためには、発展途上国の努力が欠かせないというまでもない。他方、南北問題は「南」の国ぐにの責任だけで生じたのではない。その意味でも「北」の諸国には、「南」の自立に役立つようなかたちでの資金援助や技術協力などがのぞまれている。（P176～177） →経済をめぐるグローバル化の現状や、これをめぐる諸問題については記述されており、資源・食料・環境等の観点もふまえて、具体的な側面から共生や相互益の概念について、概念的知識や説明的知識の説明がなされている。
視 点	5	（世界に視野を広げて） 世界各国の人権保障にはまだ大きな格差があり、自由の抑圧、貧困や差別はいたるところに残されている。飢餓や難民などの悲惨な状況もしばしば報道されている。 その背景には、独裁政権や政治の腐敗、民族・宗教などの対立に根ざした内戦などが原因となっているばあいもある。 そして、先進諸国のかつての植民地支配や、不公平な条件で行われている貿易、現地の一部の特権勢力と結びついていた開発援助など、先進諸国の利己的で不公正な姿勢も無関係とはいえない例もある。 現代の日本人の「豊かな生活」の根底にも、そうしたさまざまな世界の問題が横たわっている。君たちは、他国や他人の不幸を見捨てて、自国や自分だけの幸福をきざこうという思いを持つだろうか。世界の人権を守る運動は、まず世界の現実を知り、いまお人権をうばわれて苦しむ人びとに心を寄せるところから始まる。 世界の人権問題に関心を寄せることは、自国の人権問題をいっそう鋭く見つめることでもある。見知らぬひとりの人権をも、世界の共同の力で守ろうとする新しい時代が、すでに始まっている。 （P61） ☆公民ファイル ・労働人口の移動 労働人口の移動の実態を全世界的にグラフに示して紹介するとともに、併せて日本の近年の実態を紹介。つづけて、単純労働は労働は日系人のみに許可されている事を述べると共に、実態は不法労働がなされている事を指摘し、これを巡る産業界の賛成意見をも紹介。その後、受け入れに際する労働条件や福祉問題について記述され、この観点からの共生が課題として示される。（P157） （人口爆発と食料問題） 国連の推計によれば、2005年の世界総人口は64億6500万人近くになり、今後も増え続けて、2050年には約90億人に達するという。この「人口爆発」は、アジア、アフリカ、ラテンアメリカなどの発展途上国に強くあらわれている現象である。 発展途上国では、農村でも都市でも子どもたちは貴重な労働力であり、社会保障制度がととのっていないため、老後の生活は子どもに依存せざるえない。 また、増加した人口を支える食料を自力で確保できないことも大きな問題である。飢餓人口（1日1、400キロカロリーに満たない栄養摂取人口）は全世界で約8億5、200万人にも達し、その多くは南アジアからアフリカに集中している。 これらの問題を解決するためには、発展途上国の生活環境の改善、産業の育成、教育水準の向上、そしてそれらを支える政治の安定は不可欠である。先進諸国の援助は、こうした基盤づくりに役立つものでなければならない。 （資源の枯渇） 現在のエネルギー資源は、石油や石炭などの化石燃料がほとんどである。こうした化石燃料は、大昔、地球上に生息していた植物や動物が長い年月のあいだに変化したもので、かぎりがある。それをこのままのペースで掘り続ければ、石油、石炭、天然ガスは40～150年ほどしかもたないといわれている。 先進工業国を中心に利用されている原子力発電は、CO2（二酸化炭素）を出さずに巨大なエネルギーを生み出すことができる。しか

し、一度事故がおこれば大きな被害が生じる危険性もあり、安全に利用するために、よりいっそうの対策が求められている。

環境にあまり影響をあたえない太陽光や風力などの自然エネルギーを中心に代替エネルギーの開発がすすめられているが、まだその経済的な効率において石油や石炭をおぎなえるものとはなっていない。

そのため、かぎりある資源を、リサイクルなどにつとめていかにむだなく有効に使うかが、今日の大きな課題となっている。

(持続可能な開発)

いっぽう、発展途上国では、食料や資源・エネルギーが不足して貧しい生活を強いられている。

これらの諸国は、資源を浪費し、現在の環境問題をもたらした責任は先進工業国にあり、発展途上国には貧困から抜け出すために開発を進める権利があると主張している。1992年の地球サミットでは、環境を保全してこそ将来の開発も可能になるという「持続可能な開発」が強調され、全世界がこの考え方に立って、環境の保全と開発を進めることをよびかけている。(P170～171)

(かけがえない地球)

(氷河がとける)

地球温暖化ということばを聞いたことがあるだろうか。過去100年のあいだに地球の平均気温は0.3～0.6度上昇した。そのため、永久凍土がとけだしたり、氷河がとけて海面が上昇するという現象があらわれている。

このまま温暖化がすすめば、2100年には地球の平均気温が1.4～5.8度、海面は最大で約90センチ上昇するとの予測もある。このように海面が上昇すれば、海抜の低いモルディブやマルタ、ツバルなどの国は水没の危機にさらされ、1億に近い人びとが深刻な影響を受けることが予測される。

(国際協力の進展)

地球の温暖化は、CO₂ (二酸化炭素)などの「温室効果ガス」の増加が大きな原因のひとつといわれる。したがって、これらのガスを減らすことが必要になる。

しかし、先進工業国と発展途上国のあいだには意見の対立がある。話し合いの結果、「地球環境問題には人類共通の課題として取り組む必要がある。しかし、環境の悪化をもたらした責任の程度には差があり、対応する能力にも差があるため、先進工業国はより多くの責任を負う」ということになった。

地球環境問題は、国際的な協力がなくては解決できない。地球温暖化だけでなく、フロンによるオゾン層の破壊、自動車の排ガスなど化石燃料の使用量の増大による酸性雨の発生、熱帯雨林の大規模な伐採、過放牧にともなう砂漠化の進行など、環境破壊は国境をこえた広がりを見せているからである。

1972年に、スウェーデンのストックホルムで開かれた国連人間環境会議では「かけがえない地球」を守るために、国際連合を中心に各国が協力する体制がつくられた。

1992年に、ブラジルのリオデジャネイロで開かれた国連環境開発会議(地球サミット)では、CO₂の排出量を抑制する地球温暖化防止条約が結ばれた。また1997年には、地球温暖化防止京都会議が開かれ、161か国が参加して「温室効果ガス」の削減数値をもちこんだ議定書が採択され、各国が達成することを約束している。

こんにちでは、世界各国で地球を守るためのさまざまな運動が展開され、国境をこえて運動の輪は広がりつつある。ひとりひとりの力は小さい。しかし、先に学んだ「think globally, act locally」(地球規模で考え、足もとから行動する)ということばのように、身近にできることから行動を開始し、君たちの地域や国、そして世界に働きかけていこう。(P172～173)

(南と北の格差をなくすために)

(経済格差の拡大)

アジア、アフリカ、ラテンアメリカの発展途上国は、18～20世紀前半にかけて、欧米諸国の植民地だった国が多い。

また、アジアやアフリカなどでは、独立に際して植民地時代の国境にしたがって国がつくられたため、おなじ民族がちがう国の国民となったり、異なる民族がおなじ国の国民になることも多く、そのことがのちに、民族紛争をひきおこした例も少なくない。

現在、先進工業国は発展途上国の安い原料や労働力を活用しながら、世界のエネルギーや食料を大量に消費し、経済を发展させ、豊かな生活をおくっている。いっぽう、発展途上国は独立後も政治的に不安定な国が多い。また、経済的にも自立するための産業を发展させることができず、貧しいくらしからぬけ出せずにいる国が少なくない。

1960年代ごろから、先進工業国と発展途上国との経済格差を解消することが世界経済の主要な課題とされてきた。この問題は、先進工業国の多くが「北」の地域に、発展途上国が「南」の地域にあることから、南北問題とよばれる。

(多様化する発展途上国)

1980年代にはいと、「南」諸国の内部での経済格差も大きくなった。西アジアの産油国、韓国、台湾や一部の東南アジアの国々のように、工業化に成功して貧しいからぬけ出す国や地域があらわれ、また、中国のように市場経済が停滞し、飢餓や社会環境の悪化にますます苦しむようになった国も少なくない。

(「南」の自立のために)

先進工業国は、発展途上国の経済を発展させ、国民の生活を向上させるために、政府開発援助 (ODA) をはじめ、さまざまな資金・技術協力を行っている。

こうした先進工業国からの支援は、発展途上国の発展にとって不可欠である。しかし、援助に依存して逆に先進国への従属を深めたり、工業化のために多額の資金を借り入れたが、輸出する農産物や鉱物資源の値下がりもあって返済できなくなるといった問題 (累積債務) もおこっている。

南北問題を解決するためには、発展途上国の努力が欠かせないというまでもない。他方、南北問題は「南」の国々に責任だけで生じたのではない。その意味でも「北」の諸国には、「南」の自立に役立つようなたちでの資金援助や技術協力などがのぞまれている。(P176~177)

(人口爆発と食料問題)

国連の推計によれば、2005年の世界総人口は64億6500万人近くになり、今後も増え続けて、2050年には約90億人に達するという。この「人口爆発」は、アジア、アフリカ、ラテンアメリカなどの発展途上国に強くあらわれている現象である。

発展途上国では、農村でも都市でも子どもたちは貴重な労働力であり、社会保障制度がととのっていないため、老後の生活は子どもに依存せざるえない。

また、増加した人口を支える食料を自力で確保できないことも大きな問題である。飢餓人口 (1日1,400キロカロリーに満たない栄養摂取人口) は全世界で約8億5,200万人にも達し、その多くは南アジアからアフリカに集中している。

これらの問題を解決するためには、発展途上国の生活環境の改善、産業の育成、教育水準の向上、そしてそれらを支える政治の安定は不可欠である。先進諸国の援助は、こうした基盤づくりに役立つものでなければならない。

(資源の枯渇)

現在のエネルギー資源は、石油や石炭などの化石燃料がほとんどである。こうした化石燃料は、大昔、地球上に生息していた植物や動物が長い年月のあいだに変化したもので、かぎりがある。それをこのままのペースで掘り続ければ、石油、石炭、天然ガスは40~150年ほどしかもたないといわれている。

先進工業国を中心に利用されている原子力発電は、CO₂ (二酸化炭素) を出さずに巨大なエネルギーを生み出すことができる。しかし、一度事故がおこれば大きな被害が生じる危険性もあり、安全に利用するために、よりいっそうの対策が求められている。

環境にあまり影響をあたえない太陽光や風力などの自然エネルギーを中心に代替エネルギーの開発がすすめられているが、まだその経済的な効率において石油や石炭をおぎなえるものとはなっていない。

そのため、かぎりある資源を、リサイクルなどにつとめていかにむだなく有効に使うかが、今日の大きな課題となっている。

(持続可能な開発)

いっぽう、発展途上国では、食料や資源・エネルギーが不足して貧しい生活を強いられている。

これらの諸国は、資源を浪費し、現在の環境問題をもたらした責任は先進工業国にあり、発展途上国には貧困から抜け出すために開発を進める権利があると主張している。1992年の地球サミットでは、環境を保全してこそ将来の開発も可能になるという「持続可能な開発」が強調され、全世界がこの考え方に立って、環境の保全と開発を進めることをよびかけている。(P170~171)

→グローバル人としての「think globally, act locally」の概念が説明され、

資源・食料・環境の諸問題の切り口から、援助国としての先進国 被援助国としての発展途上国の位置づけが示され、ほぼ概念的知識や説明的知識にいたっている。

コメント	・国際理解やグローバル化における対処については、ほぼ概念的知識や説明的知識による説明がなされているが、公共に関しては言葉の説明に終始しがちであったり、自国の認識においては一方的な理解の面が見られたり、消極的認識にとどまっている感があり、この記述からは今後の展望があまり感じられない。
------	---

④ 東響書籍

教科書分析			
「中学社会・公民的分野」東京書籍・平成18年度版			
公共	位置	1～5	分 析 理 由
		2	(さまざまな環境運動) 地球環境を守るために、世界各国で市民によるさまざまな取り組みがなされています。イギリスには、ザ・ナショナルトラストという環境保全団体があり、美しい自然や景観を永久に守るためにその所有者となって管理するという運動をしています。ピーターラビットの生みの親ビアトリクス・ポターが、湖水地方の美しい風景を守るために自分で土地を買取り、ザ・ナショナルトラストにその維持管理をゆだねた話は有名です。このように、だれでも気軽に美しい自然や景観を楽しむことができ、また多くの人が訪れることで環境維持費の確保につながるしくみになっています。 ほかにも、地域固有の自然や文化を楽しみながら観光を成り立たせていくエコツーリズムという考え方があり、これにもとづいて計画されたエコツアーという観光旅行が、世界中で行われています。 21世紀は環境の時代といわれています。かけがえのない自然を守り、少しでも多く心やすらげる場所を次の世代に残していきたいものです。(P148) →実際の取り組みを紹介することから、住民運動における「活私開公」の姿は紹介されているが、たんに記述的知識における記述のみで、その「公」と「私」の関係や活動の意義などの概念を示す、説明的知識や概念的知識にはいたっていない。
	立場	2	(国民の義務) 国民には、国民生活を支えるためになすべき義務があります。日本国憲法は、子どもに普通教育を受けさせる義務、勤労の義務、納税の義務の三つをあげています。このうち、教育と勤労の義務は同時に国民の権利でもあります。 憲法に義務の規定が少ないのは、憲法が国民の権利を保障する法だからです。(P55) →国民における三大義務の紹介がおもであり、日本における法体系が権利を中心としたものであることや、義務と権利が表裏一体の関係であることは簡潔に述べられているが、公共の概念を踏まえて記述は、ほぼなされていない。
自国の認識	主体	3	(人権と公共の福祉) 人権が保障されているからといって、わたしたちは何でも好き勝手なことをしてよいというわけではありません。夜中に大声でさわいで「言論の自由だ」ということは許されません。わたしたちの社会生活では、人権は他の人の人権を侵害してはならないという限界があります。また、社会の共同生活のために制約を受けることがあります。このように人権は、「公共の福祉」によって制限されることがあります。 しかし、例えば、政府が市民団体の活動に対して、「この団体の活動は社会秩序にとって危険であり、公共の福祉に反する」として禁止することになると、市民団体は自由な活動の場を失ってしまいます。「公共の福祉」という言葉は抽象的であまりないので、それが具体的にどのような公共の利益なのか、それによる人権の制限が許されるかは、さらに厳密に考えていく必要があります。何が「公共の福祉」にあたるのかを政府が一方的に判断して、人々の自由な人権の行使を制限することがあってはなりません。(P54～55) →「公共」や「公共の福祉」をめぐる取り扱いや考え方については、その理念を中心に、住民及び国民の両面からわりと詳しく説明されているが、あくまでも公の働きが中心であり、公共民の視点からの概念的及び説明的記述にはなっていない。
	認識	2	(国の政治) 今日、グローバル化といわれるように、世界がよりいっそう密接になり、世界の動きが日本に直接あたえることが多くなっています。そのなかで、日本が平和主義の原則に立って、いかに世界に貢献し、世界の人々がより公平に豊かになっていくのかを考えることが、

		これからの日本にとってますます重要になっているのです。 同時に、日本の民主主義をさらに強くすることも、重要になってきました。民主主義は、すでに完成したものでも、どこかで完成するものでもありません。民主主義が維持されるためには、人々が、民主主義の完成をめざして努力し続けることが大切なのです。そのために最低限必要なことは、政治に不信任を持つのではなく、政治に関心をもち、政治に参加することです。日本が世界から尊敬されるためには、日本の民主主義の政治をよくして、それが世界の民主主義の見本になることが求められているのです。(P99) →世界のグローバル化を前提に、日本における自国の認識の必要性 については説明されているが、地球市民的発想や理想論としての 抽象的な民主主義論に終始、市民や国民の立場を踏まえた、公民 としてのありかたを示す、概念的及び説明的記述になっていない。
作用	2	(主権国家) 世界の人々は、どこかの国の国民として暮らしています。世界には190ほどの国があり、それぞれの国は主権を持っています。主権は、ある国が他国に支配されたり、干渉されたりしない権利(内政不干渉の原則)や、他の国々と対等である権利(主権平等の原則)からなっています。 国際社会は、主権を持つ国々(主権国家)によって構成されており、国家の主権がおよぶ範囲を領域といいます。領域は、領土、領海、領空からなっています。領海のまわりの広い水域は経済水域とよばれ、その水域の漁業資源などの権利は沿岸国にあります。経済水域の外側の水域が公海で、どの国の船や漁船でも、自由に航行や操業が出来ます(公海自由の原則)。また南極大陸や宇宙空間は、人類の共通資産となっており、どの国の領域にも属しません。 (国旗と国歌) 主権国家は通常、国家を示すシンボルとして、国旗と国家をもっています。日本では、1999年にはじめて、法律で「日章旗」が国旗、「君が代」が国家と定められました。国どうしが協力し合っていくためにも、たがいに国旗・国家を大切にしていかなければなりません。 (国際社会のルール) 国家がたがいに主権を尊重し合っていくために、国際社会には守らなければならないルールがあります。国と国とが結ぶ条約や、長い間の慣行から法となった国際慣習法などです。これらは国際法とよばれています。各国は国際法を尊重し、国際協調の精神で行動することが求められています。 →主権国家の考え方や自国の範囲及び国旗や国歌の尊重、国際関係 のありかた等から、自国の認識の必要性と結びつけられているが、一般論としての認識に終始し、独自の自国の認識には全く触れられていない。
位置	2	(アイヌ民族への差別撤廃をめざして) アイヌ民族は古くから北海道、サハリン、千島列島を居住地として、独自の言葉と文化をもち、歴史を築いてきました。明治政府は、北海道開拓にあたって、アイヌの人たちの土地を奪い、「日本人」化(同化)を強制して、アイヌ文化を否定してきました。この過程でアイヌ民族への差別や偏見が強められたのです。 現在、アイヌの人たちは、自分たちの文化の継承、民族としての教育、経済の自立などをめざして努力しています。1997年にはアイヌ文化振興法が成立し、アイヌの人たちの民族としての誇りが尊重される社会の実現がめざされています。 (在日韓国・朝鮮人への差別撤廃をめざして) 2005年現在、日本には約61万人の在日韓国・朝鮮人が住んでいます。その多くは、1910年の日本の韓国併合以来、移住を余儀なくされた人たちが、また、日本に連れてこられて、意思に反して働かされた人たちとその子孫です。これらの人たちは、民族の誇りを守り、さまざまな分野で活躍をしています。しかし、就職などでの差別はなくなっていない。また、選挙権や公務員になることなども制限されています。不当な差別や偏見がなくなるよう、運動が続けられています。(P45) →日本におけるマイノリティーの存在について積極的に記述しているが、その実態や歴史的経緯等の紹介のみにとどまり、国の成員としてのシチズンの視点を与えたり、それにとまなう概念的及び 説明的記述にはなっていない。
組	4	(国境をこえた結びつき) 今日の世界では、国境をこえた市民の活動も活発になっています。貧しい国々の開発に協力する民間の団体が非営利で活動する NGO

	織		(非政府組織)や、援助のための資金などを集めようとする NPO (非営利組織)などの活動です。グローバル化のなかで世界の貧富の差をなくすため、このような活動は必要不可欠なのです。 同時に、国境をこえて市民どうしが協力して活動することも多くなりました。日本の NGO が他の国々の NGO と協力して活動するようになっているのです。 (ともに暮らす社会をつくっていこう) 多文化社会では、それぞれの文化の違いを尊重し合い、ともに協力して暮らしていくことが求められています。現在、地方公共団体や NGO/NPO によって、多文化社会にふさわしいサービスや制度改善の努力が続けられてきています。外国人が多く居住する自治体では、住みよい社会をつくるために多言語による広報誌や生活ガイドを発行したりしています。 (これからの課題を探ってみよう) これからの日本は、ますます多文化社会が進展していくと予想されます。わたしたちにも、異なる文化をもった人々に対して差別や偏見をもたず、共存・共生していくことのできる「内なる国際化」が求められています。(P 22～23) (変化する国際社会) 国際社会では、国家だけが活動しているわけではありません。国際連合のような国際機関、EU (ヨーロッパ連合)のような地域的な機関、また世界各地で経済活動を営む多国籍企業なども重要な役割を果たしています。さらに今日では、NGO (非政府組織)を通じて市民が国境をこえて他の国の市民と結びつき、地球環境問題や発展途上国の援助などに一緒に取り組むようになってきています。 (P 154～155) →国際社会における国家以外の国際機関や地域的な機関の働きなど の記述とともに、NGO や NPO の働きを積極的に紹介しており、個人や国家にとらわれない新しい組織としての意義も述べられているが、やや抽象的な感があり、概念的及び説明的知識にまではいたっていない。
国際理解 ・ グ ロ ー バ ル	所 属	5	(国境をこえた結びつき) 今日の世界では、国境をこえた市民の活動も活発になっています。貧しい国々の開発に協力する民間の団体で非営利で活動する NGO (非政府組織)や、援助のための資金などを集めようとする NPO (非営利組織)などの活動です。グローバル化のなかで世界の貧富の差をなくすため、このような活動は必要不可欠なのです。 同時に、国境をこえて市民どうしが協力して活動することも多くなりました。日本の NGO が他の国々の NGO と協力して活動するようになっているのです。 (ともに暮らす社会をつくっていこう) 多文化社会では、それぞれの文化の違いを尊重し合い、ともに協力して暮らしていくことが求められています。現在、地方公共団体や NGO/NPO によって、多文化社会にふさわしいサービスや制度改善の努力が続けられてきています。外国人が多く居住する自治体では、住みよい社会をつくるために多言語による広報誌や生活ガイドを発行したりしています。 (これからの課題を探ってみよう) これからの日本は、ますます多文化社会が進展していくと予想されます。わたしたちにも、異なる文化をもった人々に対して差別や偏見をもたず、共存・共生していくことのできる「内なる国際化」が求められています。(P 22～23) ☆わたしたちのまちの多文化マップ (浜松市) —課題ページ— いろんな観点から、静岡県浜松市における多文化共生の実態を紹介 (地球市民をめざして) わたしたちは、地球上の他の地域やそこに住む人々と、直接、間接に結ばれ、たがいに依存し影響をおよぼし合いながら、生きています。今日、わたしたちの日常生活は、外国との関係をぬきにしては考えられなくなっています。 このような地球規模の相互依存社会のなかで生きるわたしたちは、 自国の利益や繁栄だけを考えるのではなく、「人類益」といわれる地球全体の利益や繁栄を追求することが大切になってきています。 この章で学習する資源・エネルギー、環境、人口・食料、平和といった問題は、どれ一つをとってみても、もはや一国では解決できない地球的問題です。こうした課題の解決には、各国や各地域が異なる文化を尊重し合い、国家をこえて話し合い、連帯し、協調してい

		くことが重要になってきています。 このように地球規模で一体となった社会を、グローバル社会とよんでいます。それにともない、ヨーロッパの EU や東南アジアの ASEAN などのように、地域的なまとまりを強める動きも活発になってきています。 21 世紀においては、わたしたち一人ひとりが地球の一員であるという意識をもって、地球的課題の解決に努力しようとする、「地球市民」としての資質が求められています。(P140～141) (地域主義の動き) 今日、世界各地で、経済、環境、安全保障などで、おなじ問題をかかえこんでいる国家がある特定の地域でまとまりをつくって、そこで協調や協力を強めようとする動きが顕著になってきています。このような動きは、地域主義(リージョナリズム)とよばれています。 ヨーロッパでは、第二次世界大戦後、経済関係を中心にヨーロッパ統合をめざす動きが起こりました。現在では EU(ヨーロッパ連合)が発足し、ヨーロッパ各国は互いの結びつきを強めています。経済面では、EU の中央銀行をつくり、各国の通貨を廃止して共通の通貨(ユーロ)を使うことによって、ヨーロッパ全体が一つの国内市場のようになってきています。また、外交や安全保障の分野においても、共通の政策を強化する努力を行っています。 また EU は、東ヨーロッパ諸国を中心に加盟国を拡大し、より大きくなっています。同時に、EU に、大統領、政府、議会を置いて、一つの国のようにしようとする動きも進み、そのために EU の憲法をつくる努力が続いています。 (アジア・太平洋の地域主義) 地域主義の動きは、東アジア地域でも活発になっています。これまで東アジア地域は、歴史、文化、言語などが多様で、一つのまとまりをつくることはむずかしいとされてきました。そのなかで、東南アジアでは、1967年に地域内の安定と発展を求めて ASEAN(東南アジア諸国連合)が創立され、加盟国を増やしながら、経済と政治の分野で協力を進めてきています。近年、ASEAN に日本、中国、韓国を加えた「ASEAN + 3」といわれる会合が頻繁に開催され、協力を深めています。 ASEAN や、中国、台湾、韓国などの東アジアの各国・地域は、目覚ましい経済成長をとげてきました。そのため、1989年より地域内の協力をはかる、APEC(アジア太平洋経済協力会議)が開催され、これに日本も参加しています。 北米大陸では、1992年にアメリカ、カナダ、メキシコが NAFTA(北米自由貿易協定)を締結し、加盟国間で関税をなくしたり、自由に投資が行えるようにしたりしています。東アジア各国でも、自由貿易協定(FTA)を相互に結び合う動きが強まってきています。(P156～157) → 国家と世界をつなぐ組織として、地域・国家連合を積極的に位置づけ、その実情を説明も加えて詳しく紹介している。理想論的地球市民論にとどまらず、今後の一つの展望を持たせる記述になっている。
経済	5	☆発展ページ ・国際貿易について考えてみよう (なぜ貿易を行うのだろう) 国と国が生産物を取り引きする。すなわち貿易を行うには、いくつかの理由が考えられます。まず、各国の経済的条件が異なっていることがあげられます。農業に適した国もあれば、気候が厳しいために農業に不向きな国もあります。鉱物資源にめぐまれた国、工業技術の発達した国もあれば、そうでない国もあります。貿易を行えば、自国の産物と引きかえに、国内ではまかなえない産物を得ることができます。 では、少々無理をすれば、必要なものをすべて自国で生産できる、このような場合はどうでしょうか。じつはこのようなときでも、あれもこれも生産するのではなく、それぞれの国が有利な条件のもとで生産できる得意分野の生産に集中してそれらを交換すれば、おたがいにもっと多くの利益がもたらされるのです(比較優位)。広大な土地を持つ国は農業に、労働力が豊かな国は労働力を有効に使えるものの生産に集中(特化)して、貿易を行うなら、その方が双方の利益になります。 (自由貿易と保護貿易) こうした考え方は、19世紀当時先進国だったイギリスの経済学者リカードによって説かれ、自由貿易を推進するための有力な根拠となりました。いっぽう、輸入品に対して高い関税をかけたり、輸入量を直接制限したりすること(保護貿易)で、国内産業を保護す

		ることができる、だから輸入制限はその国にとって望ましい、という考え方もあります。19世紀当時農業国だったドイツの経済学者リストは、途上国もやがて工業国に成長する可能性があるのだから、発展の芽をつぶしてしまわないよう、しばらくの間は保護貿易を行って国内産業を保護する必要がある、と主張しました。 しかし、こうした保護貿易主義は他国の報復を招き、他国も保護貿易に走らせがちです。これに対し、「いつもわたしの国の門戸は開けておきましょう。だからあなたの国の門戸もあけておいてください。」というのが自由貿易主義です。自由貿易主義は世界の大きな流れになっていますが、不況にみまわれたりすると、保護貿易主義が力を増すことになります。 (黒字が大きければ大きいほどいい?) わたしたちはともすれば、輸出額から輸入額を差し引いた貿易黒字額が増えれば増えるほど国が豊かになると考えがちです。しかし、このような考え方は正しくありません。すべての国が輸出を増やそうとする一方で、輸入はできるだけ減らそうとしたら、その結果はどうなるでしょう。保護貿易の場合と同様に、このときにも世界の貿易量は減少し、その結果、世界の国々が輸出をいくら増やそうとしてもそうすることは不可能になります。 世界の国々が輸出を増やそうとしたら、輸入も増やさなければなりません。貿易をととして世界の国々が利益を受け、世界の経済が発展していくためには、輸出と輸入がともに増えていく必要があります。 (自由貿易の推進) 1930年代、イギリスやフランスは不況をのりきるために、自国と関係の深い国々だけで経済を成り立たせようという政策(ブロック経済)をとりました。この事が第二次世界大戦の原因の一つになったことをふまえて、戦後になって GATT (関税と貿易に関する一般協定) という協定が結ばれ、自由貿易を推進するためのルールが定められました。同時に、通貨と通貨の交換比率である為替相場の変動によって、自由貿易がそこなわれることのないように、各国の通貨価値を安定させることを目的として IMF (国際通貨基金) が設置されました。このことから、戦後の国際経済秩序は IMF-GATT 体制ともよばれます。 (GATT の成果) GATT は、自由貿易の理想に少しでも近づくため、関税その他の輸入措置の撤廃を多国間で協議する場であるラウンドを設定し、大きな成果をあげてきました。1986年に発足したウルグアイ・ラウンドでは、サービス貿易・知的所有権、農業貿易の国際的枠組みについて交渉が行われ、1993年に最終的に合意しました。 (世界貿易の新しい姿) 1995年、GATT は発展的に解消され、WTO (世界貿易機関) が発足しました。WTO は紛争調停の機関をもち、GATT に比べてその権限や機能が大幅に強化されています。さらに、2001年には中国、2002年には台湾が正式に加盟し、現在(2004年)では148の国・地域が加入する国際機関として活動しています。 (P136~137) →経済における相互利益の観点から、保護貿易の弊害についても詳しく述べられており、また、自由貿易の必要性や、これをを進めるルールや、公正な貿易を行うために設立された組織の紹介など、大変多様な観点から詳しい記述がされている。
視点	4	(国境をこえた結びつき) 今日の世界では、国境をこえた市民の活動も活発になっています。貧しい国々の開発に協力する民間の団体で非営利で活動する NGO (非政府組織) や、援助のための資金などを集めようとする NPO (非営利組織) などの活動です。グローバル化のなかで世界の貧富の差をなくすため、このような活動は必要不可欠なのです。 同時に、国境をこえて市民どうしが協力して活動することも多くなりました。日本の NGO が他の国々の NGO と協力して活動するようになっているのです。 (ともに暮らす社会をつくっていかう) 多文化社会では、それぞれの文化の違いを尊重し合い、ともに協力して暮らしていくことが求められています。現在、地方公共団体や NGO/NPO によって、多文化社会にふさわしいサービスや制度改善の努力が続けられてきています。外国人が多く居住する自治体では、住みよい社会をつくるために多言語による広報誌や生活ガイドを発行したりしています。 ☆わたしたちのまちの多文化マップ(浜松市)一課題ページ

		いろんな観点から、静岡県の浜松市における多文化共生の実態を紹介 (地球市民をめざして) わたしたちは、地球上の他の地域やそこに住む人々と、直接、間接に結ばれ、たがいに依存し影響をおよぼし合いながら、生きています。今日、わたしたちの日常生活は、外国との関係をぬきにしては考えられなくなっています。 このような地球規模の相互依存社会のなかで生きるわたしたちは、 自国の利益や繁栄だけを考えるのではなく、「人類益」といわれる地球全体の利益や繁栄を追求することが大切になってきています。 この章で学習する資源・エネルギー、環境、人口・食料、平和といった問題は、どれ一つをとってみても、もはや一国では解決できない地球の問題です。こうした課題の解決には、各国や各地域が異なる文化を尊重し合い、国家をこえて話し合い、連帯し、協調していくことが重要になってきています。 このように地球規模で一体となった社会を、グローバル社会とよんでいます。それにともない、ヨーロッパの EU や東南アジアの ASEAN などのように、地域的なまとまりを強める動きも活発になってきています。 21世紀においては、わたしたち一人ひとりが地球の一員であるという意識をもって、地球的課題の解決に努力しようとする、「地球市民」としての資質が求められています。(P140～141) → NPO や NGO の働きを中心に、グローバル人として果たすべき役割や実際の動きを、多くの事例から説明されている。また浜松市での多文化共生の具体例を挙げ、わかりやすい形で記述されているが、結論として行き着く方向が、地球市民的方向のみで示されているのが、やや残念な感がある。
コメント		・全体的にバランスよく記述されているが、国際理解やグローバル化において、つつこんだ記述や詳しい説明が行われているのに対して、公共や自国の認識においては、一般論的に軽く触れられているのが残念な感があり、教科書全体として、今後の日本社会のめざす方向性があまり読み取れないような構成になっているように思う。

⑤ 帝国書院

教科書分析		
「中学社会・公民的分野」帝国書院・平成18年度版		
	1～5	分析理由
公民	4	(地域社会の役割) 私たちの生活は、自分の家を取りまく地域の人々とともに営まれています。この一定の地域に住んでいる人々のまとまりを、地域社会(コミュニティ)とよびます。私たちは、そのなかにある学校にかよったり、商店で買い物をしたり、祭りに参加したりしています。 家庭の役割である憩いの場、生活習慣や社会のルールを身につける場、子育てや高齢者の介護に協力する場などは、同時に地域社会の役割でもあります。さらに、伝統につかわれた地域独自の文化は、人々の心を結びつけることにも役立っています。 (地域社会への参加) 地域社会が本来の役割をはたし、安全でくらしやすいものであるためには、何が必要でしょうか。 それにはまず、地域に住む人々どうしのふれ合い、助け合いが欠かせません。しかし高度経済成長期以降、都市部では人々の結びつきが弱まり、農山村部では過疎化によって若者が減ったため、地域社会から活力が失われ、次第にその役割をはたしにくくなっています。 そのため上の例のように、地域の人々どうしが新しい結びつきをつくる動きもさかんになっています。その大きな理由は、人々が結びつくことによって地域社会への関心と愛着が高まり、地域社会が本来の役割をはたすことを期待しているからです。(P26～27) (変化する地方自治) 上の事例のように、中学生も地域の将来を決める住民投票や、地域の行事などの活動に参加できるところも増えました。中学生では、まだ首長や議員になれませんが、地方自治はこうあるべきだという自分の意見を述べたり、大人とともに協力したりして、地域づくりに参加できます。

		地方分権への意識が高まるなかで、地方公共団体は、よりはば広く住民に対して意見を求めるようになりました。中学生も活力ある自立した地域づくりに力を発揮することができます。(P120) ☆課題ページ…保護活動が政治を動かした！ 静岡県浜松市を中心とする自然保護団体「サンクチュアリジャパン」の活動を紹介 →コミュニティや地域社会の自助作用や相互扶助機能を積極的に評価し、その現状を紹介するとともに、併せて、これの代替手段として地方自治の機能を拡充を提起しており、主体性や「公」に対する位置づけにおいてやや弱い面があるが、「私」の活用概念はほぼ示されている。
立場	5	(社会のなかの私) 私たちは、たとえば「高橋和也」というように、ひとりの人間として存在しています。そしてその個性や生き方は、社会において尊重されるべきものです。また私たちは、ひとりきりではなく、家庭・地域社会・学校など、つねに社会のなかで生活しています。人間は一人では生きられず、社会の一員としてはじめて、生きていくことや生活を向上させることができます。人間が社会的存在だといわれるのは、このためです。 (社会のなかの自由と責任) 右上の図書館のようすをあなたはどのように考えますか。話をしている人は、ほかの人を意識しているでしょうか。図書館のなかでは、いくら自分が話をしたい、話すのは自由だと思っても、それは認められません。なぜなら、あなたに自由があると同時に、まわりの人にも静かに本を読む自由があるからです。私たちが自分の欲求のままに好きかってなことをやっていては、社会生活の秩序は成り立ちません。 社会に生きる私たちは、つねに自分の自由と他人の自由のせめぎ合いのなかにいます。そのため、私たちは、自分の自由を主張するだけでなく、他人の自由を認める責任があります。 このような他者とのせめぎ合いをどのように調整するかを考えることが、社会のなかで生きることです。その調整のために、社会には守るべきさまざまなルールが存在しています。(P28～29) (よりよい暮らしのために) 上の例のように、マンションにはさまざまな立場や考え方の人たちが、ともに生活しています。マンションのルールは、その人たちが意見を出し合い、十分に話し合って決められたものです。このように決められたルールだからこそ、住民は自分かってな行動をやめ、ルールを守らなければなりません。 野球などすべてのスポーツは、ルールがないと成り立ちません。それと同じように、私たちが社会生活を営み、よりよくしていくためにも、ルールは欠かせません。私たちにはルールを守る責任が課せられています。(P31) →権利・義務の認識をふまえた、公共の概念についてたいへん詳しく説明されており、合意形成に基づく公共の立場の認識について、概念的・説明的知識の記述が行われている。
自国の認識	主体 5	(個人の自由か公共の福祉か) 基本的人権は最大限尊重されなければなりません、社会の大多数の人々の利益のために制限されることがあります。これは公共の福祉による制限とよばれます。 自由を行使するにはそれなりの責任が生じます。たとえば、言論が自由であるとしても他人の名誉を侵害することは許されません。公共施設の建設のためには、正当な手続きの補償のもとに、私有財産である個人の土地を収用することもできます。憲法も、国民の自由や権利はつねに公共の福祉のために利用する責任を負い、公共の福祉に反しないことを求めています(第12・13条)。しかし、公共の福祉の名のもとにむやみに人権が制限される制限されることを認めてはなりません。ほんとうに公共の福祉のためなのかを確かめる必要があります。(P105) (ともに生きる社会のために) 私たちは社会の一員として生きており、その一人ひとりがよりよく生きたいと願っています。そのため、基本的人権を守っていくには、自分の権利を主張するだけでなく、他人の権利を尊重する責任があります。私たちは人権を守る努力をするとともに、自由権や他の人権を濫用しないよう努めなければなりません(第12条)

		また、憲法の認める基本的人権は、過去の多くの試練に耐えて、ようやく認められるようになったものです。現在および将来の国民は、おかしことのできない永久の権利として、人権を守っていく責任を託されています（第97条） 基本的人権は、国民が主権を持つ、平和な社会においてのみ尊重されます。私たちが、平和な社会において、一人ひとりの夢を実現できる社会を築いていくには、他人の権利を尊重する責任をはたすとともに、基本的人権や国民主権、あるいは平和主義を日々実践していくことが必要なのです。（P111） →権利の観点としての住民の立場と、義務の観点としての国民の立場が説明されており、公共の福祉における公共民の概念について、概念的・説明的知識の記述が行われている。
認識	2	〔国民として国の政治を考えよう〕 ☆国会議員になって社会をかえたい…課題ページ ・国会議員をめざして （国会の役割） 私たちの意見を代表して法律をつくり、よりよい暮らしを実現するにはどうすればよいでしょうか。選挙によって自分たちの意思を代表する人を選び、その人を通して法律を定める制度を議会制民主主義とよびます。その私たちの代表者が集まって討議するところが国会です。国会は、国の法律を定めることのできる唯一の立法機関であり、国権の最高機関とされています。 これまで学習した地方公共団体は、おもに私たちの身のまわりの諸問題にとり組んでいます。これに対し国会は、国全体に適用される法律を定め、国の政治の方針を決めています。 （国の政治への参加） 国会議員は、親も議員だった二世議員や、官僚出身の議員などが多数をしめています。そのためみなさんは、政治家は遠くはなれた世界の人だと思ってしまうかもしれません。しかし、政府は国会の定めた法律にもとづいて政策を実行するところですから、みなさんが政府に何かをしてもらいたいと望むなら、その要望を実現する場所は、何よりも国会です。Aさんは国会議員に立候補することで、国の政治に参加する第一歩を記したのです。（P126～127） ☆課題ページ…政治の世界を体験する ・山口県柳井市における、大学生の首長インターンシップを試みを紹介 →国民の政治参加のあり方を中心に記述がされており、この立場における、市民と国民の立場をふまえた公民の考え方は示されているが、記述が参加形態に偏重されたものになっており、その理念を中心とした概念的・説明的知識にはなっていない。
作用	2	（国際社会のなかで） 国家の支配する領域は、領土、領海、領空の三つから構成されています。領海のほかに排他的経済水域を設けることもあり、ここでとれる魚や石油などの資源は、海域の権利を持つ国のものとなります。沖ノ島が沈めば、日本の領土ばかりでなく、領海や排他的経済水域も失われます。領海と排他的経済水域以外の海は公海とよばれ、どの国でも利用できますが（公海自由の原則）、領域に無断で立ち入ることは認められません（領土不可侵）。国内政治の決定に、他の国がさしずすることも許されません（内政不干渉）。主権の平等に加え、領土不可侵と内政不干渉を各国が認め合うことで、国際関係が成り立ちます。 もっとも、内政不干渉の原則があるからといって、ある国のなかで多くの人の人権がうばわれることを、国際社会が無視してよいとはいえません。普遍的人権と国家主権のバランスをどうとればよいのか、現在、世界の課題となっています。（P153） 〔国際社会における日本の役割〕 （平和主義と国際協力） 国際平和を実現するために、日本はどのような役割をはたせばよいのでしょうか。アジアのなかでは、日本はGDPが最も多い国です。また、第二次世界大戦で悲惨な経験をしました。そのため、日本は、軍隊で攻撃するよりも国際協力と経済協力によって、おたがいに信頼できる国際関係をつくっていくという考えが強くなりました。そこで、防衛については、アメリカとの間で日米安全保障条約を結び、外交の面では、諸国との合意を大切に多国間協力と国連重視、また武力にたよらない貢献をめざす非軍事協力の、三つの原則にそってすすめられてきました。戦争の絶えない地域に対しても、そこに軍隊を送ることよりは、人々の暮らしをささえ、戦後の復興をはかることをめざしたのです。こうした努力によって、日本は国連の活動をささえ、かつては日本が占領していた東南アジア諸国など

		からも信頼されるようになってきました。このように、アジア諸国をはじめとして、世界各国がより協力できるよう努力、行動することが日本の新たな役割です。 (唯一の被爆国としての役割) 1945年8月、広島と長崎に原子爆弾が投下され、数多くの尊い命が失われました。このような悲惨な経験がくり返されないよう、唯一の被爆国として、日本は核兵器を世界からなくすために呼びかけを続けてきました。具体的には核兵器を「つくらず、もたず、もちこませず」という非核三原則をかげ、日本は核をもたない国家になるという立場を明らかにしてきました。そして毎年8月には、世界各国の人々を招き、広島と長崎で平和のための式典を開くなど、世界の人々に核兵器の廃絶を訴えてきたのです。 (P162～163) →国家主権のあり方や平和を基調とした日本社会のあり方には言及 されているが、一方向からの記述であり、日本社会の積極的認識における自国の認識には触れられていない。
位置	3	(アイヌの人々への差別) アイヌの人々は、かつて北海道やサハリン、千島列島を中心に、固有の文化やことばをもつてくらしていました。しかし、江戸時代には、蝦夷地(北海道)の一部を支配した松前藩がアイヌの人々への弾圧をくり返したため、その人口が減りました。明治になると、政府は蝦夷地を北海道と改称し、開拓使をおき、本州からの移民をすすめる政策をとりました。1899(明治32)年には北海道旧土人保護法が制定され、アイヌの人々はせまいあれ地に追いやられるとともに、日本人としてのくらしや文化を強制されました。アイヌの人々は本州などから移住してきた人々との間に格差を設けられただけでなく、固有の文化やことばを保つことがむずかしくなっていました。 アイヌの人々の伝統文化をとりもどし、振興させるため、1997(平成9)年にアイヌ文化振興法が施行されました。私たち一人ひとり、アイヌの人々に対する差別をなくすとともに、アイヌの人々の伝統や文化、民族としてのほこりを尊重していくことが必要です。 (在日外国人への差別) 現在、日本に最も多く住んでいる外国人は在日韓国・朝鮮人です。第二次世界大戦が終わったとき、植民地政策などで約200万人の朝鮮人が日本にいました。多くの人々は戦後すぐに祖国へ帰国しましたが、仕事や家族のことで日本に残る人もいました。彼らの子孫をふくめ、現在、日本に住む外国人の3割以上をしめています。 在日韓国・朝鮮人に対しては、戦前からあった朝鮮の人々への蔑視から、就職や結婚での差別、いじめなどが残っています。また、日本国籍がないため、日本に永住し、納税の義務をはたしても参政権はありません。職種によっては公務員になれず、社会保障も十分に受けられません。日本の学校で普通教育を受けられますが、在日韓国・朝鮮人の子弟のための学校を卒業しても、大学入学の資格などは日本の学校と同じではありません。 最近では、アジアや中東諸国、欧米から日本にやってきて仕事をする外国人労働者も増えています。世界では、外国人も定住していれば、地方自治への参政権を認める国も増えてきています。日本では、日本人と同様に教育の機会を保障し、社会保険料を支払えば、十分な社会保障が受けられる方向で努力がなされています。日本国憲法が認める人権を外国人にも保障するよう、制度を整備することが急務です。(P102～103) →マイノリティの現状やその問題点に関しては記述されているが、 国の成員としてのシチズンの視点や認識が示されておらず、今後のあり方を含めて、展望をもった概念的・説明的知識は記述され ていない。
	2	(日本の国際協力) 国連をはじめとする国際機関も、各国の政府も、南北の格差を少しでもちぢめるため、政府開発援助(ODA)を行っています。ODAには、資金協力ばかりでなく、食料援助や国際協力機構(JICA)などによる技術協力・教育普及など、さまざまな分野の国際協力がふくまれています。また、政府だけでなく、NGO(非政府組織)とよばれる民間団体や一般市民も加わって、世界各地で活動しています。援助のなかでも重要なものに、戦争で荒廃した地域を復興させるための経済協力があります。日本はカンボジアの平和維持活動に加わるだけでなく、日本政府の経済援助や青年海外協力隊などの人道援助を通して、戦後のカンボジアのくらしがよくなるよう努力してきました。また、貧しい国に援助を行うことによって、貧しさが生み出す社会の不満を減らし、その土地に戦争がおこりにくくすること

	組 織		もできます。このように、経済援助や NGO などの活動は、貧しさにとり組むことを通じて、その土地の平和をささえているのです。日本国政府は世界でもトップクラスの経済援助を行うことによって、新しい時代の平和づくりに貢献しているということができるとでしょう。(P164~165) →国際協力との関係で、NGO の働きやその重要性については触れられているが、個人と国家をつなぐ中間集団としての NGO や NPO の組織が持つ役割については記述されていない。
国際 理解 ・ グロ ーバ ル	所 属	5	〔地域機構の役割と発展〕 (アジアでの地域協力) カンボジアの平和維持活動 (PKO) には、カンボジアのまわりの東南アジア諸国も参加しています。それまでは、タイやインドネシアなどの国は、ベトナムやカンボジアと対立を続けてきましたが、日本の呼びかけにこたえてベトナムと国交を結び、カンボジア平和の実現に協力したのです。このような努力によって、戦争で荒廃したカンボジアの経済も少しずつ復興に向かい、また東南アジア全体の政治の安定をもたらすこともできました。いまでは東南アジア諸国の間で戦争がおこる可能性は、たいへん低いものになったといえるでしょう。 その東南アジア諸国が活動する舞台が、ASEAN (東南アジア諸国連合) です。ASEAN は、東南アジアばかりでなく、中国やインドなどと友好協力条約を結ぶなど、アジア各国がお互いの友好関係を深めるための努力も続けています。 (地域機構の発展) ASEAN のように、その地域の各国が政治や経済の協力を進める機構のことを地域機構とよびます。国連などの国際機構のはたらきも、このような地域機構によってささえられています。地域機構は各国の経済協力からはじまりますが、経済の統合や共通の外交政策などに発展することもあります。 ヨーロッパでは、経済政策の統合をめざして1967年に EC (ヨーロッパ共同体) が生まれました。その後、93年のマーストリヒト条約によって EC は EU (欧州連合) となりました。現在、EU 内では人もお金も自由に行き来することもできます。また、ユーロという新しい通貨をつくり、EU の多くの国はそれまで使っていた自国の通貨にかわってユーロを使うようになりました。EU 以外にも、アフリカや南アメリカなどで地域機構の発展に向けて、努力が続けられています。(P158~159) (平和の条件) 戦争をなくすには、どうすればよいのでしょうか。武力でおどして戦争をやめさせることはできるのでしょうか。 平和をささえるにはまず、たがいに争う政府の間に、信頼関係を築くことが必要です。相手の攻撃をおそれているときには戦争の準備が避けられないからです。アメリカ・ソ連領国政府の間に信頼関係を築いてはじめて、半世紀近く続いた東西の冷戦も終わりました。さらに、政府だけでなく、異なる文化をもつ社会の間でも、おたがいの理解を深める必要があります。戦争は、政府の間だけでなく、不信感を持つ人々の間からもおこるからです。このように、政府の間の信頼関係を築くことに加えて、異なる文化を相手の立場から理解する、異文化理解をはぐくむことも平和の条件です。(P161) →地域・国家連合の役割や具体的組織について、その働きも含めて 詳しく説明されており、相互依存や多文化共生の観点も含め、ほぼ概念的・説明的知識の記述がなされている。
	経 済	3	(貿易による日本経済の発展) 日本は、高度経済成長期からいまにいたるまで、貿易を経済の柱としています。現在、自動車生産は、輸出によって日本経済をささえる重要な産業の一つです。しかし、ここにいたる道はけわしいものでした。自動車を生産する会社は、高度経済成長期のはじめから、海外に売り込みをはかるものの、思うように売れませんでした。日本は1968年に国内総生産 (GDP) が世界第2位になりましたが、自動車が日本の代表的な輸出品になるのは1970年代以降です。80年代に入ってアメリカで日本車の品質の良さが認められ、輸出が急増しました。 (貿易への高い依存度) 高度経済成長以降、現在にいたる輸出額の推移をみると、日本の製品が世界に広まった様子がわかります。日本の輸出額が輸入額を大きく上まわっている時期がありますが、そのような時期には貿易相手国との間で貿易摩擦が生じることがありました。現在では賃金

		の安い労働者を確保するため、海外に工場をつくり現地の人を雇ってものを生産する企業も多くなりました。 日本は、鉄鉱石などの原料や原油などの燃料を輸入し、自動車のような工業製品を輸出することによって高度経済成長をはたしました。その一方で、現在では、食料などは安い外国産品の輸入に大きく依存しており、日本は貿易によって世界の国々と結びつくことで成り立っている国であるといえます。(P16～17) (外国の企業との競争) 企業は日本国内のライバルとだけ競争しているわけではありません。輸入によって、海外から安くてよりよいものが国内にはいつてくるからです。したがって、日本の企業は日本国内の市場で、外国の企業とも競争していることになります。もちろん日本の企業が安くてよいものを輸出すれば、海外の市場で外国企業のつくったものと競争することになります。こうして自由な貿易(自由貿易)は、世界中でつくられた安くてよいものを、すべての国の消費者の手に行きわたらせることになります。 また企業のなかには、上のように同じ分野の外国の企業と提携し、力を合わせてライバルと競争するものもあります。 (日本企業の海外進出) 貿易を通して間接的に外国の企業と競争するだけでなく、日本の企業が直接海外に進出して事業を営むこともあります。企業は(1)鉱物資源や木材など自分の会社が原材料として用いるものを原産国で開発するため、(2)自社製品の海外での販売を促進するため、(3)日本より労働賃金が安い国で生産を行い生産費を下げるため、などさまざまな理由で海外に進出します。 こうした動きは、1980年代に入ってから急速に高まりました。日本より賃金が安い国、製造業の企業も工場をアジア諸国へ移転するようになりました。そうするとそれまで国内にあった工場が閉鎖され、働いていた人は職を失います。企業の海外進出は、国際化のなかでこれからも続くと予想されます。それに伴い、国内産業が衰退していく(産業の空洞化)可能性が指摘されています。 世界中どこでも生産できるものならば、より賃金の安い発展途上国へ工場は移っていくでしょう。産業の空洞化を防ぐためにも、日本の企業は、他の国ではつくれない品質のよいものや、新しいものをつくり出す必要があります。(P58～59) → 自国と世界との貿易の関係を中心とした経済の記述であり、そこからは相互益的な指摘の意図も読みとれるが、エネルギー・環境・多国籍企業等の観点からの、よりグローバルな相互益の概念的・説明的知識にはなっていない。
視 点	4	(人における国際化) 現代の社会では貿易を通したものの移動だけでなく、人の移動もたいへん活発になっています。高度経済成長がはじまったころの40年前には、海外旅行は庶民にとってはゆめでしたが、今日では年間1500万人以上の日本人が海外へ出かけています。また、日本で仕事や勉強をするために外国からやってくる人の数も増えています。現在、日本に住む人のうち、100人に1人以上は外国人です。さらに、外国の会社の支社も増え、そこで働く日本人も多くなっています。このような状況のもとでは、文化や習慣の違いによる衝突がおこることがあります。異なった文化や習慣を持つ人々が人々がともにくらすために、おたがいに偏見をもたないで、相手の文化や習慣を理解しようとする努力が求められています。 (国際社会における日本の役割) これまでみてきた日本の戦後の復興や高度経済成長には、アメリカ政府や国連児童基金(UNICEF)、世界銀行などによる国際的な援助が大きな力となりました。援助を受ける一方、1954年からアジア諸国に対する賠償や技術協力をはじめて以来、日本の援助は拡大し続け、現在ではアメリカとならぶ世界最大の援助国です。 そのなかで日本は、経済的支援だけでなく、さまざまな分野での技術指導、教育への支援、平和維持への協力、環境問題解決への支援など、はば広い分野の援助を求められています。そして、そこでは援助にたずさわる「人」のはたらきこそ、もっとも大切なものとなります。結びつきが強まる世界の中で、国際協力を通し日本がはたす役割は、ますます大きくなっています。(P18～19) ☆課題ページ ・地球市民として生きる…パネルディスカッションをしてみよう (地球市民をめざして) 第4部を学習してわかったことは、私たちが生きる21世紀の社会では、それぞれの国が独自性を保ちながら、ほかの国々と協調し、共生をめざさなければ、平和の実現も環境問題の解決もむずかしいということでした。 国ばかりでなく、私たち個人にも同じことがいえないでしょうか。私たちは、個人として、また、日本という国の国民のひとりとし

		だけでなく、地球に住む人間のひとり、すなわち地球市民の一人であるという立場からも、考えたり行動したりする必要があるのではないのでしょうか。地球市民として生きるということは、実はそんなにむずかしいことはありません。身近なところでは、ちょっとした心づかいやボランティア活動に参加することも、地球市民として生きることの一つです。 さて、あなたの地球市民への第一歩は、何からはじめますか。 (P176～177) ☆課題ページ ・アジアの人々とともに生きる いろいろな日本人による援助や復興協力の実践を紹介 1. バングラデシュの農村へ 2. 災害復興を助けて 3. 苦しい時代 4. 国際協力の現状 →国際協力における日本の果たしている役割やグローバル化における国際理解の必要性などが詳しく記述されているが、理想論としての地球市民としての観点から説明されており、より現実的なグローバル人としての概念的・説明的知識には至っていない。
コメント		・コミュニティや地域社会の自助作用や相互扶助機能を全面に出して記述されているところに本教科書の特徴がある。公共、自国の認識、国際理解・グローバルの三観点においてもバランスよく記述が行われており、特に公共に関しては「活私開公」に近い理念が示されているように思える。他の二観点に関しても、最近の研究の動向をふまえて記述が改良されていけば、より今後の展望が感じられるものになっていく可能性が推察される。

⑥ 教育出版

教科書分析		
「中学社会・公民的分野」教育出版・平成18年度版		
	1～5	分 析 理 由
公 共 位 置	4	(高まる地域の役割) かつては地域の住民の間で育児や介護の面での助け合いがみられましたが、都市化がすすみ、そのようなつながりも薄れています。しかし、最近、住民の間で子どもや高齢者が安心して暮らせるように、さまざまな取り組みがおこなわれています。 神奈川県横浜にある「すぎのこおやじの会」では、父親たちが地域の子どもたちとちつきをしたり、田を借りて米をつくったりしながら、地域ぐるみで子どもを育てる「父と子」の関係づくりを楽しんでいます。神奈川県川崎市の「21会(宮前区男性まごころの会)」では、メンバーそれぞれが自分の特技で参加しています。メンバーは、高齢者が病院に通う際につきそったり、障害のある人々が旅行に出かける際に介助したり、さまざまな活動をしています。 これからは国や地方公共団体の十分な支援とともに、地域に住むわたしたち一人ひとりの自覚と責任が問われることでしょう。 (P24～25) ☆課題ページ [地方自治ウォッチング] ・市議会や高齢者福祉施設などの見学方法や様子を紹介 ・市民オンブズマンの取り組みについて紹介 →地域で活躍する人との関連から、自分の暮らしと政治との関わりを見直させる(P86～87) ☆課題ページ [自らともに働く] ・自発的に協力する 大きな災害がおきたときには、緊急に多くの援助が必要になります。しかし、求められる援助の内容は、状況や人によってさまざま

で、国や地方公共団体だけでは十分に対応することが難しい場合もあります。災害がおきたときには、柔軟にそしてすばやく対応できるという点で、一般の人々が自発的に協力しあって、被害にあった人々を救護するボランティア活動が、重要な役割を果たしています。災害がおきたときに限らず、現在では、高齢者世帯の生活の支援、地域の生活環境の保全、文化や芸術活動の活性化などでも多くのボランティアを必要としています。それは、人々の要望や価値観が多様化していて、国や地方公共団体だけでは、それらに対応できなくなっているからです。そのようななかで、共通の関心を持つ人々が自発的に協力し、直接それらの課題に取り組んで大きな成果をあげることが多くなっています。近年、このような社会的協働という考え方が重視されてきています。

・さかんになる NPO の活動

社会的協働は、まちづくりの推進や福祉の充実などの分野で大きな役割を担っています。このような活動を効果的に続けていくために、規約や責任のあり方を整えた組織がつくられています。こうした組織は、NPO（民間非営利団体）とよばれ、民間ではあっても一般の企業とは異なり、利潤を得ることを目的としない市民による団体です。NPO は、国や地方公共団体との協力で役割を担うだけでなく、行政に対する提案もおこなっています。

北海道ニセコ町の「しりべつパーネット」は、羊蹄山のすそ野を流れる尻別川の流れを守り、親しむためにつくられた NPO です。毎年、尻別川流域に植林をする「森を創る運動」や、清掃活動をおこなっています。しりべつパーネットの提案により、尻別川流域の7つの町村は、流域の豊かな自然を守るため、統一的な条例制定の検討をはじめています。しりべつパーネットの牧野純二さんは、「行政が民間団体のよびかけにこたえるなんて、以前は考えられませんでした。地域の問題は、地域のなかでしか解決ができないのです」と語っています。

NPO の活動を促進するために、1998年には特定非営利活動促進法（NPO 法）が定められました。さらに、NPO 条例を定める地方公共団体がふえています。

今後さらに、社会的協働がいつそう発展する条件を整えることが必要とされています。（P122～123）

→地域の働きやボランティア、そして NPO について詳しく紹介すると共に、その持つ機能を積極的に評価し、これからの社会における活性化の必要性を指摘できている。この点において「活私開 公」の概念に近いものとなっているが、ただ、「公」の働きとの関連が不鮮明で、概念的・説明的知識にはややいたっていないと思われる。

立場

4

（高まる地域の役割）

かつては地域の住民の間で育児や介護の面での助け合いがみられましたが、都市化がすすみ、そのようなつながりも薄れています。しかし、最近、住民の間で子どもや高齢者が安心して暮らせるように、さまざまな取り組みがおこなわれています。

神奈川県横浜市にある「すぎのこおやじの会」では、父親たちが地域の子どもたちともちつきをしたり、田を借りて米をつくったりしながら、地域ぐるみで子どもを育てる「父と子」の関係づくりを楽しんでいます。神奈川県川崎市の「21会（宮前区男性まごころの会）」では、メンバーそれぞれが自分の特技で参加しています。メンバーは、高齢者が病院に通う際につきそったり、障害のある人々が旅行に出かける際に介助したり、さまざまな活動をしています。

これからは国や地方公共団体の十分な支援とともに、地域に住むわたしたち一人ひとりの自覚と責任が問われることでしょう。

（P24～25）

☆課題ページ

〔地方自治ウォッチング〕

- ・市議会や高齢者福祉施設などの見学方法や様子を紹介
- ・市民オンブズマンの取り組みについて紹介

→地域で活躍する人との関連から、自分の暮らしと政治との関わりを見直させる（P86～87）

☆課題ページ

〔自らともに働く〕

- ・自発的に協力する

大きな災害がおきたときには、緊急に多くの援助が必要になります。しかし、求められる援助の内容は、状況や人によってさまざま、国や地方公共団体だけでは十分に対応することが難しい場合もあります。災害がおきたときには、柔軟にそしてすばやく対応でき

		るという点で、一般の人々が自発的に協力しあって、被害にあった人々を救護するボランティア活動が、重要な役割を果たしています。 災害がおきたときに限らず、現在では、高齢者世帯の生活の支援、地域の生活環境の保全、文化や芸術活動の活性化などでも多くのボランティアを必要としています。それは、人々の要望や価値観が多様化していて、国や地方公共団体だけでは、それらに対応できなくなっているからです。そのようななかで、共通の関心を持つ人々が自発的に協力し、直接それらの課題に取り組んで大きな成果をあげることが多くなっています。近年、このような社会的協働という考え方が重視されてきています。 ・さかんになる NPO の活動 社会的協働は、まちづくりの推進や福祉の充実などの分野で大きな役割を担っています。このような活動を効果的に続けていくために、規約や責任のあり方を整えた組織がつくられています。こうした組織は、NPO（民間非営利団体）とよばれ、民間ではあっても一般の企業とは異なり、利潤を得ることを目的としない市民による団体です。NPO は、国や地方公共団体との協力で役割を担うだけでなく、行政に対する提案もおこなっています。 北海道ニセコ町の「しりべつバーネット」は、羊蹄山のすそ野を流れる尻別川環境を守り、親しむためにつくられた NPO です。毎年、尻別川流域に植林をする「森を創る運動」や、清掃活動をおこなっています。しりべつバーネットの提案により、尻別川流域の7つの町村は、流域の豊かな自然を守るため、統一的な条例制定の検討をはじめています。しりべつバーネットの牧野純二さんは、「行政が民間団体のよびかけにこたえるなんて、以前は考えられませんでした。地域の問題は、地域のなかでしか解決ができないのです」と語っています。 NPO の活動を促進するために、1998年には特定非営利活動促進法（NPO 法）が定められました。さらに、NPO 条例を定める地方公共団体がふえています。 今後さらに、社会的協働がいつそう発展する条件を整えることが必要とされています。（P122～123） →地域のもつ役割を積極的に認知し、具体的な事例を通して、権利・義務とは別の、みんなで作り上げる公共の概念がほぼ示されていると思う。また、NPO の働きを紹介するなかで、概念的・説明 的知識にはいたっていないが、「公」の働きに對置するものとして、合意形成による公共のありかたも、ほぼ示されているように 思う。
主体 自国の認識	3	（公共の福祉） わたしたちが人間らしく生きるために、自由や権利が日本国憲法によって保障されていることを学習してきました。しかし、だからといってそれらの自由や権利は、他人を無視して勝手気ままに主張してよいものではありません。憲法でも、わたしたちは自由や権利を、公共の福祉のために利用する責任を負うと定めています。「公共の福祉」とは、「国民全体の福祉と利益」という意味です。例えば、空港をつくる場合、建設予定地に住む人々は、その土地の買い取りに応じなければならないこともあります。このように、公共の福祉のために、人権が制限されることがあります。 国民全体の福祉と利益のために、人権の制限はどこまで許されるのでしょうか。その判断は、個人の考え方によって異なります。公共の福祉を理由として個人の権利を制限する場合は、必要な範囲で最小限でなければなりません。この場合でも、言論の自由などの精神活動の自由の制限は、経済活動の自由に比べて、慎重でなければなりません。（P46～47） （主役は住民） 地域の政治は、国の政治よりも住民の暮らしと深くかかわるので、住民の意思が十分に生かされることが大切です。そのために、住民には選挙権だけでなく、首長や議員の解職、議会の解散などを求めることができる直接請求権が保障されています。また、条例による住民投票の制度によって、住民は地域の重要な問題について、直接その意思を表わすこともできます。 例えば、原子力発電所や米軍基地の建設など、地域にとって重要な問題に住民の意思を反映させようと、条例によって賛成か反対かを問う住民投票を行なう動きがさかんになっています。 （地方自治の憲法） 最近では、暮らしやすい地域づくりへの住民の関心が高くなっています。情報公開や個人情報保護、外国人や障害者、女性や子どもなどの人権問題、自然や生活環境の保護などの領域で、積極的な住民参加が行なわれています。このような住民の自治意識の高まりから、地方公共団体の憲法ともいうべき、住民と行政との対等で協力的な関係を定める条例（「自治基本条例」）がつくられています。「ニセコ町づくり基本条例」（北海道）や、「宝塚市まちづくり基本条例」（兵庫県）などはその例です。

		さらに、地方分権をすすめるためには、住民の権利が守られることが大切です。同時に、住民も、地域社会全体の利益を守る視点から、地域づくりが求められています。(P77) →公共の福祉の概念や地方自治の観点から、住民のありかたなどが示されているが、やや住民の立場に偏ったものが多く、この立場における記述にとどまり、国民の立場をも意識した、公共民の概念による記述まではなされていない。
認識	2	(主権国家) 現在、地球上には200近くの独立国があります。それらの国々は、すべて、他国に支配されたり干渉されたりしないで、国内の政治や外交について自ら決定する権利を持っています。その権利を主権といいます。主権には、他国の侵略などから自国を守るための自衛権が含まれています。国際社会は主権国家によって構成されています。国家は領土と国民をもち、大きな国も小さな国も主権を有することにおいて平等であり、これを主権平等の原則といいます。 (国際法の原則) 国際社会の平和と秩序を守るために、国家は互いにさまざまな決まりに合意をしてきました。そのような国家間の合意を国際法といい、これは、大きく二種類に分けられます。一つは国際慣習とよばれるもので、国家間の長年のならわしにより成立したルールで、侵略されないことや公海の自由などがその代表的な例です。もう一つは、国家間で交渉して合意された条約です。条約には、日中平和友好条約のように二国間で結ばれる条約と、南極条約のように多国間で結ばれる条約とがあります。また、子どもの権利条約や国際人権規約などのように、個人の権利を守る国際法も定められています。 (国旗と国歌) 国旗や国歌はその国を表すシンボルで、国家は互いに尊重することが国際的な儀礼になっています。さまざまな国際会議で、国の大小にかかわらず、国旗が平等にかかげられることにも、主権平等の原則があらわれています。日本では長年、「日章旗(日の丸)」を国旗、「君が代」を国家とするならわしでしたが、1999年にそのことが法律で定められました。植民地などがついに独立をはたして主権国家となり、独自の国旗をかかげることは、自らのことを自分で決定する民族自決への思いを表現することにもなります。国旗や国歌には、それぞれの国の歴史や国民の理想がこめられています。 (P132～133) →主権国家の概念規定や国際法の原則及び、国旗・国歌の取り扱いについては示されているが、ただの国際的な一般的規定に終始し、市民や国民の立場をふまえた、公民としてのありかた等を示す記述は全くなされていない。
作用	2	(日本の役割) 日本は、原子爆弾による世界でただ一つの被爆国です。そのため、日本は、核兵器を「もたず、つくらず、もちこませず」という非核三原則をかがね、核兵器の廃絶を求める運動では重要な役割をはたしています。毎年日本で、世界各国の代表が参加する原水爆禁止世界大会が開かれ、核兵器実験の廃絶と核兵器の完全禁止を訴えていることも、大切な意味をもっています。 (アジアとの共生) 日本はアジアのなかの一国です。世界平和のために何をなすべきかを考えるときにも、このことを忘れてはなりません。かつて、日本とアジアの国々との間では、戦争という不幸なできごとが生じました。このことによって、アジアの人々に被害をもたらしたことを深く反省する必要があります。 日本国政府は、国家間の補償問題はすでに解決したという立場をとっています。しかし、現在でも戦争時に日本軍の行為で被害を受けた人々から、加害について補償を求める動きが続いています。 (P139) →日本の、唯一の被爆国としての観点からの、核兵器の廃止を世界に訴える役割や、第二次世界大戦における、アジアに国々に対する加害国としての日本の立場を強調した従来の記述が繰り返されているのみで、積極的な自国の認識は全くなされていない。
位置	3	(アイヌ民族への差別) アイヌ民族は、北海道や樺太(サハリン)、千島列島を居住地として、長い間にわたって独自の文化と歴史を築きあげてきました。かつて明治政府は「北海道旧土人保護法」を制定して、アイヌ民族の土地を奪い、アイヌ文化を否定し、同化策を強制しました。1997年ようやく、アイヌ民族を先住民として尊重するとともに、アイヌの伝統を普及することを目的とした「アイヌ文化振興法」が

		制定されました。 (定住外国人への差別) また、日本の各地には、多くの在日韓国・朝鮮人が暮らしています。それらの人々の中には、第二次世界大戦中に、日本が植民地としていた朝鮮から連れてこられた人々や、その子孫も少なくありません。 現在、日本に住む外国人には、選挙権や被選挙権、公務員になることなどに制限があります。定住外国人らに対する偏見や差別をなくしていくことは、これからの重要な課題です。(P41) ☆課題ページ [共生をめざして] ・クラスで人権問題に取り組む 熊本県の中学校のハンセン病問題に対する理解を深める取り組み の紹介 ・文字を知る喜び 部落差別との関連で、識字学級の様子を紹介 ・国会に響くアイヌ語 国会でアイヌ語で質問する萱野さんの様子及びアイヌ文化振興法 の制定について紹介 ・新たな一歩のはじまり 1999年の広島平和記念式典における韓国に被爆者団体の参列 及び募金による韓国人原爆犠牲者慰霊碑移設、2002年日韓共同によるサッカーのワールドカップ開催の様子を伝え、今後の新しい日韓関係を示唆(P80~81) →差別の実態やその解消に向けての共生の取り組みは紹介されているが、この観点のみにとどまっており、自国を支えるシチズンとしての視点やこれの創造に向けての概念や理論等は示されていない。
組 織	4	☆課題ページ [自らともに働く] ・自発的に協力する 大きな災害がおきたときには、緊急に多くの援助が必要になります。しかし、求められる援助の内容は、状況や人によってさまざま、国や地方公共団体だけでは十分に対応することが難しい場合もあります。災害がおきたときには、柔軟にそしてすばやく対応できるという点で、一般の人々が自発的に協力しあって、被害にあった人々を救護するボランティア活動が、重要な役割を果たしています。 災害がおきたときに限らず、現在では、高齢者世帯の生活の支援、地域の生活環境の保全、文化や芸術活動の活性化などでも多くのボランティアを必要としています。それは、人々の要望や価値観が多様化していて、国や地方公共団体だけでは、それらに対応できなくなっているからです。そのようななかで、共通の関心を持つ人々が自発的に協力し、直接それらの課題に取り組んで大きな成果をあげることが多くなっています。近年、このような社会的協働という考え方が重視されてきています。 ・さかんになる NPO の活動 社会的協働は、まちづくりの推進や福祉の充実などの分野で大きな役割を担っています。このような活動を効果的に続けていくために、規約や責任のあり方を整えた組織がつくられています。こうした組織は、NPO(民間非営利団体)とよばれ、民間ではあっても一般の企業とは異なり、利潤を得ることを目的としない市民による団体です。NPO は、国や地方公共団体との協力で役割を担うだけでなく、行政に対する提案もおこなっています。 北海道ニセコ町の「しりべつバーネット」は、羊蹄山のすそ野を流れる尻別川環境を守り、親しむためにつくられた NPO です。毎年、尻別川流域に植林をする「森を創る運動」や、清掃活動をおこなっています。しりべつバーネットの提案により、尻別川流域の7つの町村は、流域の豊かな自然を守るため、統一的な条例制定の検討をはじめました。しりべつバーネットの牧野純二さんは、「行政が民間団体のよびかけにこたえるなんて、以前は考えられませんでした。地域の問題は、地域のなかでしか解決ができないのです」と語っています。 NPO の活動を促進するために、1998年には特定非営利活動促進法(NPO 法)が定められました。さらに、NPO 条例を定める地方公共団体がふえています。

			今後さらに、社会的協働がいつそう発展する条件を整えることが必要とされています。(P122~123) (非政府組織) 政府だけでなく、NGO(非政府組織)による海外援助活動も活発になっています。NGOとは、貧困や飢餓、環境破壊、人権侵害などの問題に対して、国境や国籍のちがいをこえて自発的に活動をしている民間の団体です。援助を受ける現地に深く関わっているため、その必要性や実情を詳しく知っている場合も少なくありません。海外で援助を効果的におこなうには、政府がすべて管理するだけでなく、NGOの活動を支援することが重要です。政府も最近はNGOとの協力を重要視するようになっています。援助をおこなうには、「どの国に、どのような目的で援助するのか。効果はあるのか。また喜んでくれているのか」を、政府は国民の納得が得られるように説明する必要があります。(P147) →地域における働きと関連させながら、NGOやNPOの意義や実態について詳しく説明がなされており、また、個人と国家をつなぐ中間集団としての存在にまで踏み込んだ記述もされており、因果関係を示す概念的な説明までにはいたっていないが、ほぼ、その性格や重要性については記述がおこなわれている。
国際理解 ・グローバル	所 属	2	(アジアとの共生) 日本はアジアのなかの一国です。世界平和のために何をなすべきかを考えるときにも、このことを忘れてはなりません。かつて、日本とアジアの国々との間では、戦争という不幸なできごとが生じました。このことによって、アジアの人々に被害をもたらしたことを深く反省する必要があります。 日本国政府は、国家間の補償問題はすでに解決したという立場をとっています。しかし、現在でも戦争時に日本軍の行為で被害を受けた人々から、加害について補償を求める動きが続いています。 (P139) →第二次世界大戦における加害国と被害国としての、日本とアジア諸国との関係を記述されているのみで、他の地域・国家連合等の組織についても全く触れられておらず、日本と世界をつなぐものとして、国連の働きについては少し触れられているものの、記述のほとんどが、日本の国や国内の仕組み・組織に関連することに終始している。
	経 済	2	(ものを通して結びつく) 日本は、外国との貿易によって経済の力を大きくしてきました。そのなかで、相手国との輸入と輸出のバランスにかたよりができると対立がおこることがあります。日本とアメリカは、このような貿易摩擦を少なくするために、牛肉とオレンジの輸入自由化を決めました。これにより、政府によって保護されてきた日本の農業は、外国の農産物との競争にさらされることになりました。今では、外国からの輸入がなければ、毎日の食事が成り立たないほど、日本は、食料を外国に依存しています。(P15) (国境をこえる経済) 市場経済が世界に広がり、貿易がいつそうさかになると、資金・人・技術・情報などの国境をこえた移動がさかんになります。グローバルゼーションといわれるこの傾向がすすむと、賃金や土地代の安いアジアなどの地域に工場を移す企業がふえます。その結果、日本国内の産業がおとろえます。日本の企業や産業が存続するためには、これまで以上に商品の品質や安全性を高める必要があります。さらに、企業に関わりのある地域社会との結びつきを、いつそう強めていくことが大切です。(P107) →自国の経済を中心として、世界経済との関連が述べられているが、自国益を中心とした記述になっており、地球全体を見渡したり、貿易の相手国や他国の立場に立った、相互益的な視点からの記述は、ほとんどされていない。
	視 点	3	(人々が行き交う) 1980年代に入ると、左のグラフからわかるように、海外へ旅行する日本人が急激にふえました。また、旅行以外にも、仕事や留学などのために長く外国に住む人も多くなっています。 一方、日本にやってくる外国人もしだいにふえつつあります。最近では外国からきて、日本で働き、暮らす人も多くなってきました。(P14) (世界と協力する) 世界にはさまざまな不平等があります。たとえば、世界のどのくらいの人が、水道や電気などを利用できるか知っていますか。あるいは、十分な栄養がたりなかったり、病気がけがをしたときに必要な医療を受けられなかったりする人も多くいることを、どう思いま

		すか。 このような問題に対して、国境を越えて取り組む人々のすがたがあります。これまで国際連合（国連）の機関や各国の政府を中心に、援助活動がおこなわれてきました。特に近年では、民間の人々が自発的に活動する NPO（非政府組織）が、急を要する問題に対しはやく対応しやすいため、国際協力において大きな力をもつようになりました。 （国際協力に参加する） わたしたちが国際協力にかかわりたいと思ったとき、どのような方法があるでしょうか。日本の青年海外協力隊（JOCV）は、これまでアジア・アフリカ・ラテンアメリカなどへ派遣され、農業や土木、保健、教育などの分野で活躍しています。また、NGO を通じてボランティア活動に参加する人々もふえてきました。わたしたちの住む地域にも、いろいろなかたちの国際協力にかかわる組織があります。どのような活動をおこなっているのか、まず知ることからはじめてみましょう。（P18～19） （世界の現実への想像力） 人権問題に取り組むのは、国連や各国政府だけではありません。複雑な対立をかかえる国際社会のなかで、国家のわくをこえて、民間の人々が自発的に活動する NGO（非政府組織）が重要になっています。アムネスティ・インターナショナルはその一つです。そしてなによりも、私たちが人権を奪われて苦しむ人々に、どれだけ深い想像力と連帯感を持つことができるのか、人権問題を解決する鍵となるのです。（P51） （開かれた地域を求めて） 在日韓国・朝鮮人、外国人労働者の人権や生活の問題に取り組む地方公共団体の動きが出ています。日本に定住する外国人に、住民投票の投票資格や地方公務員の受験資格を与えるところもあります。 神奈川県川崎市は、在日外国人の声を政治に反映させるため、「外国人市民代表者会議」を設け、会議の結果を市長に提言しています。国際的視点からの開かれた地域づくりが求められています。 （P79） →国際化の様子や国際協力の実態やその必要性については詳しく記述されているが、現状説明的なものにとどまっており、国際理解やグローバル化をふまえた視点からの記述や、これとの関連における、グローバル人としての概念的・説明的知識における記述はおこなわれていない。
コメント		・公共の概念については踏み込んだ詳しい記述がされており、今後の展望を示すものになり得ているが、自国の認識においては、従来の教科書記述に沿った被爆国や戦争加害国としての立場が繰り返されているのみで、また、国際理解やグローバル化の視点においても、自国のみの立場に限定された記述が目立ち、今後の世界の動向をふまえた記述や最新の研究の成果が生かされた記述にはなり得ていない。

⑦ 日本書籍

教科書分析		
「中学社会・公民的分野」日本書籍新社・平成18年度版		
	1～5	分 析 理 由
公民	3	（社会生活と個人のかかわり） ・社会生活とわたしたち わたしたちが、言葉を話すこと、直立歩行すること、手で道具を使うことなどは、人から教えられたり、人のやり方をまねしたりして身につけたものである。さらに進んで、ものを考えたり、他人の気持ちを理解したりすることなど、人間らしいことはすべて、家族や学校、地域社会をはじめさまざまな人間関係の中ではぐくまれてきたものである。だから、人間は社会的存在であるといわれている。 人間が社会生活をするということは、人間がたがいに、いろいろな関係で結びあっているということである。そこには、協力し合う関係や対立し合う関係、一時的な関係や継続的な関係など、いろいろな関係がある。 これらのいろいろな関係の中で、共通の関心を持って継続的に協力し合う関係がある。こうした関係をもつ人間の集まりを社会集団という。家族・学校・近隣・会社・労働組合、および国家などは社会集団である。しかし、イベント会場や野球場に集まっている群衆

		は、共通の関心があっても、一時的な集まりだから社会集団とはいえない。 ・社会生活とルール スポーツにも遊びにもルールがなかったらどうなるだろう。これらの例からも、社会生活を送るうえでのルールが必要であることがわかる。社会生活上のルールには、慣習のように、いつ、誰がつくったともなくできているものもあるし、町内会や自治会のきまりや地方自治体の条例、国の法律などのように、明確な目的を持ってつくられたものもある。このように、ルールには、自分たちがつくって、自分たちが守っていくという性格がある。 近年、社会生活を送るうえでのルールを守らない少年による凶悪な犯罪が増加し、かつ低年齢化している。過去に非行歴のない、一見おとなしく目立たない「普通の子」によるものも多く見られる。その原因には、少子化で家庭でも地域でも、子どもが集団で遊ぶ経験が少なく、ほかの人とのコミュニケーションが上手にできない子どもが増えていることがある。また、携帯電話の普及によって、少年や少女たちが簡単に危険な情報に触れ、その誘いにのるという環境が社会の中につくりだされていることなどもある。 社会生活を豊かに人間らしく生きていくためには、社会生活上のルールをよく知り、足りない部分は新たに作りだし、お互いの生活を尊重し、ルールを守っていくことが大切である。 (P30～31) →社会集団の機能や構造について記述すると共に、具体性には欠けるが、主体的に働きかけ、ルールを作ったりすることの必要性が述べられている。ただ、公共の観点については触れられていない。
	立場	3 ・社会生活とルール スポーツにも遊びにもルールがなかったらどうなるだろう。これらの例からも、社会生活を送るうえでのルールが必要であることがわかる。社会生活上のルールには、慣習のように、いつ、誰がつくったともなくできているものもあるし、町内会や自治会のきまりや地方自治体の条例、国の法律などのように、明確な目的を持ってつくられたものもある。このように、ルールには、自分たちがつくって、自分たちが守っていくという性格がある。 近年、社会生活を送るうえでのルールを守らない少年による凶悪な犯罪が増加し、かつ低年齢化している。過去に非行歴のない、一見おとなしく目立たない「普通の子」によるものも多く見られる。その原因には、少子化で家庭でも地域でも、子どもが集団で遊ぶ経験が少なく、ほかの人とのコミュニケーションが上手にできない子どもが増えていることがある。また、携帯電話の普及によって、少年や少女たちが簡単に危険な情報に触れ、その誘いにのるという環境が社会の中につくりだされていることなどもある。 社会生活を豊かに人間らしく生きていくためには、社会生活上のルールをよく知り、足りない部分は新たに作りだし、お互いの生活を尊重し、ルールを守っていくことが大切である。(P31) →自治の観点からの、ルール作製の必要性については記述されており、また、少年犯罪をめぐる具体的な記述やその分析など、踏み込んだ記述がされている。ただ、権利や義務の観点については考慮されておらず、全体として曖昧な記述になっている。
自国の認識	主体	3 (生活舞台としての地域社会) ・地域社会とわたしたち わたしたちは異なった町や村などに住んでいるが、それぞれの町や村の人々とはまとまりを持って生活をしている。このように、ある一定の地域に属して生活している人々の集団を地域社会という。 わたしたちは、生まれると家族の一員となるが、同時に家族が生活している地域社会の一員ともなる。地域社会はわたしたちにとって、家族とならんで基礎的な社会集団である。地域社会には、農村・山村・漁村・や商業都市・工業都市など、いろいろある。しかし、大きく分けると、村落と都市になる。 村落には、先祖代々そこに住んでいる人々が多く、共同体としてのまとまりがある。また、大部分の人が農業・漁業・林業を営んでいて、若い人たちが少なく、人口密度も低い。都市は、さまざまな働く場所があり、いろいろな職業についている人々からなる地域社会であって、人口密度は高い。このように、地域社会には独自性があるが、その地域社会だけでは生活は成り立っていかない。他の地域社会との相互依存や協力が必要なのである。 ・地域社会の変化と再生

1950年代の後半から始まった「高度経済成長」は、60年代に本格化し、日本社会と地域を大きく変えた。日本全体にしろる都市人口は、1940年の38%から75年には75%となった。その結果、日本の社会は農村型社会から都市型社会へと転換した。

村落では、伝統文化を引き継ぐ若い世代が少なくなり、農業・漁業などのおもな産業はおとろえてきた。他方、都市周辺部で都市通勤者のベッドタウンが生まれた。都市では、ニュータウンやマンモス団地が登場し、都市の巨大化に拍車がかかった。こうして、村落でも都市でも、地域の人間関係が希薄になり、人間らしい生活の場としての地域が少なくなっている。

近年、地域のエネルギーを取りもどし、生活の場としての地域にしていくなために、「村おこし」「まちづくり」「コミュニティーづくり」など、さまざまな住民運動や住民活動に住民が積極的に参加していこうとする動きが盛んになっている。こうして、地域住民が主人公となって地域の活性化が進められ、さまざまなボランティア活動も生まれている。これらの動きが続けられていくなかで、子どもたちの発達としての地域もよみがえってくるにちがいない。

(P28～29)

(社会生活と個人のかかわり)

・社会生活とわたしたち

わたしたちが、言葉を話すこと、直立歩行すること、手で道具を使うことなどは、人から教えられたり、人のやり方をまねしたりして身につけたものである。さらに進んで、ものを考えたり、他人の気持ちを理解したりすることなど、人間らしいことはすべて、家族や学校、地域社会をはじめさまざまな人間関係の中ではぐまれてきたものである。だから、人間は社会的存在であるといわれている。

人間が社会生活をするということは、人間がたがいに、いろいろな関係で結びあっているということである。そこには、協力し合う関係や対立し合う関係、一時的な関係や継続的な関係など、いろいろな関係がある。

これらのいろいろな関係の中で、共通の関心を持って継続的に協力し合う関係がある。こうした関係をもつ人間の集まりを社会集団という。家族・学校・近隣・会社・労働組合、および国家などは社会集団である。しかし、イベント会場や野球場に集まっている群衆は、共通の関心があっても、一時的な集まりだから社会集団とはいえない。

・社会生活とルール

スポーツにも遊びにもルールがなかったらどうなるだろう。これらの例からも、社会生活を送るうえでのルールが必要であることがわかる。社会生活上のルールには、慣習のように、いつ、誰がつくったともなくできているものもあるし、町内会や自治会のきまりや地方自治体の条例、国の法律などのように、明確な目的を持ってつくられたものもある。このように、ルールには、自分たちがつくって、自分たちが守っていくという性格がある。

近年、社会生活を送るうえでのルールを守らない少年による凶悪な犯罪が激増し、かつ低年齢化している。過去に非行歴のない、一見おとなしく目立たない「普通の子」によるものも多く見られる。その原因には、少子化で家庭でも地域でも、子どもが集団で遊ぶ経験が少なく、ほかの人とのコミュニケーションが上手にできない子どもが増えていることがある。また、携帯電話の普及によって、少年や少女たちが簡単に危険な情報に触れ、その誘いにのるという環境が社会の中につくりだされていることなどもある。

社会生活を豊かに人間らしく生きていくためには、社会生活上のルールをよく知り、足りない部分は新たに作りだし、お互いの生活を尊重し、ルールを守っていくことが大切である。

(P30～31)

・公共の福祉

憲法は人権を保障するためにさまざまなくふうをしているが、人権にも制限しなければならない場合がある。とくに重要なのは、経済活動の自由が無制限におこなわれると社会的弱者や市民の生存権に大きな被害が生じるので、こうした自由については、社会正義の立場から制限を加える必要が生じてきた。これが公共の福祉の原理である。

また、同じ重さを持った人権どうしが衝突する場合も何らかの調整が必要である。表現の自由と人の名誉やプライバシーの権利などが衝突する場合などが、そうした例でもある。(P109)

→地域社会の持つ機能や現状や、そして、これからのあり方について、大変詳細に検討されており、興味ある記述になっている。

ただ、住民の観点からのみ述べられており、国民としてのかねあ い等は記述されていない。

認識

・戦争の傷跡

戦争は多くの人命をうばい、建物を破壊しただけではない。生き残った人々の心にも容易にいやすことのできない深い傷跡を残した。戦争のない平和な社会をつくること、それが戦後の出発点に立った人々の固い決意であった。

日本は、明治以来台湾や朝鮮などを侵略し、1931年から15年間におよび戦争で中国や東南アジアを支配し、太平洋地域を攻撃した。この戦争で、2000万人近い多くの生命がうばわれた。

日本自身も、戦場は200万人以上の人命を失い、国内でも沖縄戦や広島・長崎の原爆による被害をはじめ、無差別爆撃などによる無数の被災者をだした。家を失い、食料や衣料や日用品の欠乏に苦しみ、病気にかかって死んだ人々もたくさんいる。アジア・太平洋地域でも、日本でも大きな被害であった。

・戦争放棄の日本国憲法

悲惨な戦争への反省を、目に見えるかたちで表現したものが日本国憲法である。戦争放棄の憲法を、多くの国民が支持してきた。

日本国憲法は、その前文で「…政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにする」決意をのべ、第9条では、「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇または武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」と定めた。さらに、「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」と定めている。

これは、「…平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」ためである。

しかし、こうした決意が、今日までじゅうぶんに実現されてきたとはいえない。東西対立や朝鮮戦争など、きびしい国際社会の実現や国際情勢の中で、こうした決意も、戦力不保持の条項もゆさぶられてきたからである。ただ、この憲法が存在が、日本政府に徴兵制をとらせず、軍需産業や軍事力の無制限な拡大をおさえる役割を果たしてきたことも、また事実である。

・不戦の決意を新たに

東西の冷戦が終結し、軍事的脅威が弱まりつつあるいまだからこそ、第9条の存在は、国際的にも注目されるようになっている。

また、アメリカはいまも核兵器も抑止力にたよる政策を維持している。しかし、日本は1971年、核兵器について「もたず、つくらず、もちこませず」という非核三原則を国会で議決し、その後もくり返しこの議決を確認している。日本の各地でも、非核平和都市宣言をする自治体がふえている。

戦争放棄の決意こそ、わたしたちの先輩が身をもって残した平和のための遺産である。人間性の破壊につながる戦争を二度と起こさないために、この決意を受け継ぐことが重要である。

(P142～143)

→日本国憲法をもとにして、大変詳しく記述されているが、戦争加 害国としての日本の存在や世界における平和国家の主導国としての日本の役割など、従来の教科書の記述をくり返されるのみとなっており、この観点からの公民の認識にとどまる記述になっている。

作用

3

・社会生活と相互扶助

会社中心の生活が続く中で、「物の豊かさ」は実現された。しかし、家族のふれあう機会は少なくなり、親と子をはじめ、家族相互の考えのちがいが大きくなっている。また、地域社会での人々の交流もうすくなり、学校と地域のつながりも弱くなっている。

このような社会の在り方に対して、家族や地域での生活を大切にして、「心の豊かさ」を取りもどそうという動きが生まれている。例えば、学校と地域の関係を密接なものにしていくために、学校を地域に開放して、地域の人々の子どもたちとの交流を深めていこうという試みが進んでいる。子どもたちが地域に出かけていって、地域にある老人ホームを訪問して高齢者から生き方や地域の歴史などを学んでいる例もある。

また、一人ひとりの能力を社会に生かしていくために、普段から自分でできること、興味があることでボランティア活動をして、役所や会社にたよっていた生活を改めていこうとする動きも生まれている。NPO（民間非営利組織）と呼ばれている。日本でもこの運動を支えるために、1998年にNPO法（特定非営利活動促進法）と全都道府県にNPO条例が制定された。（P33）

→物質を中心とした世の中の姿やその弊害について指摘すると共に、これの克服における「心の豊かさ」に焦点を当て、そのための相互扶助作用の向上策として、人と人のネットワークの構築や自助作用の向上の記述がなされている。ただ一般論に終始しており、日本としての特質や独自性の指摘まではなされていない。

位 2

(差別をなくしていく努力)

国際 理解 ・ グロ ーパ	置		・まだある差別 法の下での平等にもかかわらずなお残っている差別も少なくない。日本で長く生活している韓国人、朝鮮人、中国人など定住外国人への差別はその一例である。彼らの中には、かつて日本が植民地とした朝鮮、台湾から強制連行などで移住させられた人々の子孫もいて、日本で生活を続けているが、就職などで依然として差別を受けている。また、定住外国人には、選挙権を与えられていないとか公務員になれないなどの制限もある。こうした差別をなくし、制限についてもその実態を検討していく必要がある。(P105) →あくまでもマジョリティに対する、受け手としてのマイノリティの立場からの記述であり、問題点等の指摘のみにとどまっている。シチズンとしての視点や、これに基づく、今後の展望については触れられていない。
	組織	4	(国際社会でわたしたちができること) ・国際社会のなかで 世界は、今、貧困や紛争・戦争で悩んでいる。また、世界経済が一体化するなかでおこる不況の問題、それに地球を減ぼしていく環境問題などは地球全体で、人類の課題として考えなければならなくなっている。 こうした問題の解決のために、国際連合の取り組みや先進国の協力は欠かせない。国際連合は、人権・軍縮・開発・環境・食料などの地球規模の問題について、非政府組織(NGO)とも協力して取り組んでいる。また、アメリカも、EU や日本などの先進諸国は、毎年、首脳によるサミット会談を開いて、世界の平和と経済の安定をめざしている。 ・日本の役割 日本は、途上国の社会基盤の整備や開発のため政府開発援助(ODA)をおこなっている。総額は他国と比べても多い。しかし、過去には、不正があったり、ODAを請け負った日本企業が企業利益を優先させたりすることもある。ODAへのNGOの参加もふくめて、その見直しが進められてきた。 国際化が進むなかで、NGOの活動や個人としての取り組みがある。たとえば、一人ですることでも、一人でやれることもある。それに、困っている人のことを考えたり同じ地球に住む人のことを考えたりすることも大切である。(P20～21) ・社会生活と相互扶助 会社中心の生活が続く中で、「物の豊かさ」は実現された。しかし、家族のふれあう機会は少なくなり、親と子をはじめ、家族相互の考えのちがいが大きくなっている。また、地域社会での人々の交流もうすくなり、学校と地域のつながりも弱くなっている。 このような社会の在り方に対して、家族や地域での生活を大切に、「心の豊かさ」を取りもどそうという動きが生まれている。例えば、学校と地域の関係を密接なものにしていくために、学校を地域に開放して、地域の人々の子どもたちとの交流を深めていこうという試みが進んでいる。子どもたちが地域に出かけていって、地域にある老人ホームを訪問して高齢者から生き方や地域の歴史などを学んでいる例もある。 また、一人ひとりの能力を社会に生かしていくために、普段から自分でできること、興味があることでボランティア活動をして、役所や会社にたよっていた生活を改めていこうとする動きも生まれている。NPO(民間非営利組織)と呼ばれている。日本でもこの運動を支えるために、1998年にNPO法(特定非営利活動促進法)と全都道府県にNPO条例が制定された。(P33) →国連の機能や日本の政府の働きについての記述が中心であるが、その一つの方策として、NGOやNPOの積極的活用や法律面におけるしきりに触れられている。また、個人と国家をつなぐ中間集団としての機能についても、簡単に記述されている。
	所属	3	(日本とアメリカ・近隣諸国との関係) ・今後の近隣諸国との関係 これからの日本は、安保条約という日米2国間の枠組みだけでなく、アジア・太平洋地域に広く目を向けた、平和的で多角的な協力関係をつくることが求められている。 とりわけ経済改革を急ピッチで進める中国をはじめとしたアジア近隣諸国との関係は大切である。たしかに日本とアジア諸国との国交は回復され、経済関係も深まっている。しかし、朝鮮民主主義人民共和国による日本人拉致事件もあり、同国との国交正常化交渉は進んでいない。また、強制連行などで、日本へのアジア諸国のわだかまりも残っている。さらに、ロシアとは日本固有の領土である北方領土の返還問題が残っている。 その反面、これらの国々では、アジア地域で日本が果たす役割についての期待も大きい。日本とアジア諸国は長い交流の歴史をもつ

ル		ている。また、国際化が進んだ現在では、両者の相互依存関係がますます緊密なものとなっている。日本と近隣諸国との友好関係は、アジアの平和に欠かせない。(P147) →国際化における近隣諸国との関係構築の重要性や、これに伴う、現在の問題点について具体的な記述が行われている。ただ、漠然とした記述にとどまっており、地域・国家連合の視点や現在の組織における具体的な記述はなされていない。
	3 経済	(世界とつながる日本の貿易) ・暮らしと経済 みなさんは、商品を買ったときに「日本製だと思っていたら外国製だった」という経験をしたことがあるだろうか。 外国で日本向けに生産される物は、食料、衣類、おもちゃ、家電製品、自動車など、さまざまな分野におよんでいる。わたしたちの暮らしは、貿易を通して多くの国々とつながっているが、とくに途上国との関係が深くなっている。上の表にある魚介類や野菜、衣料などを調べると、そのことがわかる。例えば写真のエビは、タイの人が食べるのではなく日本に輸出するために生産されている。こうしてみると、日本人の暮らしは、貿易によって支えられているといってもよい。 ・自由貿易と貿易摩擦 貿易はもともと、自国で不足している物を外国から輸入し、自国で生産している物を外国に輸出して、国の経済を成り立たせている。それに、輸出を増やしたら輸入も増やさなければ、相互の信頼関係を高め、対等で平等な関係を築くことはできない。 ところが、貿易で自国の利益ばかりを求めると、相手国の産業に影響を与えるなど、さまざまな問題が生じる。そこで1947年には GATT が結ばれ、自由貿易のルールがつくられた。1995年には WTO がつくられ、自由貿易の拡大をめざしている。 しかし、安い外国商品が大量に輸入されると、国内産業は打撃を受けたり、企業の中には倒産したり生産を縮小したりするところも出てくる。こうした問題がおこると、どの国も国内の経済を保護する政策を進めようとする。すると、輸出国と輸入国の間で貿易摩擦がおこる。 このように、貿易をめぐる問題は、自国の産業やわたしたちの暮らしにつながっている。(P16～17) ☆課題ページ ・100円ショップから世界経済を見る 100円ショップの仕組み及びアジアの国々を利用した生産の仕組みについて紹介し、日本や世界経済にもたらす影響を考えさせる。大量消費型の暮らしが広がる懸念を指摘。(P84～85) →貿易を中心とした日本経済の仕組みや現状に対する記述と共に、貿易摩擦など、貿易をめぐる問題点について記述されている。ただ、自国からの視点を中心であり、相互利益等の視点は示されていない。
	視点 3	(国際社会と情報化が進む世界) ・国際化が進む 物やサービス、お金、人の移動がさかになっている。貿易だけでなく、仕事を求める人、お金の取り引きなど、国境をこえた動きは活発だ。もちろん、国境はあるし、自由に外国に移り住むことができるわけではない。しかし、国境をこえた経済活動によって、国境の持つ意味はこれまでと比べ、ずいぶん小さくなった。こうした動きをボーダレス (borderless = 無国境) の時代という。 日本でも、各地で外国人が暮らすようになってきた。自治体の窓口や広報でも数か国語でサービスするようになった、文化や生活習慣のちがいはあっても、外国人の権利を尊重し、外国人にとっても住みやすい環境や社会的な保障が求められている。国際化が進むと、おたがいに文化をわかり合うことと、国際的なルールの尊重をすることがだいじになってくる。 ☆課題 ・つながる世界とつながらない世界を考える 世界における情報の格差について紹介し、つながる世界とつながらない地域があることを指摘し、知らない世界があることを記述 (P18～19) →国際化の進展の現状や、これにともなう、国際理解の観点からの留意事項について記述されているが、異文化理解にとどまっておらず、多文化共生やこれをふまえたグローバル人の視点については示されていない。
コ		・地域の現状や、その機能をめぐる分析やあるべき方向性など、大変詳しい記述がなされているが、他の観点においては従来の一般論にとどまるか、曖昧

メ	な観点からの記述が多くみられ、踏み込んだ記述にはなっていない。
ン	全体として、国家や個人の位置関係が曖昧であり、あまり考慮した記述には なっていない。
ト	

【授業分析】

授業分析 NO.1

社会科教育 No.491・片倉信儀「地域社会の一員」 P18～19

(授業内容の概要)

授業者においては、地域社会の一員としての自覚を持たせるために、次の三つのことが必要とされる。

- ・地域を知る
- ・地域の良さを知る
- ・地域に進んで働きかける

そして、これらのことを可能にするには「都市(まち)づくり」の授業をするのがいいとされる。

授業の手法としては、町づくりにおける様々な工夫された建造物の写真を見せることにより、地域を知り、地域の良さに気づかせることを企図している。

また、町づくりに多額の費用がかかっていることを切り口に、町づくりをする意味や今後の町づくりについて話し合わせることから、地域に進んで働きかけることをねらいとしている。

		1～5	分 析 理 由
公	位 置	3	・小学校での実践を念頭に練られた授業案であり、発達段階から考 えると、政治に対して自ら働きかける「活私開公」の概念を企図されていることが読みとれるが、「公」と「私」の位置づけが曖昧であり、展開次第では「減私奉公」的な認識で終わってしまう懸念も感じられる。
共	立 場	3	・公共的な働きかけを問う授業の意義は読みとれるが、個人におけ る関わりが不明朗であり、権利と義務の立場をふまえた公共の認識間では至っていないように思われる。
コ メ ン ト			・住民の立場から、地域社会の一員として、町づくりについて主体的に考え・働きかけることの必要性から公民的資質についてせまった実践であるが、様々な建造物を行政と同様の立場に立って一つの工夫としてみており、そこには行為を分析する視点は含まれておらず、たぶんに現状肯定的であり、自己の立場を確認しつつ、クリティカルな思考による概念構築には至っていない。

授業分析 NO. 2

社会科教育 No.491・国友靖夫「公共施設」 P20～21

(授業内容の概要)

・授業者は公民的資質について、民主的、平和的な国家・社会の形成者としての自

覚をもち、自他の人格を互いに尊重し合うこと、社会的義務や責任を果たそうとすること、社会生活の様々な場面で多面的に考えたり、公正に判断したりすることなどの態度や能力と位置づけており、本授業においては、子供たちの生活にとりて身近な「公共施設」の調査・討論を通して、「町づくり」の観点からより子どもの深層にはいることを企図。具体的には、町内の公共施設のマップづくりや調査を通して、その立地や具体的機能に関心を持たせ、今後のあり方について討論させることから、より高い価値基準に対する気づきや新たな意見の練り合いをねらう。

		1～5	分 析 理 由
公	位 置	3	町内の公共施設について多様な側面から考えさせることを通じて、行政の施策についてもクリティカルに分析させることにより、概念的な位置づけはされていないが、実態として「活私開公」の概念に近い授業実践になっている。
共	立 場	3	公の働きをふまえつつも、個人における権利の側面を中心として授業が展開されており、より私の主張の強い授業になっている。ただ、あるべき公の姿や基準が示されておらず、このことから公共の概念を示す授業実践にはなり得ていない。
コ メ			公共施設の建設をめぐる、みんなで討論していく中で、各個人が公の立場に立って思考し、より公共の視点から論議を深めていける事が考えられる。ただ、

ント	公の立場から、さまざまな条件や制約事項を念頭に入れないときに、論議の展開により、権利的立場の偏重の危険性が懸念される。
----	---

授業分析 NO. 3			
社会科教育 No.491・眞柄二郎「公共心」P22～23			
(授業内容の概要)			
①三年生に対して、児童センターにどんな部屋をつくるのかという提案型の授業をおこなったときに、自己の欲求に基づいた要望が次々に出されたことをふまえ、児童センターの部屋はみんなで使うものであることから「みんなはどう思っているのか」という視点を持たし、実際に職員室の先生や全校児童に対するアンケートを行う事を通じて、「公」の視点の獲得を企図。			
②五年生に対して、老人福祉施設の増設の是非を問い、調べ学習を行い討論をさせ、さらにその場において、「将来の高齢化社会において施設の建設の他に何が必要か」という発問を行い、その討議を通じて、ハード面の整備と共に「お年寄りを大切にすること」というソフト面を引き出させ、その後の話し合いを通じてボランティアの大切さを理解させる。この事を通じて、人材を活用しての真の公共の福祉の実現を目指すと共に、施設という「公」を生かすものとして「私」のモチベーションをあげ、これがボランティア意識と規定していくことを企図。			
③五年生の授業において、人工林の良さと天然林の良さの比較による調べ学習を行い、その後の討論を実施。この事を通じて、自然環境と人間の関わり合いから、「自然という公」と「人工という私」の対比を企図。			
公 共		1～5	分 析 理 由
	位置	3	私に対して、それぞれ公共心を問う展開になっており、私の行き過ぎが問題視される中で意味のある授業になり得ているが、従来の公の枠組みの中における私の公化といったきらいがあり、授業の進み方次第では公の偏重の懸念があると共に、私による新たな公を問う授業にはなり得ていない。
	立場	3	義務と権利をふまえた上で、公共心を問う展開になっているが、公と私の位置関係が曖昧であり、授業の展開次第では、個人の持つ権利に比べ、義務の観点が強調されるきらいが考えられる。
コ メ ン ト	・私に対して公を意識させる授業展開になっており、近年の個人を優先させる風潮を見るときに有効に働くことが予測される。ただ、公に対して何ら問いかけを行うことなく、従来のあるべき公として漠然と規定してあり、私が公に従属する懸念が感じられる。		

授業分析 NO. 4			
社会科教育 No.491・奥田修「地域の発展に尽くした先人」P24～25			
(授業内容の概要)			
・過去の河川の治水工事をめぐる先人の努力や工夫をわからせることにより、自然環境と人々の暮らしの結びつき等を理解すると共に、地域に関心を待たせ、誇りに思う生徒を育成する。			
公 共		1～5	分 析 理 由
	位置	3	・地域で暮らす人々の願いや努力並びに発展に尽くした人々の姿をさまざまな文献・メディア、オリエンテーリング活動を通して具体的に知ることにより、私が公を開く意義については理解させられるものと思われる。ただ、公と私の位置づけが曖昧であり、少し焦点が不明確な懸念がある。
	立場	3	・授業展開から詳しい歴史的経緯を読みとることが出来ず、治水の成立過程を判読できないことから、権利や義務の位置関係が不明瞭であり、この授業展開では、人々の漠然とした公共意識しわかり得ない懸念がある。
コ メ ン ト	・地域教材を活用することにより、知識のみではなく、より具体的な観点から問題意識を持って課題に取り組ませることが出来る。ただ人々を一つの観点から同質的にとらえており、それぞれ立場や思いの違いなどより重層的な把握をした方が、より深い公民的資質の育成につながるように思われる。		

授業分析 NO. 5

社会科教育 No.491・畑屋好之「地域相互の関わり」P26～27

(授業内容の概要)

・「儲けをあげる」をキーワードに、「人が生きていく」という活動に密着したテーマを三つ選び、その調べ学習や討論を通じて地域相互の関わりをつかませていく。

①温泉を用いたまち作り

②梅作り一産地化形成によりブランドを作り上げる一

③干ばつの中でのうまいみかん作り

それぞれ①に関しては税金の活用のはかり、②に関しては南高梅等の開発など、地域を越えた産地化形成のための先人の努力、③に関しては栽培の困難な山間の傾斜地を利用した糖度を上げる工夫を焦点化して、それぞれ地域相互の関わりについて考えさせていく。

公 共	1～5	分 析 理 由
	位置	・どの事例とも授業者がねらいとしている、経済的發展を通じて「人が生きていく」ということをテーマにして授業が展開しており、この事を通じて相互扶助・協力の重要性やこの観点からの公民的資質の育成をはかることが、大変見えやすい形になっている。ただ、行政を中心とする「公」の働きと民間からの働きかけを中心とする「私」の働きが分析検討されておらず、児童の発達段階もあるが、地域相互の努力という曖昧な形になっている。
	立場	・経済的利潤獲得のための協力関係であり、共通の目的獲得のために比較的、相互協力のはかりやすい展開になっているが、その分権利や義務の関係が曖昧であり、単純に合意形成による公共心を問う展開にはなり得ていないように思われる。
コ メ ン ト		・地域相互のさまざまな協力関係や相互扶助における努力を理解させることを通じて、公民的資質の育成をねらった授業実践であるが、経済的利益という共通目的を大前提にした実践であり、比較的容易に取り組みやすいが、それ故に、それぞれの立場や思いを持つ人々の相反する利害関係の調整の上に成り立つものが、公民的資質の大前提と考えると、一方向からの実践である懸念がぬぐい得ない。

授業分析 NO. 6

社会科教育 No.491・近藤光弘「地域社会への誇りと愛情」P28～29

(授業内容の概要)

・授業者においては、公民とは日本人であると考え、その歴史の中に生きる自分を私と考える。そして、この考えに基づいて、日本の文化や日本の建国を巡る調べ学習から、地域と神話の関連を探し出し、これを理解するところから、地域社会への誇りと愛情を持たせ、ここに生きる自分を自覚するところから公民的資質の育成をはかっていくことをねらいとしている。

	1～5	分 析 理 由
自 国 の 認 識	主体	・住民とは国民の一部分をなすものであるとの考えから、国民と住民の関係を固定的に規定しており、二つの立場を対置したり、そのことからの発展による、公共の視点が考慮されておらず、私が公に従属する形になっている。
	認識	・権利の主体である市民の立場が考慮されておらず、国家を形成する国民としての立場を考えさせる授業展開であり、両方の視点を兼ね備えた公民を認識させる授業展開になり得ていない。
	作用	・地域や国家を形成する一員としての立場を認識させる授業展開になっており、個々の働きや思いを考えさせる展開にはなっていない。
	位置	・神話をもとに国家を一元的なものとしてとらえており、また成立年代においても深い考証や検討が加えられていないように思われる。マイノリティや多文化に対する視点も曖昧なままである。
コ メ ン ト		・自国の文化や歴史に触れさせることにより、国家や地域の一員としての公民としての自覚を持たせようとしたねらいは理解できるが、厳密な考証のないままの国家の建国の論議や神話をもとにした文化の考証では、議論が乱暴なきらいがある。また、他の要因を考慮せずに、国家を単元的・単純的にとらえるのは、いろんな面から、やや危険性を感じる。

授業分析 NO. 7

社会科教育 No.491・富士谷晃正「国際交流」P30～31

(授業内容の概要)

・国際交流をキーワードに、三つのテーマで歴史の授業を展開。

①縄文時代の授業

縄文土器がバヌアツ共和国で発見されたことを授業し、縄文文化の国際的広がりを考える。

縄文人が、今から5千年ほど前に、船で海を越えていた可能性があるという学習内容をとりあげることで、「国際交流」についてより子どもたちの深層に入ることとを企図。

②奈良時代の授業

奈良に大仏をつくった本当の理由を授業する中で、当時の国際交流を考える。

大仏開眼会は、各国に対し、日本の国力が高まってきたことを示すと同時に、日本が「ものづくり」に関して技術力世界一を誇るための儀式であったことを物語り、この部分を追求させることにより、当時の「国際交流」について考えさせることを企図。

③江戸時代の授業

朝鮮通信使から、鎖国政策下の日朝交流を考える。

教科書における鎖国下での学習においては、オランダや中国との貿易に重点が置かれているが、鎖国下において日本に公式的にかつ継続的に政府の使者が訪れたのは朝鮮だけであり、日朝交流史においては秀吉以降の日朝関係が悪くなっていったような内容を中心に学習しがちであるが、当時の日本と朝鮮の関係は良好であり、このような日朝両国の交流の歴史を学ぶことは、「国際交流」の学習を行う上で大切な学習課題と規定。

		1～5	分 析 理 由
国際 理解	所 属	2	日本との関係における国際理解や異文化理解の観点でとどまっており、相互依存や多文化共生の観点を持って、近隣国としての地域・国家連合的な視野までにはいたっていない。
	経 済	2	物や人との交流を通じての経済的視点までは持ち得ていず、より人々の生活を中心とした交流の在り方までは、踏み込めていない。
	視 点	2	歴史的な制約があるのかもしれないが、当時の待つユニバーサルな状況を考えてときに、地球市民的発想やこれに基づくグローバル人の模索の検討の余地があるのかもしれない。
コ メ ン ト			・三つの事例を挙げ、投げ込み教材的に生徒に提示することにより国際交流の深層化や発展化をはかる授業実践であり、その意図はよくわかるが、やや場当たり的な単発の授業の懸念があり、指導者側の獲得させたい概念に基づく、幅を持った授業にまでにはいたっていない。これにかかわって、国際交流における公民的資質の観点においても、指導者側におけるコンセプトが示されておらず、歴史学習における時代像をつかませる学習の補充・深化の感があり、ねらいが曖昧なままである。

授業分析 NO. 8			
社会科教育 No.491・和嶋一男「国際協力」 P32～33			
(授業内容の概要) ・「国際協力」を推進している日本人の活躍を伝えることで生徒に勇気を与えることを想定し、活動の様子や取り組みの三つの実践を上げて紹介することにより、生徒に国際協力について考えさせ、公民的資質の育成をはかっていく。			
		1～5	分 析 理 由
国際理解	所 属	3	コスモポリタンの立場からの授業であるが、実践において明確に提示されていないが、その実践概念においては、相互依存や多文化共生の視点が含まれているものと思われる。ただ具体的な方策としての、地域・国家連合等の構想は示されていない。
	経 済	4	狭い意味における国益の立場からはなれて、やや地球益を強調した実践である。公民的資質を考えると、相互益的な視点がさらに含まれてくると継続的で具体的な実践につながるものと思われる。
	視 点	3	地球市民的な関わり合いは読みとれるが、国民との関連やグローバル人としての視点が示されておらず、ボランティア的発想にとどまっており、全体における継続性が感じられず、公民的資質との関連も曖昧なままである。
コメント	全体として、国際協力の推進と公民的資質を関連づけようとする授業者の意図は読みとれるが、漠然とした国際理解にとどまっており、また、国家や個人との位置づけが示されておらず、授業者が公民的資質として獲得させようとする価値や概念が曖昧なままである。		

授業分析 NO. 9			
社会科教育 No.491・松本俊樹「人権と連帯」 P34～35			
(授業内容の概要) ・「MAKE A WISH」の活動を紹介していく中で「人権」と「連帯」について授業し、ここから公民的資質を培っていく ※「MAKE A WISH」…3～18歳未満の難病と戦っている子どもたちの夢を叶える事を目的として、1980年にアメリカで設立された、非営利法人のボランティア団体 中学3年生の白血病の女の子が「MAKE A WISH」の力を借りてガラパゴス諸島に行きたい夢を叶えた事例を紹介。このことから、夢や希望を持つことの大事さと共に、夢を実現する手伝いの大事さを考えさせていく。			
		1～5	分 析 理 由
公 共	位 置	3	・詳しい概念分析はされていないが、夢を持ったり、これをサポートすることを通じて人権意識の向上を図ると共に、ボランティアを中心とした民間の非営利団体の自発的活動を紹介するところから、活私開公の概念にそった実践になり得ているものと思われる。ただ、人々の感性が中心であり、システムや継続性を考えると少し曖昧な感がある。
	立 場	3	・権利・義務の観点をはなれて、夢を叶え、そしてこれをサポートする事による喜びを味わわせることによって、人々の合意形成に基づく、公共に根ざした視点を開いているといえるが、たぶん人々の感性レベルにとどまっており、詳しい分析がなされていない。
コメント	・人々が自分たちの力で人権を守ることや、連帯を通じて人権を守り育てることの大事さから、公共について考えさせていき、このことから公民的資質の育成をはかる実践であるが、授業者の意図は理解できるが、依拠しているものが人々の感性であり、この点において理論やシステムの脆さがあると共に、曖昧感がある。		

授業分析 NO.10

社会科教育 No.491.2000 年・明治図書・吉川誠仁「国民としての義務」P36～37

(授業内容の概要)

・義務をテーマにして授業を設計し、調査・討論の視点としては二つのことをあげる。

①歴史から見た「義務」

②外国との比較から見た「義務」

しかし、(1)義務についての内部情報が不足していること(2)資料入手あるいは資料の読み取りが困難なことから、授業のコンセプトを変更

ア 「国民としての義務」について書かれた原文を読む。

イ 身近な「義務」を考える

ウ 局面を限定して「国民としての義務」を調査・討論する

その後、問題を百問作り、それに答えていく作業をしてこれらの点を調べ学習。

次に、問題百問を A・B・C の三つの評価で分け、A 評価のものからベスト3を挙げ、また、三大義務のうち「納税の義務」に限定

①子どもが納税することに賛成ですか、反対ですか。

②日本にいる外国人は、納税の義務を負うべきですか。

③ベッドにいる老人は納税の義務を負うべきですか。

このうち①に焦点を当て、日本国憲法を活用し子どもの納税の是非を調べ・討論

公 共		1 ～ 5	分 析 理 由
	位 置	2	納税の意義や仕組みを分析しない中で、公の働きとして認識させ、税を社会の会費として理解させ、「国民」の概念の中に子どもを含めるのは、授業者において、公の働きを担う国民としての自覚を持たせようとする意図はわかるが、公の働きに対してクリティカルに見る視点が育ち得ず、減私奉公に認識につながる危険性を感じる。
	立 場	2	税を国民の義務として認識させる授業者の思いや意図は理解できるが、税そのものの矛盾点や改善点は意識されておらず、この観点からは、新しく創り得る公共の観点は生まれ得ないと思われる。
コ メ ン ト			・納税を通して国民としての自覚を育て、国家の一員としての認識を持たせ、これを通じて公民的資質の育成をはかろうとする授業者の意図は理解できるが、「公」の働きに対して疑問を挟む余地がなく、「公」を成り立たせる公民としての自覚を持たせ得ても、「すでにある公」をあらたに「つくりあげる 公」として公共をクリエイティブに考えさせる視点にはつながり得ないものと思われる。

授業分析 NO.11

社会科教育 No.491.2000 年・明治図書・安住順一「世界における日本の役割」 P38 ～ 39

(授業内容の概要)

・三つの授業実践から、日本人における公民的資質の構築を企図

①歴史から世界における日本の役割を考える

・二十世紀とは、どんな世紀だったのかを考えさせる事を通じて、白人の絶対支配を明らかにし、さらに、この白人が支配していた世界に対して、有色人種である日本がはじめて勝利し、このことを通じて他の有色人種を勇気づけ、結果的に白人絶対時代を終わらせたことを認識させる。

②国連における日本の役割を考える

・日本は国連を脱退すべきかと言うことをテーマに、日本が 20.6 % (2000 年) もの分担金を出している中で、常任理事国が拒否権を持っているのかかわらず、ほとんど分担金を出していない実態を明らかにし、国連のあり方を考えさせる。

③環境問題を解決する日本の役割を考える

・自然と共生してきた日本人の知恵を見直そう (授業事例は授業者の方で割愛)

公共	位置	1 ～ 5	分 析 理 由
		1	授業者は歴史や現代の日本の一断面を明らかにしているが、日本を一つのシステムと見なし、そこに住む個々の人々のことについては考慮されておらず、また多角的な歴史の検証がないままに授業をされるのは、全面的な国家肯定から、滅私奉公及び国家主義につながる危険性を感じる。
自国の認識	認識	1	自国の認識を高めようとする授業者の意図はわかるが個人としての思いや立場が全く考慮されておらず、雑駁な議論の感を禁じ得ない。
	作用	2	欧米先進諸国と同じ視点から日本を見ており、日本独自の歴史や特性及びオリジナリティが全く考慮されていない。また、各個人をパブリック作用で同一に見ており、それぞれの立場の違いが認識されていない。
国際理解	視点	2	自国を中心とした見方をしており、たとえそれが意味、真実を言い得ていると仮定しても、それを前面に出し、他国に配慮しない一元的な見方には、教育の現場においてはある種の危惧を感じる。 また、それと共に、自国のみにこだわった視点からの見方であり、現在のグローバル化の進展等、考慮がなされていないように思う。
コメント	自国の認識を深めさせ、それに基づいて公民的資質の育成を図る授業実践としては、ある種の価値を認めるが、たぶん自国の立場にこだわった、狭い一元的な見方からの授業展開であり、両論併記や多くの要素を含んだ多面的な見方も示されない以上、児童・生徒において謝った認識を生む危険性が否定できない。積極的な自国の認識における公民的資質の育成においては共鳴する部分が多いのであるが、この展開では、授業者からの一方的な価値注入の危険性を否定できない。		

授業分析 NO.12

社会科教育 No.491.2000 年・明治図書・西村公孝「ナショナリズムとインターナショナルナリズム」P46～48

(授業内容の概要)

ナショナリズムを「国家主義」(国益を優先する立場)とインターナショナルナリズムを「国際主義」(国際社会全体の利益=人類益または地球益を優先する立場)と捉え、教材を提示。

グローバリゼーションの進展により国益と人類益を規定することが困難であり、三つの状況が考えられる。

- (1) 国益を優先しいつも人類益とのバランスを図る。
- (2) 人類益を優先しいつも国益とのバランスを図る。
- (3) 国益と人類益を共に調和あるものとして、「共生」の観点からバランスを図る。

理想は(3)の立場であるが、冷戦終結後の世界は、人道主義や国際協調に優先させ国益追求を目指す(1)の立場が依然として目立つ。世界の多くが多民族国家であり、冷戦後、民族・宗教の紛争や対立が頻発し、それを押さえるためにも国益優先の潮流が目立つ。しかしながら「閉じた惑星」の生活者として「共生」を目標に人類益の追求を目指す必要。国連開発計画「人間開発報告書」(国際協力出版会発行、99年)は「グローバリゼーションと人間開発」を特集として取りあげ、「空間の縮小、時間の短縮、境界の消滅」を特徴とするグローバリゼーションと人々の相互依存について言及すると共に、新しいグローバリゼーションの特徴について四点を挙げる。

①新しい市場②新しい伝達手段③新しいアクター(WTO、多国籍企業、NGO など)

④新しいルール



グローバリゼーション達成のためには、強力なグローバルガバナンス(地球規模での管理・統治)が必要。冷戦後、人権の採択、環境、社会開発などで共通の価値観を急速に持ちつつあるが、地球市民としての公共政策を動かすガバナンスは持ち得ていない



グローバルな統合は急速に進むが、国と国との格差を拡大しており、市場のガバナンスの確立が急務であり、富裕国と貧困国との格差を是正する人類益の追求が求められる。

このことから、グローバリゼーションの進展問題と人類益の課題を考慮した上で、具体的な教材を提示。

①二世紀の ODA 改革

・日本は DAC(開発援助委員会)加盟の先進21カ国中、ODA 実績総額で八年連続第一位(外務省『ODA 白書』99年)であるが、近年の景気低迷・財政悪化、援助に絡む諸問題により、ODA 改革の動きがあり、この問題を取りあげる。

(国益優先の立場)

- ・国と地方の累積赤字や厳しい経済・財政状況、戦後最悪の失業率、援助を巡る内外の環境変化から、国内の経済対策を優先。
- ・世界の平和と安全に依拠し、資源・エネルギー・食料等の供給を海外に依存している日本は、ODA 大国の地位を維持することが国益の増進に資する。

(人類益優先の立場)

- ・経済・富の不均衡と格差の問題が問われ、貧困や低開発を背景に紛争や国内対立が続く地域がある現実の地球社会で、「開発途上国の持続可能な社会経済の発展に寄与する」ことは、日本の「重大な責務」であり「国際社会における信頼や評価を高める」ことに繋がる。
- ・終戦直後の窮状において、海外支援を受けて戦後の復興を果たし、今日の繁栄の基礎を築く。

この二点からジレンマ教材を開発。その際に、ODA 事業の透明性・効率性を高めることが、国民の理解と支持を得ることに繋がることを確認。

②外国人労働者・難民の受け入れ問題—少子・高齢化の中で—

人口爆発が21世紀の課題であり、世界には多くの難民が発生。一方、日本は少子高齢化が進み、年金財政、医療・介護、労働力不足などが課題。そこで、外国人労働力の利用や難民の受け入れについて、多文化化の課題と世界の多国家が多民族国家であることに配慮して、国益と人類益の追求からこの問題に取り組む。

③核兵器の開発と軍縮

人類益は貧困なきグローバリゼーションを地球社会に広めることであり、それは人間の安全保障に対する脅威を取り除くことにある。人間の安全保障には、飢餓、病気、抑圧などの慢性的脅威からの安全や経済危機、環境問題、民族紛争、麻薬取引、国際犯罪など様々な課題があり、問題が山積み。特に、国益優先の核兵器の開発・核拡

散は、人類の脅威となる人間の安全保障の最大の課題。唯一の被爆国としての歴史から、「対人地雷全面禁止条約」等を話題に、核開発について国益と人類益の関係を探求。

		1 ～ 5	分 析 理 由
国際 理解	所 属	2	人類益について、ただ漠然として提示されており、理想論としてのコスモポリタンの発想を脱しておらず、これの実行のための、より具体的な地域・国家連合等の方策は示されていない。
	経 済	2	国益と人類益の調和を図ろうとする授業者の意図はよくわかるが、国益の定義に対して人類益の定義が曖昧であり、これの追求による相互益的な概念がはっきりと示されておらず、理想論の域を脱していない。
	視 点	2	授業者においても文化的な差違の問題について指摘されている中で、グローバリゼーション化にともない、一足飛びに地球市民の発想に立った人類益の議論に終始するのは具体性を帯びておらず、授業展開においても無理が感じられ、抽象論にとどまる可能性が感じられる。
コメ ント	授業者が提起されるように、グローバル化の進展により、より地球全体の利益化や発展のために人類益の追求の必要性は理解できるが、他者にガバナンスを希求したり、国益が優先される現在の状況の細かい分析がなされないままでは、より具体的な展望を持ち得た議論にはなり得ないものと思われる。また、感性やヒューマン的なものに訴えるだけでは、現状は変わり得ず、経済をもとにしたより具体的な方策を示す必要がある。		

授業分析 NO.13

社会科教育 No.491.2004 年・明治図書・楠 康司「地域の生産や販売」 P68 ～ 71

(授業内容の概要)

1. 教材と授業づくりのポイント

・公民的資質を育てるのに、「スーパーのリサイクルコーナーの写真」を活用

→「私」の方へ「私」の方へと授業を展開していき、一気に「公」へと展開

2. 「私」の方へ展開する

①スーパーマーケットの写真を提示し、ここから売するための工夫を挙げさせる

②①を行うことによりお店が儲かることを確認

③実際に見学に行き、写真以外で売するための工夫を挙げさせる

3. 「公」へ展開してゆさぶる

※スーパーが儲けを度外視して行っていることを「公」と捉える。

①リサイクルコーナーの写真を提示し、「売するための工夫」か「売るための工夫 でない」かを問う

②お金を払って業者に引き取ってもらっている店長の話を紹介

・20年前から要請があって回収(当時は補助金あり)

・トレーが環境に良くない事はわかっているが安さ故使わざるおえず、その 為、社会に役立つことを考え設置

→「私」(儲けるための工夫)から、一気に「公」(社会貢献)へと振り子を振り、 振り幅が大きければ大きいほど子どもたちをゆさぶることが出来るのではないかと企画

公 共		1 ～ 5	分 析 理 由
	位 置	4	具体的な規定はされていないが、一人一人の「私」を生かしながら、「公」を開くことを認識させる展開になっており、さらに進展させる可能性を感じさせる。
	立 場	4	義務と権利をこえた公共を思考させる展開になっており、この発展から合意形成による公共を考えさせる可能性を秘めている。
自 国 の 認 識	作 用	3	「公」を開く要因として、個人や企業の善意や公共心がテーマになっているが、他の事例の紹介を含め、その持つ意味や日本社会における特徴なども含めて焦点化すれば、その強い認識に繋がる可能性が高い。
コ メ ン ト	現在の様々な社会のシステムが、「私」から派生した「公」が取り入れられて成り立っており、この事を通じて、円滑な生活や健全な生活が営まれていることを子どもに自覚させるのにたいへん有効な授業である。さらに様々な事例を紹介すること等を通じて、「公」を開くことの意味や現在の社会における特徴に気づかせることにより、さらに生徒の認識を高くしていけるものと思う。		

授業分析 NO.14

社会科教育 No.491.2000 年・明治図書・酒井稔泰「第二次世界大戦」P92～95

(授業内容の概要)

・歴史教育について考える場合に「ビクトリー・ジャスティス（勝者による正当性）」の見方に陥らないことが一番大切と提唱。

歴史が強国の論理を中心とした見方をされたり、知らないうちに「ビクトリー・ジャスティス」の方向にマインドコントロールされたり、国際政治は強国の論理で動き、現在もその方向であることを指摘。

→このことから、日本の「自虐史観」「戦後民主主義」と呼ばれるものについて検証。生徒における第二次世界大戦についてのアンケートでは、9割以上の生徒が、日本が一方的に悪いと答えたのを受けて、これを「ビクトリー・ジャスティス」によるマインドコントロールと規定。この事を通じて、健全な愛国心や自国に対する誇りの喪失につながり、この事が私のみに走らせることになり、ひいては国家の社会構造の崩壊を懸念。

自虐史観＝ビクトリー・ジャスティスと規定し、「ジュネーブ4条項」を提示することを通じ、無差別殺戮の違法性を問うことから、原爆投下や東京大空襲におけるアメリカの適法性を問い、このことから史実を冷静に見て「ビクトリー・ジャスティス」に陥らない歴史教育の重要性を提起し、あわせて、健全な愛国心を持ち、世界平和に貢献できる人材の育成を企図。

※ジュネーブ四条約…国際人道上の見地から、第二次世界大戦後、戦時における、傷病者、捕虜、文民の保護の必要性から1949年に8月12日に制定

		1～5	分 析 理 由
自 国 の 認 識	認 識	2	授業者の指摘には共感せられる部分があり、考えさせられる指摘が多くあったが、歴史でこの問題を取りあげる時に、「ジュネーブ四条約」の観点のみからの分析にとどまれば、遡及法の心配と共に、授業者による価値注入の危険性を感じた。当時の世界経済の状況にそれに対する世界各国の対応や日本における市民や国民の立場をふまえた様々な対応等、様々な観点からのアプローチがあれば生徒においてよりの確な判断が出来、客観的な認識に繋がるように思う。
	作 用	2	国家における国民というようなパブリックな一元的な立場からのみとらえるのではなく、国家における個人としてのいろんな思いや立場及び、政府においても各個人の思いや言動などのプライベート作用を取りあげるなど、様々な要素を勘案してこの問題をとらえることにより、最後まで戦争回避に動いた多くの日本人の言動や思いにまでせまることができ、より重層的な理解が出来ると共に、日本社会が持つ人間関係性社会に起因する相互扶助作用の特質を明らかに出来たと思う。
コ メ ン ト			従来からの自国の認識における一元的理解やその認識の低さにはある種の問題を感じており、その意味からいうと授業者の捉え方や発想に共感できる部分も見られるが、たぶんに一方向からの理解にとどまり、生徒において正しい認識に至らない危険性を感じた。世界を含めて、様々な立場や言動から多面的にアプローチすることにより、より重層的な理解にせまることが出来、より適正的な公的資質の形成に至ることが出来るように思う。

授業分析 NO.15

社会科教育 No.491.2000 年・明治図書・永島稔明「資本主義」P96～99

(授業内容の概要)

授業者は戦後の個人を重視する、日本人の価値観や美意識の変化を問題視し、物質的な豊かさでなく、「本当の豊かさ」や「本物の個人主義」を身につけた人材を育成していく必要を提唱。

授業者による資本主義の三つの原則

①最少の資本で

②最少の時間で

③最大の利益を得る

資本主義経済ではこの原則が優先されるため、公的秩序や社会のモラルのもと一定のルールが必用とし、二十一世紀の共生社会に向け「情報化」と「環境問題」を重要なポイントとして授業を構想

(1) コマーシャルを授業にする

・収益や企業との関連から、民放におけるコマーシャル製作の意味合いや番組製作における意図に気づかせ、情報の取捨選択におけるマスメディアとの正しいかわり方や、マスメディアのありかたについて考えさせる。

(2) 環境と資本主義の関連の授業

・地球温暖化における二酸化炭素の排出と自動販売機や野菜の促成栽培等におけるエネルギーの大量消費との関連から、現在における資源の大量浪費、大量生産の資本主義の仕組みについて理解させ、今後の資本主義経済のありかたを考えさせる。

		1 ～ 5	分 析 理 由
	立場	2	戦前の日本人の美意識ということで、公共の概念が片づけられているが、なぜ現在においては権利の側面が強調されるようになってしまっているのか。また、この事と関連して、戦前の日本人の美意識とは何かがクリアにされておらず、経済面における分析のなさから、やや説得に欠ける議論になっている。
公共 の 認 識	主体	2	日本人の価値観や美意識の変化に関しての分析が曖昧であり、経済発展と地域社会の崩壊との関連などが明らかにされておらず、授業者の提唱する「本当の豊かさ」や「本物の個人主義」がとらえきれない。
	認識	2	公民としてのありかたが、武士道や美意識などから説明されており、日本における抽象さから抜け切れておらず、曖昧模糊としている。
	作用	2	授業者がモデルとする、戦前の日本社会が持つ相互扶助作用と、経済の発展にともなうこれの崩壊との関連が明らかにされておらず、企図する人材の育成モデルが見えてこない。
	組織	2	今後の資本主義の発展に対して、あるべき社会の展望を考えたときに、戦前の社会に変わる新しい社会の構築は避け得なく、その意味においても、中間集団の活用等、あるべき姿の具体像を提示する必要がある。
国際 理解	所 属	2	環境問題を自国のみのことを取りあげた、理念型の学習からとらえており、世界的な要因等は考慮されておらず、観念論に陥っている。
	経 済	2	経済の発展を無視した議論になっており、相互益的な視点を見いださなければ活路が開けず、閉塞的議論に終始する展開になっている。
	視 点	2	自国経済のみならず、世界経済からこの問題を考える必要があり、この議論のままでは新しい資本主義の姿が見えてこない。
コ メ ン ト	授業者と同じ日本人として、提案されている内容や思いはよく理解できるのであるが、たぶんに理想モデルにおいては曖昧なままであり、また一国のみの視点から、かつ、経済発展を無視した理念型の授業展開になっているきらいがあり、このままでは、新しい資本主義の姿は構築できない心配がある。		

授業分析 NO.16

社会科教育 No.491.2000 年・明治図書・新保元康「暮らしと政治」P88～91

(授業内容の概要)

・昨今の私へのあんまりの偏重から、「公」を早急に取り戻すことを提唱し、また この要因として道徳性の甚だしい欠如をあげ、これに関連して、社会科の目指す4つの公民的資質を規定。

- a 民主的、平和的な国家・社会の形成者としての自覚を持つ
- b 自他の人格を互いに尊重しあう
- c 社会的義務や責任を果たす
- d 社会生活の様々な場面で多面的に考えたり、公正に判断する態度や能力

この中でも、c・dに社会科の特色が顕著に現れていることを示唆

①携帯電話の鉄塔建設の利便性と自己地域への建設に伴う健康被害の葛藤から、 どちらの事例においても「公」の存在を見だし、このジレンマから公民的資質における「公正な判断」を思考。なおこの際に「知識」「資料活用能力」や プレゼンに伴う「表現能力」の重要性を指摘し、この事から社会科における公民像を模索

②昨今の「公」の論議は個の抑制に特徴があるが、これの指導は道徳の問題であり、社会科においては「あこがれの民主主義」を提唱。そのために、社会的に貢献した人物を取り上げ、この事を通じ、自分たちの暮らしを支えてくれる人々の存在に目を向けさせ、自分の住むコミュニティ、そして国への自然な愛情が芽生えることを企図する。

(例)有機農法(冷害・北海道)一黒沢西蔵・雪の利用の冷房利用一堀山政良

エアドゥ(低運賃)一浜田輝男

③除雪費用の増加に比例するクレームの増加の実態を取り上げ、市長の立場に立たせて市民に提案させることを通じて、「公」と「私」のハザマにおける知恵の活用に気づかせる

		1～5	分 析 理 由
公 共	位 置	3	昨今の誠公奉私状況を鋭く指摘しており、共感を覚える部分が大いであるが、変容の対象が個人に絞られているきらいがあり、集団を含めての観点がやや弱いところが見られる
	立 場	3	権利と義務の均衡のアンバランスから公共の喪失を取り上げており、たいへんわかりやすい議論になっているが、この要因として、他方に、公共の場の不在もあり、合意形成のモデルも含めての議論になるとより重層的な展開に発展できる
自 国 の 認 識	主 体	3	義務の観点の国民の立場と権利の観点の住民の立場からの議論から公共民を模索させる展開になっており、的確なモデルを示すことができている。ただ、個人のエピソードのみにとどまらず、昨今との違いを焦点化できれば、よりクリアーな議論に繋げられる
	認 識	3	個人の生き方を問う道徳とは違う、社会科における公民のあり方として「知識」「資料活用能力」「表現能力」の力をあげており、よりクリアーな議論が行われているが、授業者が問う実践的な公民を考える時に、この二つを繋ぐものの存在を模索する必要がある。
	作 用	2	個人の観点からはなれて、相互扶助作用の効用やその特徴を問う時に、より生徒の共感を得られると共に、具体的な姿をつかませやすくなるのが考えられる
	位 置	2	個人における価値観の相違を踏まえつつ、社会構造における市民としての立場からアプローチさせることにより、より具体的な観点から公民を問うことに繋げられる
	組 織	3	私としての個人と公としての国家の立場を積極的に繋ぐものとして中間集団の存在を活用することにより、より幅を持たせた具体的な議論に繋げられる
コメ ント	・昨今の私の偏重とも言える様相から、その復権としての公を考えさせる姿勢においては、同じ教育現場に身を置く者として、共感できる所が多かった。ただ、公・私二元論からこの問題を考える時、より態度化のみを追求する切迫的な授業の展開になる懸念が考えられる。		

授業分析 NO.17

社会科教育 No.534.2004 年・明治図書・永野重史「“個と公”問題」P28～31

(授業内容の概要)

・小学校学習指導要領の生活科の内容の一部に、「公共物や公共施設は、みんなの 者であることやそれを支えている人々がいることがわかり、それらを大切に、安全に気をつけて正しく利用することができるようにする。」ということを受け、公共物を大切に使う気持ちの育成を図ることをねらって授業を企画。「公共物」を「みんなのもの」という子どもの言葉に置き換えてやり、何が該当するかということを考えさせることにより、公共施設や公共物の概念を導き出させる。この過程の中で、「小さなみんな」「大きなみんな」の違いが区別されたり、公共施設の中でも有料化されているもの等、利用に際して様々な条件があることを理解する意見が出されたりと、深く追求・認知がされ、また、この思考における他の人との対話との関連を重視することにより、単なる即答による知識の獲得を学力と考えるのではなく、「対話の体験」そのものが「公民的資質」を養うに繋がっていると見え、この観点からも「公民」の教育を考える。

公 共	1 ～ 5	分 析 理 由
	位 置 3	公共物に対する認識や所有、共有の概念及び、合意形成による「公」概念の形成の大事さは理解させることができるが、やや抽象的な授業展開で、自己との関わり合いにおいて弱い面が感じられる。
	立 場 2	公共物に対する認識のみが強調され、権利・義務の観点を含めた自己や他者との関わり合いを含めた授業展開にはなっていない。
コ メ ン ト		・小学校低学年が対象の授業であり、その認識の取得においては、自ずから限界があるのであるが、同じ公共物とされているものにおいても見方や立場を変えたら「小さな公」「大きな公」が存在したり、その利用においては無制限ではなく、有料化や限定が存在することなどから、漠然としているが権利・義務の存在を感じ取らせられているところは、大変面白い展開になっていると思う。また、自己の創出意見の他者による肯定化の経験やそのシステムを知ることにより、合意形成による認識の価値を認させられる授業展開になっている点も一定評価ができる。ただ、全体として漠然とした公共概念の把握に終わってしまっており、自己の問題としての認識の点においてはやや弱い感がある。

授業分析 NO.18

社会科教育 No.534.2004 年・明治図書・新村弘道「生活権・社会権」P32～33

(授業内容の概要)

・自己の実体験との関わり合いや自己自身の問題としての具体的な認識を持たせることによって、小学生においても、ただの傍観者で終わるのではなく、参加意識を持って取り組む授業を企図。この参加意識や体験を通じて、子どもの生活権・社会権に対する思いを膨らませることをねらいとする。

①「知って得するゴミ問題」

小学生の女の子が、ゴミの調べ学習を行う中で、ゴミ処理には、ダイオキシン・産業廃棄物・リサイクルなど様々な問題があることを知り、その産業廃棄物としての灰が埋め立てに使われることを知る事により、自己の出したゴミが回り回って自己に影響をおよぼすのではないかという認識を持ったことから、実際にリサイクルセンターに赴き調査を行った。

②「私の自動車プロジェクト」

自動車生産の教材化にあたり、環境・リサイクル・福祉という視点から自分たちの考えを主張していくことにより子ども達に生活権としての公共性を思考させることを企図。実際に社会見学に出かけ、企業の生の声を聞かすという本物とのやりとりを通じて子どもの追求を活性化させる。

③「進め！お魚探検隊」

水産業が盛んである焼津の特性を生かし、水産業の実態調査を行うことから、魚の生産量・消費量の減少を知り、この切実な問題意識が焼津に対する主体的な調査に向かわせ、多くの情報を総合して出した予想が、結果的に焼津の未来像に繋がった。

公 共	1～5	分 析 理 由
	位 置 2	実体験や自己との関連を通じて、授業者の提案する生活権・社会権に気づかせようとする意図はよく分かるが、初発の意欲づけになっても、その後の授業における展開が計画されておらず、子ども任せの展開から行き着く先が読めない展開になっている。
	立 場 2	様々な事象に対する、個人や・集団における権利・義務の立場が明示されておらず、これに関連して、何が公共の位置づけになるのか全く示されておらず、この展開からは、掴ませたい概念も読み取ることができない。
コ メ ン ト		・いかに子どもに対して、身近な社会や生活に対する関心・意欲を持たせ、リアルに考えさせるために、より身近な切実な問題を提示したり、実際に参加させることを通じて改善を図ろうとする授業者の意図はよく分かるが、モデルとなる公民や公共等の具体像が示されておらず、この授業案では、ただの生徒の関心・意欲をあおるのみのになってしまう危険性があり、その帰結において危ぶまれるものになるおそれを感じられる。

授業分析 NO.19

社会科教育 No.491.2000 年・明治図書・杉浦真由子「郷土愛」P34～35

(授業内容の概要)

・公民的資質にかかわるキーワードとして郷土愛を設定。地域に対する徹底した調べ学習を行いそこから郷土に対する誇りを持たせる。

①私の町の「〇〇(家康)」

自分の住む郷土に深く関わる歴史的人物を追求することで郷土愛を培うと共に、歴史学習をより身近なものとして発展させられる。

(本授業では、家康と愛知県大浜の関係)

②子どもがびっくり地域の偉人

地域の偉人を選んで、追求学習をさせることにより、子どものレベルで感動させ、郷土への誇りを培う。

(本授業では、鈴木清……ダスキン創業者・永田徳本……トクホンをとりあげる)

③伝統産業「〇(塩・瓦)」で郷土を見直す

郷土の伝統産業を学習する中で、単に郷土を知ること留まらず、郷土に誇りを抱かせる学習展開を図る。

(本授業では、大浜の「塩づくり」と「三州瓦」→江戸の町火政策に役立つ)

公共	位置	1～5	分 析 理 由
		2	郷土愛を持たせることにより、地域に関心を持たせ、この面からの公民的資質の育成を企図する授業者のねらいはわかるが、具体的にこの実践がどうコミュニティの創出等にかかわるのかが漠然としており、曖昧感を感じると共に一方向性からの実践のきらいがある。
自 国 の 認 識	立場	2	郷土に愛着を持たせようという意図はわかるが、歴史上の偉人との関わりや個人の威徳を偲んだり、地域の伝統産業の調査追求だけで終わっており、権利や義務の観点を含めた地域の人々の思いや行動が見えてこず、公民的資質を育てる点において弱い面を感じる。
	主体	2	権利としての住民の姿が見えてこず、やや義務としての国民の立場が強調されており、公民としての位置づけにおいて弱い所がある。
	認識	2	地域と一個人との関係や地域の伝統産業のみが取りあげられており、公民としての自覚を持たせる点において曖昧さを感じる。
	作用	2	パブリックな面を強調した実践であり、住民同士の相互扶助作用などには触れられておらず、具体的な公民像が見えてこない。
	位置	2	個人や地域のマジョリティな面を強調した実践であり、それに関わったマイノリティとしての人々の姿が見えてこず、シチズンとしてのモデルが示されていない。
コ メ ン ト	組織	2	郷土愛を持たせ、そこからコミュニティの新たな創造などを企図されての実践であると思うが、ここからはその集団における組織モデルが見えてこない。
	人物史を中心とした小学校の授業実践であり、また、郷土愛から地域に愛着を持たせることにより、地域の一員としての自覚を高めこのことにより公民的資質の育成を企図するねらいはわかるが、そこで生きる人々の姿が見えてこず、やや注入的な授業実践になっている面を感じる。		

授業分析 NO.20

社会科教育 No.534.2004 年・明治図書・藤原英昭「個人の人権」P36～37

(授業内容の概要)

公民的資質を育てるとは基本的な人権感覚を磨くことと位置づけ、日常の生活を中心に据えて授業を展開。

・人権とは何か？

「基本的な人権とは何か？」を問い、

①他人から奪われてはならないもの

②他人に対して、奪ってはいけないもの

③毎日常的に起こっていること(=義務)

の三点からとらえさせ、子どもの身近なところから考えさせる

公 共		1～5	分 析 理 由
	位 置	2	個人のモラルを中心に公民的資質を考えており、これがその基礎になることは否めないのであるが、阻害要因があるときに、他者とのダイナミックな関係等考慮する必要も考えられる。
	立 場	2	個人としての思いに関しては個人差が考えられ、人権に対する価値判断や権利・義務に対する基準においても差異が生じることが予想され、何らかの調整機能や仕組みの必然性が指摘される。
コ メ ン ト	公民的資質を考えるとときに、人権感覚をその基礎として捉えアプローチしていくねらいは理解できるが、個人の思いや行動、価値観に対する差異を考慮せず単一的な思考でとらえ対処していく方策に関しては困難性を感じる。すべての働きにおいて、何らかの合意形成や調整の機能の必要性が考えられる。		

授業分析 NO.21

社会科教育 No.534.2004 年・明治図書・小川晶子「公共の福祉」 P38～39

(授業内容の概要)

道徳的な教材を活用して、「公共の福祉」を子どもに提示し、その心をゆさぶる

1 私たちの負うべき責任

「公共の福祉」を子どもの言葉に言い換えると「社会全体の利益」「多くの人々の幸福」であるとし、日本国憲法第十二条に基づき、私たちには「社会全体の利益や、多くの人々の幸福を常に考える責任がある」規定し、その責任を負うことにより個人の自由や権利が保障されるという立場から、「責任」を具体的に行動で示したエピソードを教材として取りあげる。

2 阪神・淡路大震災から学ぶ

神戸の連続児童殺傷事件、佐賀の少年バス乗っ取り事件など多発する少年犯罪の新聞記事等を示し、子どもに「このような日本の将来をどう思いますか」と問い、その後、阪神・淡路大震災の被害の様子やボランティアの活動及び整然と行動する人々の様子並びに、これに感嘆する外国人記者の話を紹介した後に、もう一度「このような日本の将来をどう思いますか。」問う。初めに全く反対のマイナスイメージを抱かせることにより、「社会のために役立つこと」「人のためになること」を行う素晴らしさを印象づける。ボランティアの精神は公共の福祉の精神に通じていると規定。

3 人物の生き方から学ぶ

世のため人のために生涯を捧げた人物の生き方を、公共の福祉実現に関連づけて取りあげる。(例・日本のマザーテレサ「井深八重」)

4 国際ボランティア

相互扶助の精神を基本理念に掲げて世界中で活動している国際医療ボランティア組織「AMDA(アムダ)」を紹介。国内だけでなく、国際的な立場から公共の福祉の理念実現は21世紀に生きる日本人にとって非常に重要なことであることを理解させる。

		1～5	分 析 理 由
	位 置	2	道徳的教材を活用するところから、たぶんに価値注入的な色合いが濃い授業展開になる可能性を感じる。相矛盾する現実を受け止め、それを冷静な科学的な認識による分析を行うところから、さらに深い理解や認識に繋がられる。
	立 場	2	全体の事に価値を置く、義務の立場が重視されており、個人個人の思いや多様性に基づく思考や行動は分析されておらず、合意形成による公共が生まれる余地はあまり感じられない。
自 国 の 認 識	主 体	2	権利としての住民の立場が考慮されておらず、義務としての国民の立場が強調されており、両者の兼ね合いによる公共の福祉に対する議論など、公共民を考える上で、深い議論は展開しえない。
	認 識	2	やや自己犠牲のみが賛美されており、相反する思いを思いを持つ個人の立場が認識しえず、ややもすると観念論に陥り、実態を持った個人に繋がりがえない懸念がある。
	作 用	2	実態としてのプライベート作用のみが強調され、日本社会が持つ機能としての相互扶助作用等に全く触れられておらず、やや理念が先走った決めつけの分析の感がある。
	位 置	2	個人を単一的な思考や行動から見ており、実態を離れた理想論に走っており、実際の人々の生活や思いに即した授業になっておらず、抽象的な実践に留まる危険性を感じる。
	組 織	2	公共の福祉を実現する上で、個人の思いや行動のみでは、実現に置いて困難な面が予想され、実際面に置いてより具体的な中間集団の存在等を考慮する必要がある。
国際理解	視 点	2	相互扶助精神の涵養など授業者の企図するねらいについてはわかるが、経済や仕組みのともなわないままの提案は、実態のない理想論に留まる可能性がある。
コメ ント	公共の福祉に関して、子どもの心や態度化にせまる実践としての意味は、現場の教育者の立場からはよくわかるが、やや具体性を欠いた狭い観点からの議論に終始しており、授業の場面において、子どもの心に感動を与えられるかもしれないが、その後の変容をともしないものになってしまう危惧を感じる。		

授業分析 NO.22

社会科教育 No.491.2000 年・明治図書・小倉郁美「社会規範」P40～41

(授業内容の概要)

1 薩摩の郷中教育

鹿児島県に古くから伝わる教育法を学ぶことにより社会規範教育の実践

・地域ごとに年長者が年少者に教育するシステム

薩摩人の気概を培う→長幼の序・忠孝の精神を自然に身につけ

↓

負けるな・うそを言うな・弱いものをいじめるな・議を言うな(つべこべ文句を言うな)

↓

内容…示現流(武道)、いろは歌、詮議・輪談会

2 いろは歌

郷中教育に参加して子どもが最初に覚えるもの→全47首、歌を通して子ども達に道徳を教える

3 薩摩のいろは歌より、社会規範を培う教材ベスト3

①いにしへの 道を聞きても 唱へても わが行ひに せずばかひなし

②礼するは 人にするかは 人をまた さぐるは人を さぐるものかは

③めぐりては 我が身にこそは つかへけれ 先祖のまつり 忠孝の道

これらの歌を子どもに簡単に解説して聞かせた後、暗唱をさせる

		1～5	分 析 理 由
公 共	位 置	1	「公」に従属する側の側面が強調されており、教材の価値はわかるが、価値注入の授業になっており、比較検討する余地がない。
	立 場	1	義務の立場が前面に押し出されており、地域における合意形成等のコンセンサスはあるのであろうが、個人の立場から公共について思考する余地がない。
自 国 の 認 識	作 用	2	個人における「公」の側面を強調した実践になっているが、その裏では、地域における相互扶助作用を前提とした教材であろうと思われる。そのあたりを出された授業展開になっていれば、価値注入等の弊害は避け得られると思う。
コメ ント	伝統ある地域教材を全面から取り扱っており、教材に対する価値は認めるが、展開次第では価値注入的な授業になってしまう危険性があり、概念的な道徳の授業との差違が見いだせない。教材として取り上げるにおいては、比較検討や現在における価値等を問う視点が必要であり、それがなされれば、公民について考えさせる興味ある教材になり得る。		

授業分析 NO.23

社会科教育 No.534.2004 年・明治図書・伴一孝「アイデンティティ」P42～43

(授業内容の概要)

日本の教師がやっている社会科の授業は、日本人としてのアイデンティティを持たせ得ていないことを指摘し、その要因として教師自身が日本人としてのアイデンティティを持っていないことを分析。

1「ザビエル」は侵略者である

ザビエルの来日に際し、キリスト教の布教を中心に語られるが、その欺瞞生を指摘し、歴史の必然性を説く必要性を提言。

2白人は「エイリアン」である

歴史における、白人国家を中心とする有色人国家に対する侵略性を指摘。その中において、唯一日本だけがこれを受けていないことを明らかにし、世界に誇るべき事である認識を説く必要性を提言

3「日本人」は白人に勝った

中世における織田信長、幕末における江戸幕府の対応、日本の国民国家を挙げての自助努力による世界の一等国入り、日露戦争における有色人種国家初の白人国家への勝利、東京裁判で白人国家の策略にはまり袋だたきにされたが、白人から植民地化されていたほとんどの有色人国家を解放することができたことなど等を再認識することから、日本が「八紘一宇」の大義に殉じたことを再定義。

		1～5	分 析 理 由
国際理解	所 属	2	単一国家の価値に重きを置いた実践であり、有色人種国家を一つの地域・国家連合と仮定した時に、その授業意図は理解できないこともないが、この対立的視点からは相互依存、多文化共生の展望は開けない。
	経 済	2	白人国家を中心とする経済圏のとらえ方と共に、唯物的な大きな歴史の流れにおける経済等のとらえ方をしなければ、相互益的な視点は生まれてこない。
	視 点	1	国民的な視点にこだわった授業実践であり、自国の認識を持たせようとする授業意図はわかるが、一方向のみの物の見方やとらえ方においてはグローバルな展望は得られない。
コメント			戦後のグローバル的な歴史のとらえ方において、ややもすれば自国の認識が低くなりがちな日本の教育現場において、パトリオティズム的な認識を持たせようとする授業者の指導意図はよく理解できるが、あまりにも自国中心の歴史観や歴史認識であり、ともすればナショナリズムに結びついてしまう危険性を感じてしまう。自国を中心とした歴史認識と共に、世界的なレベルでの歴史観を並列・対比して捉える必要がある。

授業分析 NO.24

社会科教育 No.534.2004 年・明治図書・園山真司「プライバシー」P44～45

(授業内容の概要)

プライバシーについて、生徒に個と公の関係を考えさせることのできる教材を三つ提示

・少年法第六十一条と実名報道

1988年に大阪で起こった幼稚園児殺害事件の容疑者少年の顔写真と実名報道を巡って、雑誌社と少年側の裁判を題材に、少年法の問題や自由などをふまえた上で、「犯罪を犯した少年のプライバシーをどのように考えるべきか」を生徒に考えさせる

・社会の無関心と連帯責任制

少女監禁事件を取りあげ、11年間も誰にも発見されなかったことから、個人と社会との関わりの希薄さを指摘し、その対比として、治安や相互扶助に役立ったとされる江戸時代の五人組の制度を紹介し、「治安をよくするという公のために、個人のプライバシーを制限することになる連帯責任制を導入してもよいのか」を議論させる。これを通じて、よりよい生活を営むための個人と社会の関わりを考えさせる。

・通信傍受法の是非

通信傍受法と憲法第二十一条の通信の秘密を取り上げ、麻薬犯罪等の撲滅やテロ活動防止等のことから、通信傍受法が成立したことを説明すると共に、その一方で通信の盗聴によりプライバシーの侵害の心配があることを指摘し、議論させる。

	1～5	分 析 理 由
位 置	3	いかに私の権利を生かし尊重しつつ、既存の公との折り合いをつけ新しく創造していくのか。社会の変化や情勢にあわせて、この兼ね合いを問える展開になっている。
立 場	4	個人の権利と公の秩序を保つための権利の制限や義務の可否を問うジレンマ教材になっており、この議論を行うことにより、生徒の合意形成による公共の存在について思考させられる展開になっている。
コメ ント	時事的な話題を取り上げており、生徒の興味関心をひく展開になっている。3つの教材とも、個と公の関係における葛藤から公共について思考させる展開になっており、議論の進展次第では、新たな公を開く可能性を秘めた授業展開が予想される。	

授業分析 NO.25

社会科教育 No.491.2000 年・明治図書・飛田政彦「社会奉仕」P46～47

(授業内容の概要)

1 社会奉仕活動を考える

「公民的資質」を育てるために「社会奉仕」の教材を思考。同じ奉仕活動であっても、総合的な学習における「ボランティア」活動と「社会科の時間」で扱うものとのねらいの差異を指摘。文部科学省のホームページ「奉仕活動・体験活動の例」から小学校社会科の内容と関連のある具体的な活動をピックアップ

2 3・4年生の社会奉仕の教材

交通安全に関する広報活動を取り上げ、「くらしをまもる」単元では安全に暮らせる町づくりについて学習を進め、そのまとめとして、子ども達一人一人が「交通事故」を防ごうとする意欲・態度を養っていくことをねらう。「注意を呼びかけるマスコット作り」「事故多発地点の地図づくりと配布」「事故防止呼びかけの看板づくり」等を通じ、地域への貢献の方法を学習。

3 5年生の社会奉仕の教材

- ・植生復元、草原環境の維持など、国立公園の自然環境・景観の復元、保全活動
- ・希少野生動物の生息・生育環境の整備、維持管理

2つを取り上げる。関連単元は「私たちの国土と環境」の中の小単元「私たちの生活と自然保護」

山の緑を守ることは下流の人々の生活に密接な関係があり、海の生き物まで影響

機会があれば実際に山に行ったり、自然環境・野生動植物の保護を行っている人から話を伺うなど実際に活動を体験させる

4 6年生の社会奉仕の教材

- ・社会福祉施設（特別養護老人ホーム・障害諸施設等）の管理運営等を支援する活動や施設利用者を支援する活動

総合的な学習におけるような、お年寄りとの交流に終わらず、「私たちの生活を豊かにするために、国や市はどのような活動を行っているのだろうか」という視点を持つことをねらいとし、社会福祉施設利用者やそこで勤務する人の願いを実際の体験活動を通してつかませる。

公共	1～5	分析理由
	位置	各学年の発達段階に応じて、実際の体験活動を通して公を開くことを模索する展開になっており、児童において、より具体化や態度化を問える展開になっている。
	立場	人々の社会奉仕に対するアプローチと共に、行政の働きや個々人の生活に対する立場を盛り込むことにより、様々な立場をふまえてのより深い理解や合意形成に基づく、公共のありかたを議論することが出来る。
コメント	社会科の時間における具体的な社会奉仕活動を通して、公民的資質を考えさせる実践は斬新であり、子どもにおいて、より効果的に理解し、また、態度化までの実践を期待することが出来る。ただ、発達段階の問題もあるであろうが、その阻害要因等多角的に考えることが出来たら、より深い議論や理解に繋がっていると思う。	

授業分析 NO.26

社会科教育 No.534.2004 年・明治図書・高橋恒久「国民国家論」 P48 ～ 49

(授業内容の概要)

・日本人の国民国家論(「愛国心」=授業者)が希薄になったのは、アメリカの占領政策や東京裁判の影響が大と考え、このような自虐的な教育を行っている国は世界中で日本だけであると指摘。このことから、戦後教育の歴史認識の倫理を疑いたすことを提唱。

ベスト1 東京裁判

東京裁判の矛盾点を考えさせ、これを国際法を無視した戦勝国による復讐劇であったという認識を世界の常識とし、日本人の中に戦犯は一人もいなかったという立場から、東京裁判のあり方にゆさぶりをかけることから始める。

ベスト2 たった一人で欧米帝国主義と戦い続けた日本

歴史をさかのぼり、欧米の侵略に対して日本のみが戦い続けた事実をあきらかにする

ベスト3 4月28日は日本の独立記念日です

1. 8月15日は敗戦の日。敗戦の日を記念日にしているのは日本だけ。

2. GHQの占領政策は日本のためというより、アメリカの都合のよい方向で決められたもの。

3. サンフランシスコ条約発効により日本は主権を回復。この日が本当の終戦記念日であり、日本の独立記念日。

・世界史は侵略の連続であり、どの国も自国の繁栄・存続のために戦ってきたものであり、自国を愛し、守ることが「国民国家論」の中心。

		1 ～ 5	分 析 理 由
国際 理解	所 属	1	国家のみが突出した授業展開になっており、コスモポリタンの視点をあわせて歴史を認識していかなければ、正当な結論は得られず、国際理解における今後の展開は開けてこない。
	経 済	1	自国の国益に限った議論が展開されており、その反省からの地球益や相互益といった視点が見えてこず、自国の認識を高める授業者の意図は理解できるが、グローバル社会にマッチした議論になっていない。
	視 点	2	自国の認識を高めようとする授業者の意図は理解できるが、自国の立場にとらわれすぎた授業展開であり、歴史の大きな流れや世界との関係を見誤る危険性が感じられる。
コメ ント			戦後の反省から、ややもすれば自国の歴史・文化や社会を否定的に見る傾向を問題視する授業者の認識には賛同する部分が多いが、ただ、世界の大きな流れを冷静に概観せず、一方的な自国の賛美や歴史の全面的肯定等に関しては、ナショナリズムに通じる、ヒステリックな議論の危険性を感じる。

授業分析 NO.27

社会科教育 No.534.2004 年・明治図書・「5 年公民的資質の育成」佐藤孔美 P53 ～ 55

(授業内容の概要)

公民的資質をはぐむ一つとして、「社会を見る三つの目」を提唱

①世の中には一人一人の工夫や努力だけでは解決できないことがある。

②個人の利害と社会の利害は必ずしも一致しない。

③世の中には、広い視野から社会を調整する仕組みが必要である。

今の社会科は、子どもに思考させる意図のないまま、調べたことを発表して終了

→「公害から国民の健康や生活環境を守ることの大切さ」の単元において「社会を 見る三つの目」の育成を提唱

①との関連

子どもからは個人の努力を指摘する考えが出てくるが、「一人一人にできないことをどうするか」の問いを考えさせる

②との関連

鳴門教育大の小西の「提案する社会科」を元に、理想論ではなく現実の社会に則した視点で議論のすりあわせを提案

・車社会において排ガス減少のために乗るのを自粛するのではなく、日本の基盤産業の自覚の元、痛みの分かち合いによるよりよい方向の模索を提案

③との関連

・一人一人の工夫や努力でできないこと→国や役所など、広い視野から全体を調整する仕組みを考えさせる

①ボランティアや NGO 等個人の努力でできないこと

② ODA だけではきめ細やかな対応ができない

↓

③広い視野からの国際協力 (ODA) とボランティアや NGO の工夫や努力

公民的資質は語ることは困難であるが、具体的に語る必要

公 共		1 ～ 5	分 析 理 由
	位 置	3	すべてが公にそくした意見展開になっており、現在の私が優先される風潮にもふれながら、公を開く必要を考えさせるとより具体的な思考につながると思う。
	立 場	3	個人の権利の立場の認識がやや弱く、これを自覚しつ、全体の幸福としての義務の側面、さらにはその調整機能としての公共について思考させられればより重層的な議論につなげられる。
自 国 の 認 識	組 織	3	個人の思いをまとめたり、調整する機能として国家や役所の仕組みを想定されているが、MGO を個人の位置づけとしてではなく、これをつなぐものとしてより積極的な機能が想定されれば、より現実的な議論につなげられると思う。
コ メ ン ト			個人としての思いや行動だけではなく、この調整やさらにはもっと大きな働きを持つものとして国家や役所の仕組みを認識させることから公民的資質の育成を図ろうという授業者の意図であるが、現実問題として個人の権利の立場が無視されたり、権力の肥大化による減私奉公の危険性を含むなど、やや認識の簡略化の心配がある。

授業分析 NO.28

社会科教育 No.491.2000 年・明治図書・「中学公民・公民的資質の育成」大杉正昭 P65 ～ 67

(授業内容の概要)

1. 基本的人権と公民的資質

教科書の記述においては、権利の部分が多く、義務や公共の福祉や個人の権利の制限に関する記述が少ないことを指摘。個人の権利が声高に叫ばれる社会情勢において基本的人権の内容を知識注入するだけでは、自己中心的な権利意識助長の危険性。→「生徒がものを多面的に見る目を持つ」視点で基本的人権の授業作りの必要

2. ものごとを多面的に見る授業実践

①「自由権」に関する授業

・学校においてすべて自由の仮定から、発生する問題点を考えさせ、その可否を討論させることから「自由」について自己の意見をまとめさせる。

②「知る権利」と「プライバシーの権利」に関する授業

・同じ状況下の仮定の授業において、自己との関わりがあるかないかで、「知る権利」と「プライバシーの権利」の立場がわかれ、それに基づいてグループ分けし、お互いの立場から発言させ、さらに、それを聞いて思ったことをノートにまとめさせる。

公 共	位置 立場	1 ～ 5	分 析 理 由
		2	権利の偏重の問題点や多様な権利のありかたについては思考されているが、個人の認識を中心とした展開になっており、これらの調整の上に成り立つ公共のあるべき姿については示されていない。
		3	行き過ぎた権利の弊害や多様な権利の立場については理解することは出来るが、義務と権利の立場を意識した上での、多様な公共のありかたについては思考されていない。
コ メ ン ト			生徒の視点に立った分かりやすい授業が展開されているが、この授業においては、権利に関する問題点の指摘や権利の多様性については認識することが出来ても、その上に成り立つ公共のありかたについての議論には発展しにくいものと思われる。

授業分析 NO.29

社会科教育 No.534.2004 年・明治図書・「我が国の国土」石川寛之 P76～79

(授業内容の概要)

1. 子ども達に必要な公民的資質

・国際化の社会において、異文化理解や多文化共生が必要。そのための必要な資質として、次の二点を想定。

①しっかりと自国について理解する

②日本人である誇りを持つ

世界の人々との共存においては、違いの理解が必要であり、そのためには「自国をしっかりと理解」する必要。また、「日本人としての誇りを持つ」ことにより、自信を持って外国の人々との交流が図れる。

2. 「わたしたちの国土」で公民的資質を育てる

「日本についてしっかりと理解する」「日本人である誇りをもつ」ことができる授業を作るポイント

①子どもの見る目を育てる

②日本人の気概を教える

①においては、有田正における、「はてな？」を見出せるような問いを提案

(例) 国土の学習における「沖ノ島」の提示→保存のための様々な工夫

②においては、日本人のすばらしいところをたくさん知らせる授業

(例) TOSS インターネットランド「日本人の気概」検索

・北方領土返還のために努力する日本人の姿

		1～5	分 析 理 由
自国の認識	認識	2	授業者がつかませたい日本人である誇りについては、個人における国民的側面が強調されればそれで良しとされる、単調なものにとどまる事が考えられる。
	作用	2	日本の何を理解し、また、何をつかませたら誇りを持つことに繋がるのか明らかにされておらず、曖昧なままである。
国際理解	所属	2	自国の認識がどのように異文化理解や多文化共生に繋がるのか明らかにされておらず、授業者の意図に反して、ナショナリズムの高揚のみに留まる懸念が感じられる。
コメント			国際化の社会において、自国の理解を深めたり、自国に対する誇りを高めようとする授業者の意図は理解できるが、何をつかませたらこれに繋がるのか明らかにされておらず、曖昧なままでの授業の展開が予想され、個人の偉業を中心とした、国威発揚のみに終始してしまう懸念が感じられる。

授業分析 NO.30 社会科教育 No.534.2004 年・明治図書・「国際社会におけるわが国の役割」 小泉淳 P88～91

(授業内容の概要)

中学歴史領域における「国際社会におけるわが国の役割」という単元を「公民的資質の育成」という視点で考えるとき、「国際社会」や「国家」と「公民」との関連をふまえて考慮する必要。

指導要領の改訂で「国際社会に生きる」が付け加えられ、このことから国家集合体の「国際社会」における「公民」が国家レベルを超えることをふまえた「地球社会」における公「公民」ということが問題になるが、グローバル化を考えると国益を超越した「地球益」「人類益」にコミットする人間を「公民」と定義する必要性。以上から「国際人」としての「公民」ではなく、一個の人間として倫理的に行動できる「国際的な公民」こそが、21世紀に求められる「公民」像と規定。

☆授業者の考える「公民的資質」

①地球益(人類益)を優先する資質…地域益や国家益より地球益の優先

②「個」の確立と「独自性」…国際的な公民における確固たるアイゼンティティ

と独自性を発揮できる個及び自己の行動に対する自己責任

③批判的思考…多様な見方・考え方が必要で、他者及び自己の考え方・行動に対して批判的思考

④「寛容」と「協調」による連帯意識…異質性を持つ他者との摩擦・葛藤に対し、

「我慢し、許容する」だけでなく、共通課題の解決に「ともに」行動。「協調」

とは妥協ではなく、議論後に定立したコンセンサスに対して共同歩調で行動する意。

・地球環境問題が最適な教材と考え、「地球温暖化に対応した国際会議並びに日本 の対応・役割(「京都議定書」採択を中心に)」という単元を構成。

(授業づくりのポイント)

①国家間交渉では国益重視の問題の発生…国家間交渉の限界

②自己の問題として考え、自己行動プログラムの作成

		1～5	分 析 理 由
国際 理解	所 属	2	コスモポリタンの立場や思考が強調された展開になっているが、それに至るまでの道筋や具体像が示されておらず、理想論的な授業展開になっている。
	経 済	2	世界経済を、単一な組織構成から考えておられるが、これの成立要因が明らかにされておらず、この展開では具体像が見えてこない。
	視 点	2	国民的立場を離れ、地球市民的発想の大事さがとかれているが、多文化理解や多文化共生の視点が明らかにされておらず、授業展開に無理が感じられる。
コメ ント	授業全般を通して理念型の展開が予想され、具体化をともなった実践には繋がらない懸念が感じられる。地球環境問題においても、自己プログラムによる個人の努力のみにその解決が求められており、多分に実効性が弱い理念型の環境教育プランになっており、ただの理想論に留まる懸念が大である。		